国東市

景観計画

Kunisaki City

癒やされ、やすらぐ　心のふるさとの景観づくり

平成31年3月

国東市

「国東市景観計画」の策定にあたって

本市は、国東半島の東側に位置し、半島の中央部に位置する両子山、文珠山を中心とする放射状の谷からなる特異な地形です。そこで生まれた特徴的な土地・水利により豊かな農村文化が育まれ、ため池、くぬぎ林による循環型農林水産業が行われ、世界農業遺産に認定された土地であります。また、神と仏が複雑に絡み合う独特の六郷満山文化があり、多くの寺院、神社、山岳における修験道等が点在しています。海岸線においては、国道２１３号沿線が日本風景街道「別府湾岸・国東半島海べの道」として登録されています。そして、両子山周辺は、瀬戸内海国立公園、その周辺及び海岸線には、国東半島県立自然公園に指定されています。

こうしたことから、国東の景観は、単に「目に見える」表面的な映像だけでなく、地域の歴史、地形や自然に培われた風土、文化や伝統、人々の暮らしや経済活動の積み重ねが表れたものだと考えています。このような独自性を活かしながら、良好な景観づくりを進めることは、郷土を今まで以上に意識し、地域への愛着や誇りをより強く持つことにつながります。

また、穏やかな日々の暮らし、四季を通じた様々な行事を通じて育まれてきた景観資源を、我々の財産として共有し、守り、育て、活用しながら、次世代に継承しなければなりません。そのためには、まず何ができるか、何を子どもたちの世代に残していくかを考え、身近なことから行動を開始していくことが大切ではないでしょうか。

国東市は、市民の皆様、事業者、行政と協働のもと一体となって、良好な景観づくりの取組みを進めることで、観光や交流の活性化にとどまらず、私たちの住む国東に対する誇りや愛着、豊かな暮らしに結び付け、市・地域の魅力や価値を高めていきたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、また、国東市まちづくり計画策定委員会をはじめとする関係者の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

平成３１年３月

国東市長　三河　明史

目　次

１．国東市景観計画について

1-1 計画策定の目的……1
1-2 景観づくりに取り組む意義……1
1-3 景観計画の位置づけ……2
1-4 計画の対象区域……3
1-5 計画の構成……3

２．国東市の景観特性と課題

2-1 国東市の概況……4
⑴市のあらまし……4
⑵まちの成り立ち……5
2-2 国東市の景観特性……7
⑴景観の概況……7
⑵景観構造……9
⑶景観特性……20
⑷広域的な交流・連携の取組み……39
⑸法規制状況……41
⑹上位関連計画の整理……42
2-3 市民意向……44
⑴市民・高校生アンケート……44
⑵市民ワークショップ（景観づくりワークショップ）……59
2-4 景観づくりに向けた課題……60

３．景観づくりの基本方針

3-1 景観づくりの理念と目標……63
⑴景観づくりの理念……63
⑵景観づくりの目標……65
3-2 景観づくりの基本方針……66
3-3 ゾーン別景観づくり方針……71
⑴森林景観ゾーン……72
⑵里山・田園・集落景観ゾーン……73
⑶市街地景観ゾーン……74
⑷海岸景観軸……76
⑸幹線道路景観軸……77

４．良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項

4-1 行為の制限に関する地域区分……78
⑴地域区分の考え方……78
⑵景観形成重点地区の指定……79

4-2 届出対象行為と規模（一般地域）……81
4-3 景観形成基準（一般地域）……82
4-4 届出の流れ……85

５．地域で進める景観づくり（景観形成重点地区）

5-1 世界農業遺産モデル地区 ……86
⑴景観形成重点地区の区域…… 86
⑵景観づくり方針…… 89
⑶届出対象行為と規模…… 91
⑷景観形成基準…… 92
5-2 山岳寺院文化地区……96
⑴景観形成重点地区の区域…… 96
⑵景観づくり方針…… 97
⑶届出対象行為と規模…… 99
⑷景観形成基準…… 100
5-3 大分空港周辺地区 ……104
⑴景観形成重点地区の区域…… 104
⑵景観づくり方針…… 105
⑶届出対象行為と規模…… 107
⑷景観形成基準…… 108
5-4 鶴川地区 ……111
⑴景観形成重点地区の区域…… 111
⑵景観づくり方針…… 112
⑶届出対象行為と規模…… 114
⑷景観形成基準…… 115

６．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

6-1 景観重要建造物の指定の方針……124
6-2 景観重要樹木の指定の方針……126
6-3 指定のフロー……128

７．良好な景観づくりのための仕組み

7-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項 ……129
⑴基本的な考え方…… 129
⑵屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項…… 129
7-2 景観重要公共施設の整備等に関する事項 ……130
⑴基本的な考え方…… 130
⑵景観重要公共施設の整備方針…… 130
7-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 ……132
⑴基本的な考え方…… 132
⑵魅力ある農村景観を保全・創出するための方針…… 132
7-4 自然公園法の許可の基準 ……133

８．景観づくりの推進に向けて

8-1 景観づくりの考え方 …… 134
8-2 景観づくりの推進に向けた施策と体制 …… 134
⑴景観づくりに対する意識の向上 …… 134
⑵景観法・制度の活用 …… 135
⑶景観づくりに関連する事業・計画等の推進 …… 136
⑷景観づくり推進体制の構築 …… 136
⑸多様な主体の参画機会の提供 …… 137
8-3 施策展開のスケジュール …… 138

１．国東市景観計画について

1-1 計画策定の目的

本市は、両子山・文珠山を中心とした特異な地形、六郷満山文化や神仏習合等の独特な歴史文化、世界農業遺産に認定された農林水産循環、国東半島県立自然公園に指定されている美しい海岸線等、先人たちによって歴史や自然の貴重な景観が引き継がれています。このような景観は、暮らしにうるおいと活力を与え、市民の地域に対する愛着や誇りを醸成するとともに、観光資源としても、後世に伝えていくべきものであるといえます。

本市は、平成 20 年 5 月に景観行政団体となり、これまで「第２次国東市総合計画」等の計画に基づき、景観に配慮した公共施設の整備、環境美化の活動、観光活性化策等を推進してきましたが、市全体としての景観づくりの目標や方針はなく、具体的取組みは十分ではありませんでした。

このような状況の中で、目指すべき将来の景観のあり方を明確化し、地域で大切に守られてきた景観特性を十分に活かし、国東市らしい良好な景観づくりの実現を目指し、「国東市景観計画」（以下、「景観計画」）を策定します。

この景観計画に基づき、景観法に規定された制度の活用や、景観計画に位置づけられた景観に関する他の法律（都市計画法、屋外広告物法、文化財保護法等）の活用を中心に、本市の個性を活かした景観づくりを図っていきます。

1-2 景観づくりに取り組む意義

人々の生活環境に対する意識は、「ゆとり」や「うるおい」等、心の豊かさを求める方向に変化しており、この心の豊かさを実感させる不可欠な要素として、「優れた景観」が重要視されるようになりました。近年、わが国では外国人観光客の増加が顕著ですが、外国人観光客の意識も、これまでの大量の消費から、地域の暮らしや歴史文化の体験、四季の体感等、地域らしさや日本らしさ等へ関心が移りつつあります。

景観は、地域の歴史、地形や自然に培われた風土、文化や伝統、人々の暮らしや経済活動の積み重ねが表れたものです。たとえば、谷筋の集落であれば、伝統的民家、河川や水路、里山、鎮守の森や地域のシンボルとなる樹木等が残り、農林水産業をはじめ、ため池の共同管理や伝統行事等コミュニティを支える生活習慣も残ります。

こうした独自性を持った地域の歴史や文化を活かしながら、景観づくりを進めることは、郷土を今まで以上に意識し、地域への愛着や誇りをより強く持つことにつながります。

景観づくりによって生まれる美しい景観は、そこに暮らす人々にゆとりやうるおいを与え、生き生きとした快適な暮らしをもたらします。そのような暮らしぶりや地域への愛着、誇りは、訪れる人々には地域の魅力となって映り、ひいては多くの人々を引き寄せることにつながります。

このように、景観づくりを行うことは、この地に住む私たちが“まちを内面からきれいに”していくこと、つまり、日々の暮らし、交流を楽しむ舞台として、まちの付加価値を高めていくことであり、それが地域の魅力を高め、住みよいまちや賑わいあるまちづくりに結びついていくと考えます。

1-3 景観計画の位置づけ

景観計画は、景観法第８条に基づく法定計画であり、本市の景観づくりの基本計画となります。

本計画は、第２次国東市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等との連携を図るとともに、大分県の景観に関わる条例を反映させた計画であり、市民、事業者、行政が協働して景観づくりに取り組むための総合的な方策を示したものとして位置づけます。

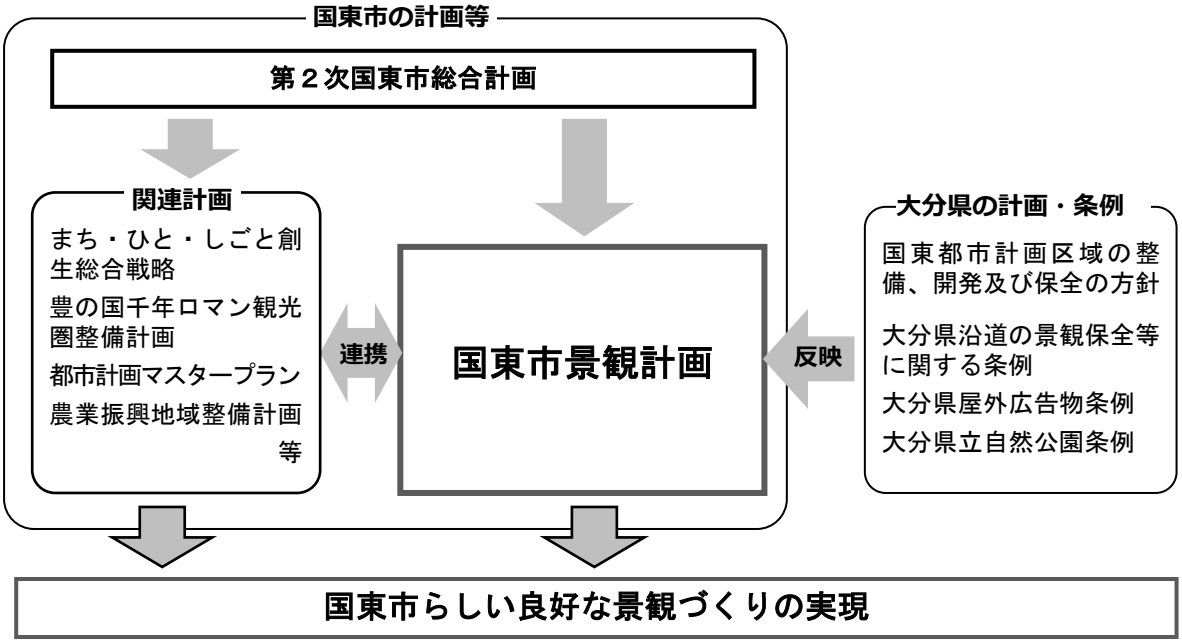

【参考】景観計画に基づく行為規制と支援の仕組み

1-4 計画の対象区域

本市では、山、川、海までの変化に富んだ地形や市域に点在する寺院、神社、石造建造物等、さらには、国道 213 号や市道オレンジロード、ダム、港等、様々な景観資源が各所に見られることから、景観法に基づく景観計画の対象範囲（景観計画区域）は、市全域（地先公有水面を含む）とします。

1-５計画の構成

本計画では、国東市の景観特性と課題を明らかにした上で、景観法に基づく必要事項を定めるほか、景観づくりを推進するための仕組み等について定めます。

計画の構成		
１．国東市景観計画について 策定の目的・意義、位置づけ、対象区域、構成		
２．国東市の景観特性と課題 〇国東市の概況 〇国東市の景観特性 〇市民意向 〇景観づくりに向けた課題		
３．景観づくりの基本方針　※定めることが望ましい事項 〇景観づくりの理念と目標 〇景観づくりの基本方針 〇ゾーン別景観づくり方針	必要事項	景観法に関する事項
４．良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項 〇行為の制限に関する地域区分 〇届出対象行為と規模（一般地域） 〇景観形成基準（一般地域） 〇届出の流れ		
５．地域で進める景観づくり（景観形成重点地区） 〇世界農業遺産モデル地区 〇山岳寺院文化地区 〇大分空港周辺地区 〇鶴川地区		
６．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 〇景観重要建造物の指定の方針 〇景観重要樹木の指定の方針 〇指定のフロー		
７．良好な景観づくりのための仕組み 〇屋外広告物の表示及び掲出に関する事項 〇景観重要公共施設の整備に関する事項 〇景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 〇自然公園法の許可の基準	選択事項	
８．景観づくりの推進に向けて 〇景観づくりの考え方 〇景観づくりの推進に向けた施策と体制 〇施策展開のスケジュール		

2．国東市の景観特性と課題

2-1 国東市の概況

（1）市のあらまし

- 大分県北部の国東半島東部に位置する本市は、市域の一部が瀬戸内海国立公園に指定され、また国東半島県立自然公園に指定されている等、風光明媚な景観を有した都市です。北は周防灘、東は伊予灘に接し、西は豊後高田市、南は杵築市に接しています。
- 本市は、平成 18 年に国見町、国東町、武蔵町、安岐町が合併して誕生した、人口 28,647 人（平成 27 年国勢調査）、面積 318.10k ㎡の都市です。
- 本市は、指定文化財の数が県内で最も多く、歴史の里として知られています。国東半島は、かつて「来縄（くなわ）、伊美、田染（たしぶ）、国東、武蔵、安岐」の 6 つの郷からなり、九州最大の荘園領主であった宇佐八幡宮と、その神宮寺である弥勒寺（みろくじ）の僧が開いた寺院群による神仏習合の「六郷満山文化」が花開いた地であり、多くの歴史的な景観資源を有しています。
- 谷筋に細く広がる田園や里山では、水稲、しいたけ等が栽培されています。周防灘・伊予灘に面する漁港では、タチウオ、タコ、たい等の水産物が水揚げされています。近年では、オリーブ、くにさきオイスター等、新たな特産品も生まれています。
- 昭和 59 年には県北国東地域テクノポリス計画地域（高度技術工業集積地域）に指定され、先端技術産業の誘致企業や関連産業が立地しています。
- 平成 25 年 5 月には国東半島宇佐地域が「世界農業遺産」に登録され、これらの地域資源を最大限活用した取組みが行われています。
- 本市には、大分県の空の玄関口である大分空港が立地していることから、空港を利用すると時間距離では県内で東京に最も近い都市です。また、沿岸部に国道 213 号、中腹部に市道オレンジロードが走り、生活・産業・観光における骨格路線となっています。

図　国東市の位置

（２）まちの成り立ち

【古代】

- 縄文時代早期から弥生時代中期頃にかけ、国東半島は瀬戸内から九州東部にかけて姫島産出の黒曜石を媒介にした交易センターとなっていたことがうかがわれます。
- 海岸には古代の津（港）である国埼津（くにさきのつ）があり、海上交通の拠点的役割を果たしていました。

安国寺遺跡（弥生のムラ安国寺集落遺跡公園）

【中世～江戸時代】

- 宇佐では 725 年に弥勒寺が建立され、国東半島においては「浦部十五荘」とよばれる荘園群を有することとなり、これらの荘園は姫島をはじめ海岸線に多く分布していました。
- 六郷は「来縄、伊美、田染、国東、武蔵、安岐」の国東半島全体を示すものであり、六郷山寺院の多くは、宇佐宮・弥勒寺の勢力が弱まる鎌倉時代以降に形成されたとされています。
- 六郷山寺院の経済基盤は、住僧等によって切り開かれた小規模な谷の水田や焼畑であったと考えられ、これらの水田は鎌倉時代、「払（はらい）」と呼ばれ、山間の河川に小規模な堰を作り、開かれたと考えられています。
- この頃には、仏教が民衆に広まり、国東塔をはじめ、板碑（いたび）、宝篋印塔（ほうきょういんとう）等、多くの石造建造物が建立されました。
- 江戸時代には、国東の一部にあった幕府の直轄領を除き、ほぼ全域が杵築藩の領地となり、杵築藩は多くの学者を輩出しています。世界的哲学者である三浦梅園は、1723 年に安岐町で生まれました。
- この頃から七島藺（豊後表）の栽培が本格的に奨励され、本市の良港を起点に関西や東海方面へ出荷されました。

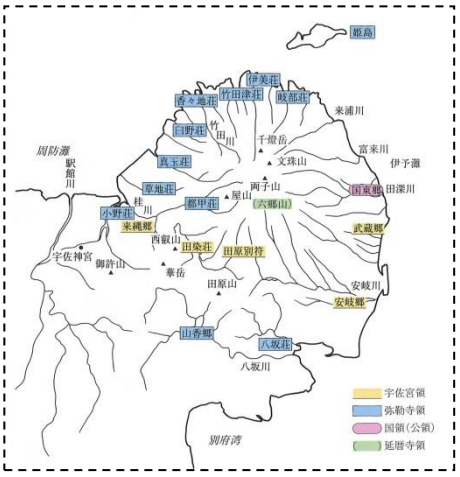

中世の国東半島の荘園・公領の分布

資料：「国東の文化財探訪」国東市・国東市教育委員会

国東塔（長木家）

板碑（護聖寺）

三浦梅園旧宅（国指定史跡）

六郷山寺院の広がり　　資料：「国東の文化財探訪」

【明治～昭和】

- 明治 45 年から大正 3 年にかけ、国東鉄道株式会社が設立され、昭和 10 年に杵築駅から国東駅までの全線 30.3km が開通しましたが、災害により昭和 41 年に全線廃線となりました。
- 昭和 43 年に周防灘フェリー（国東市～山口県周南市）が就航し、昭和 46 年には本県の空の玄関口である大分空港が開港しました。
- 昭和 59 年には県北国東地域テクノポリス計画区域（高度技術工業集積地域）に指定され、平成 3 年には大分空港道路が開通し、その後、北大道路（高速道路）と接続されました。
- 昭和 57 年に大分キヤノン株式会社、昭和 59 年にソニーセミコンダクタ株式会社大分テクノロジーセンター（名称は当時）をはじめとする先端技術産業の企業が立地しました。

竹田津港（周防灘フェリー）

大分空港

【現代】

- 平成 18 年 3 月、平成の大合併により国見町、国東町、武蔵町、安岐町が合併し国東市が誕生しました。

2-2 国東市の景観特性

（１）景観の概況

本市は、両子山、文珠山、伊美山を中心とする山岳、田園・里山や、市街地が形成されている沿岸部、周防灘・伊予灘の海岸線等、多様な「山と野と里と街と海」からなる特有の景観を有する都市です。

これらの景観は、自然の織りなす風土、人の生業や歴史、現在の人々の生活が古代から現代までの長い時間の中で、複合的に重なり合い、形づくられてきたものです。

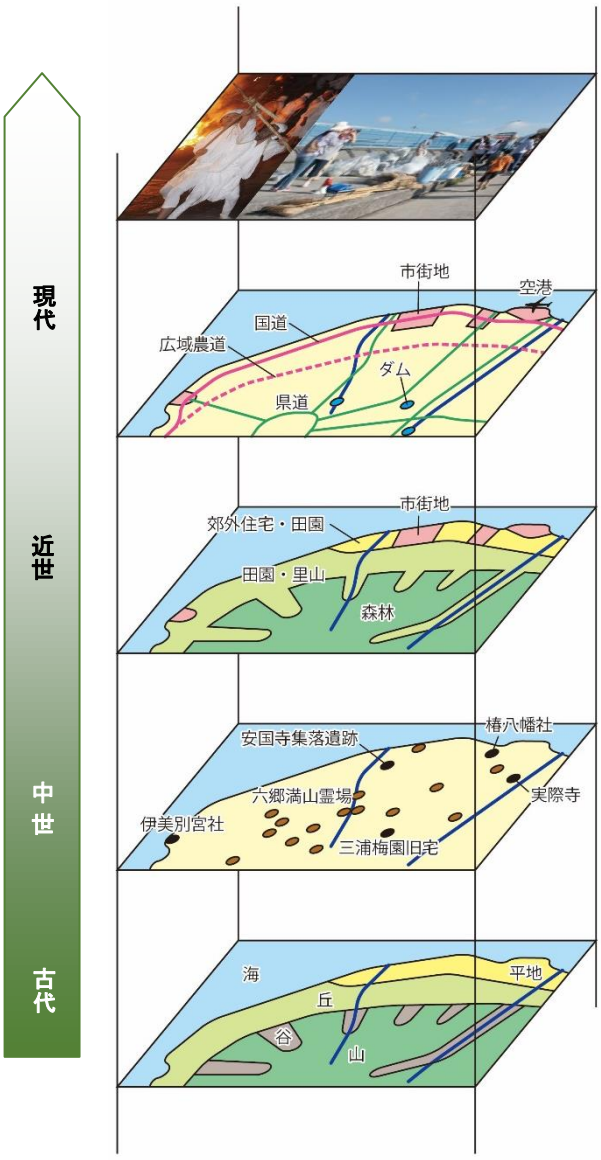

人々の活動

地域住民、ＮＰＯ、企業等の様々な主体によって、地域清掃や環境美化の活動、伝統行事が行われ、良好で個性豊かな景観が引き継がれている。

都市基盤

道路、公園、大規模工場地、港、ダム等、人々の暮らしを支える都市基盤が景観を形づくり重要な構成要素の一つとなっており、国道沿いや平坦地には市街地景観が形成されている。

生業・文化

伝統的な坊集落の面影を残す集落や農業集落、ため池群や棚田の水稲、クヌギを活かしたしいたけ栽培等の農林水産業とともに、修正鬼会等の伝統行事が息づいている。

歴　史

両子山を中心に放射状に延びる谷筋に沿って６つの郷に開かれた「六郷満山文化」を担った史跡・文化財は国東の風土を感じさせる景観を作り出している。

自　然

多くの山並み、谷筋、奇岩秀峰、放射状に海に注ぐ河川、美しい海岸線は、国東市の独自の景観の骨格を構成している。

図　時間軸に沿った景観の成り立ち

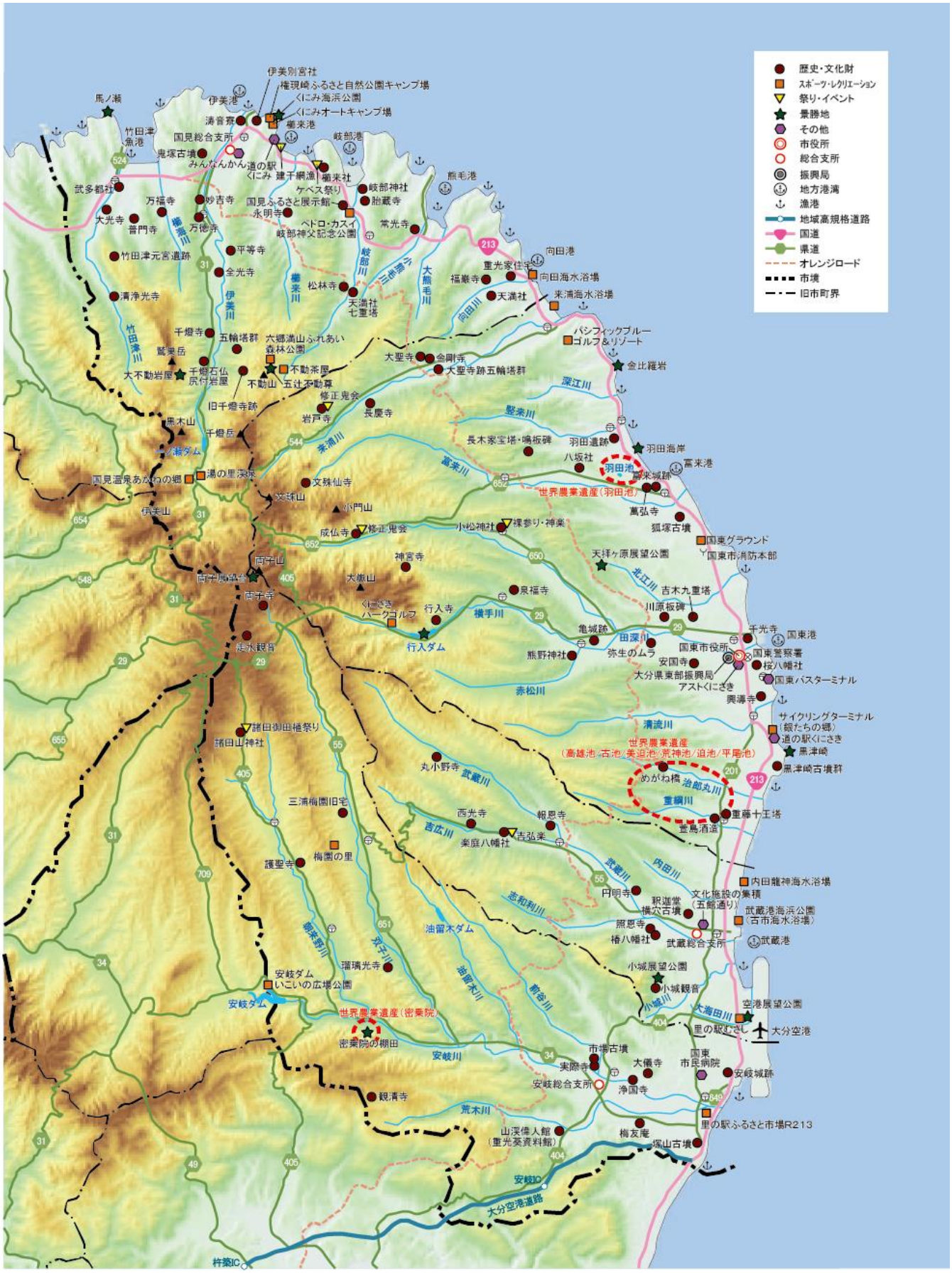

図　国東市の主な地域資源

（２）景観構造

①地形から見た景観構造

本市の地形は、中央に位置する両子山周辺の奇岩秀峰の山岳、両子山、文珠山等の山地、放射状に切り込まれた谷、円弧状に延びる自然豊かな海岸線で構成されている点に特徴があり、これらが景観構造の土台をなしています。

地形構造と景観的な特徴

区分	景観構造	特徴
山岳地	山々の山頂部では、岩肌があらわになった奇岩秀峰の山容を見せる。	・五辻不動尊、大不動岩屋、千燈岳等では複雑な山容を形成し、気象や時刻によって様相を変え、国東特有の景観が見られる。 大不動岩屋
山地	樹木に覆われた山々の緑が本市の景観の背景となっている。	・国東半島のランドマークとなっている。 ・眺望点からは、半島中腹から平坦部、伊予灘方面を望むパノラマ景観が展開する。 ・山頂から伊予灘・瀬戸内海側に向かって、放射状型の稜線を形成している。 両子山から見た山地の景観
谷地	二十八谷といわれる谷地形が両子山の山頂から下流方向に延びる谷筋の上流部に展開している。	・谷あいの田園の両側に山々の稜線が見え、谷筋方向のみに見通しがきくといった方向性（軸性）のある景観に特徴がある。 ・眺望できる範囲が限定的であるため、近景・中景に視点が集まる。 谷地
丘陵地	なだらかな丘陵地が稜線の末端部等から広がっている。	・小城展望公園等、眺望に優れた丘陵部がある。 小城展望公園からの眺望

区分	景観構造	特徴
平坦地	平地は丘陵地の外縁から海岸部にかけて広がり、幹線道路を軸に市街地景観や沿道集落景観を見ることができる。	・平坦部の田園からは周辺のなだらかな丘陵や遠景の山並みを眺望できる。 岐部神社参道から千燈岳方面を望む 来浦から千燈岳方面を望む
海・海岸	国東半島県立自然公園に指定されており、岬、入り江、海食崖、砂浜等、多様な景観を有する。	・空の玄関口となっている大分空港は地域の拠点景観となっている。 ・国道213号は日本風景街道「別府湾岸・国東半島海べの道」に登録され、6市町が連携して、海岸線の魅力や美しさの再発見と創出、地域の誇りの醸成を目指している。 黒津崎海岸 馬ノ瀬

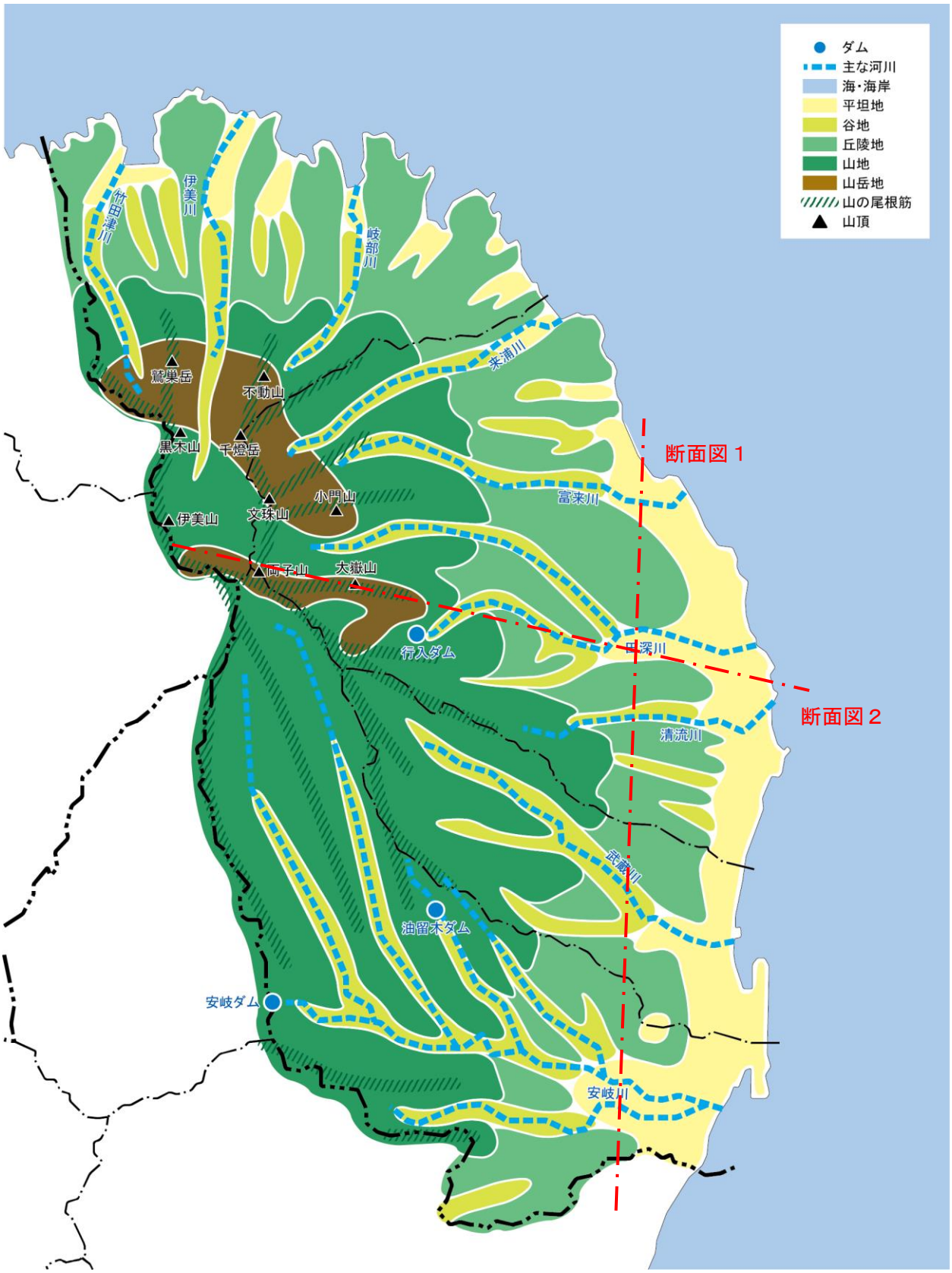
ダム
主な河川
海・海岸
平坦地
谷地
丘陵地
山地
山岳地
山の尾根筋
山頂
伊美川
竹田津川
岐部川
来浦川
鷲巣岳
不動山
黒木山
千燈岳
小門山
文珠山
伊美山
両子山
大嶽山
行入ダム
富来川
中深川
清流川
武蔵川
油留木ダム
安岐ダム
安岐川
断面図１
断面図２

図　地形からの景観構造

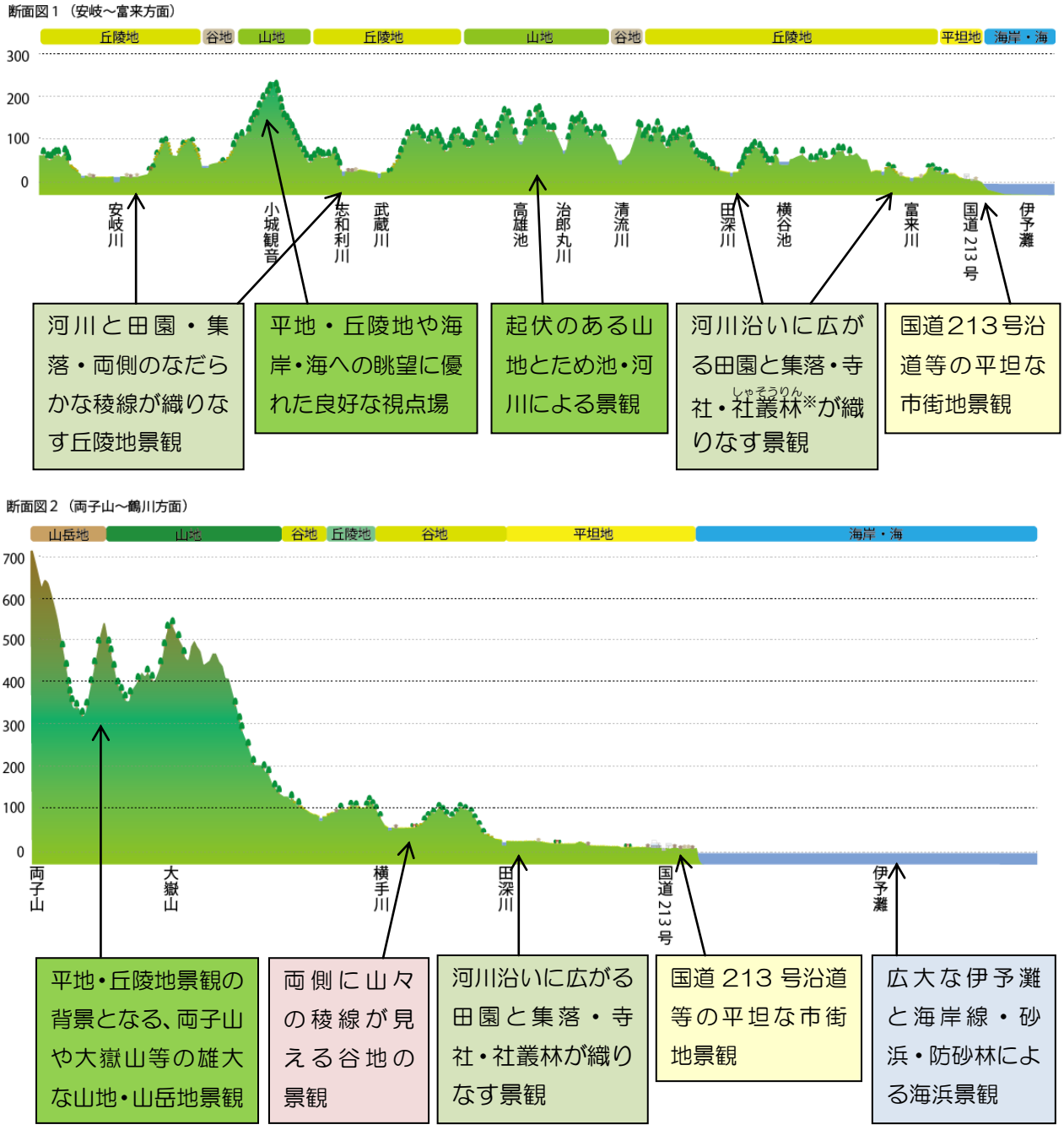

図　景観の断面構造（カシミール３Ｄを基に作成）

※社叢林（しゃそうりん）：神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。鎮守の森とも言う。

②土地利用から見た景観構造

本市の土地利用は、地形構造に即した形で、山岳、森林、里山・田園集落、沿道型集落、市街地の５区分によって構成されており、景観構造の基調をなしています。

土地利用と景観的な特徴

区分	特　徴
山岳景観	・山々の頂上の奇岩秀峰は、山岳信仰の場として、史跡も多く残っている。 五辻不動尊の岩と千燈岳 大不動岩屋 五辻不動尊の参道から姫島を望む
森林景観	・両子山を中心に、森林は山岳信仰の場となった寺社等を有し、豊かな森林景観が広がっている。 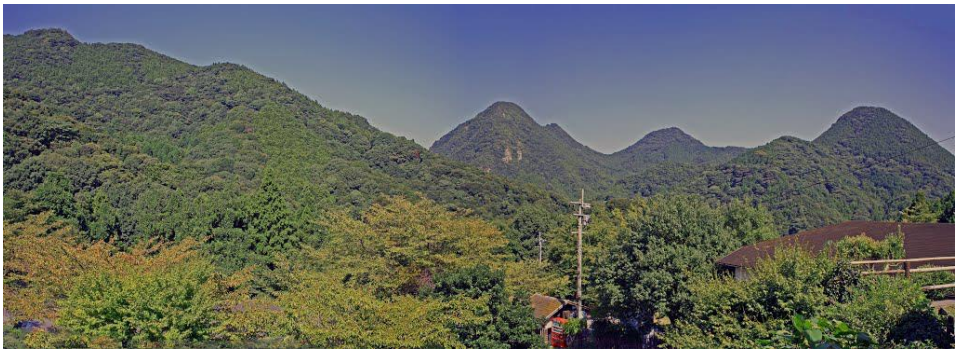 山々への眺望 両子山の樹林 両子稲荷大明神

<table>
<tr><th>区分</th><th>特　徴</th></tr>
<tr><td></td><td>

両子寺周辺の紅葉（ドローンによる空撮）

両子山から上国崎方向を望む（ドローンによる空撮）
</td></tr>
<tr><td>里山・田園集落景観</td><td>
・小河川に沿って分布する谷あいには、集落と里山、田園が一体となった景観が展開している。
・密乗院では、美しく特徴的な棚田の田園景観が見られる。

国東町七巻神社周辺（ドローンによる空撮）

田園集落（橋上）

安岐町富永三浦梅園資料館付近から両子山方面を望む（ドローンによる空撮）

田園集落（ドローンによる空撮）

密乗院の棚田
</td></tr>
<tr><td>沿道型集落景観</td><td>
・低地部や丘陵部の一部では、田園等の農地と住宅地が共存する景観を基調として、集落地、新興住宅地等が点在する景観が広がっている。

大分空港道路から見た集落
</td></tr>
</table>

区分	特　徴
市街地景観	・国道 213 号沿道、国東町の市役所周辺、国見・安岐・武蔵の支所周辺は市街地として、商業、業務、旅館、住宅、倉庫等が立地する低層低密で住商混合型の市街地が展開している。 **（国東町）** ・国東町の市街地では、公共施設がシンボル性の高い景観要素となっている。国道 213 号に街路樹、広幅員歩道が整備された道路景観や、田深川沿いの親水性の高い良好な水辺景観が形成されている。鶴川地区では商店街が形成されているが、近年老朽化や空き地化・空き店舗化が進行している。 国東町市街地の遠景（旧市役所より望む） ※新庁舎建設前 鶴川地区の商店街 国東町の市街地（アストくにさき、市役所、桜八幡神社方面）（ドローンによる空撮） **（安岐町）** ・安岐町では、安岐川沿いに店舗付住宅の商店街が形成されている。 **（武蔵町）** ・五館通り（県道両子山武蔵線）沿いに公共施設が集積している。 安岐川沿いの市街地 県道両子山武蔵線沿道（古市交差点付近） 武蔵町の旧商店街

区分	特　徴
	（国見町） ・伊美川沿いには、生け垣や家庭菜園等、緑が豊かで、敷地規模が比較的大きい伝統的な形態の家屋が一部残っている。 伊美の市街地（涛音寮より） 伊美の市街地
漁村集落景観	・漁港周辺の集落は小規模で、集落内道路沿道には、漁具類も置かれている等、漁村らしさの残る景観が残っている。 富来港周辺 武蔵港周辺

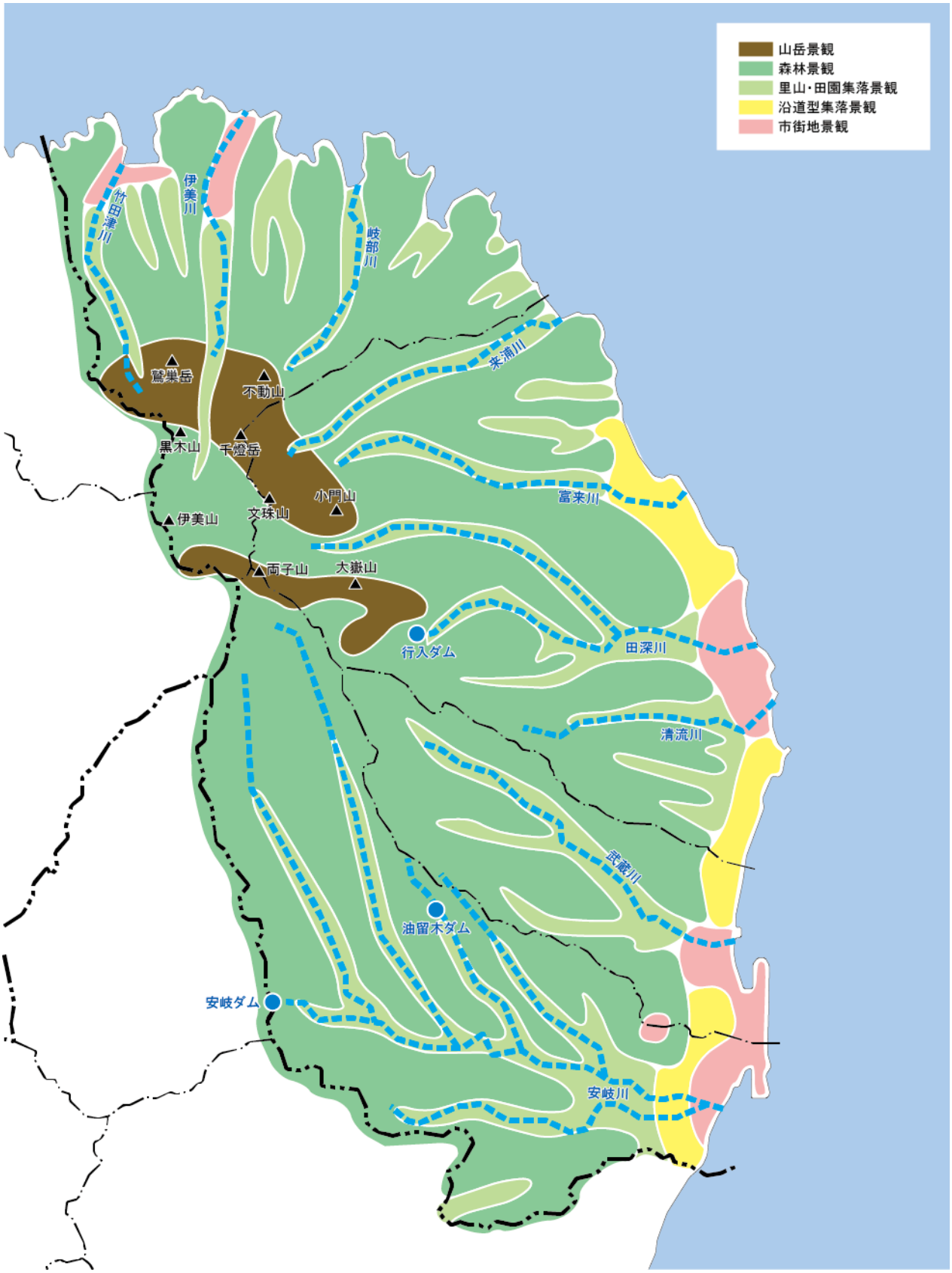

土地利用から見た景観構造

③景観プロトタイプ

本市に見られる代表的な景観を「景観プロトタイプ」として位置づけ、谷筋の景観、田園集落景観、海岸部の港景観について景観構成要素を抽出しました。

1）両子山に向かう谷筋の景観

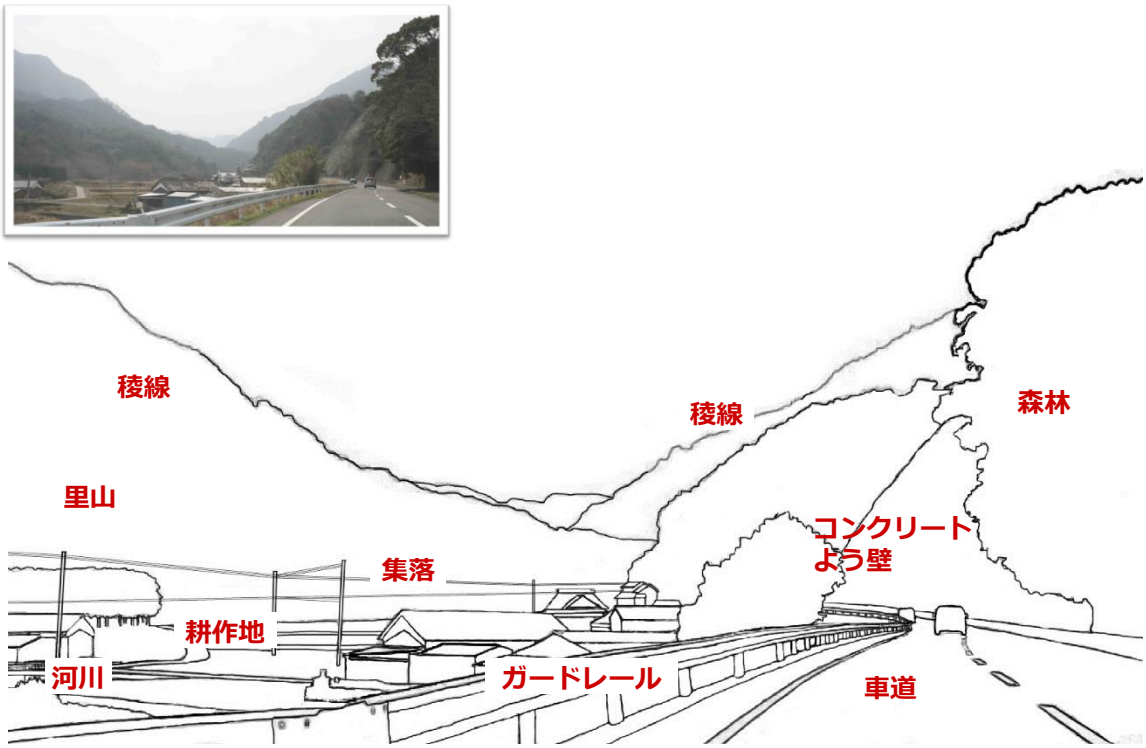

2）神社・社叢林と一体となった谷地の田園集落景観

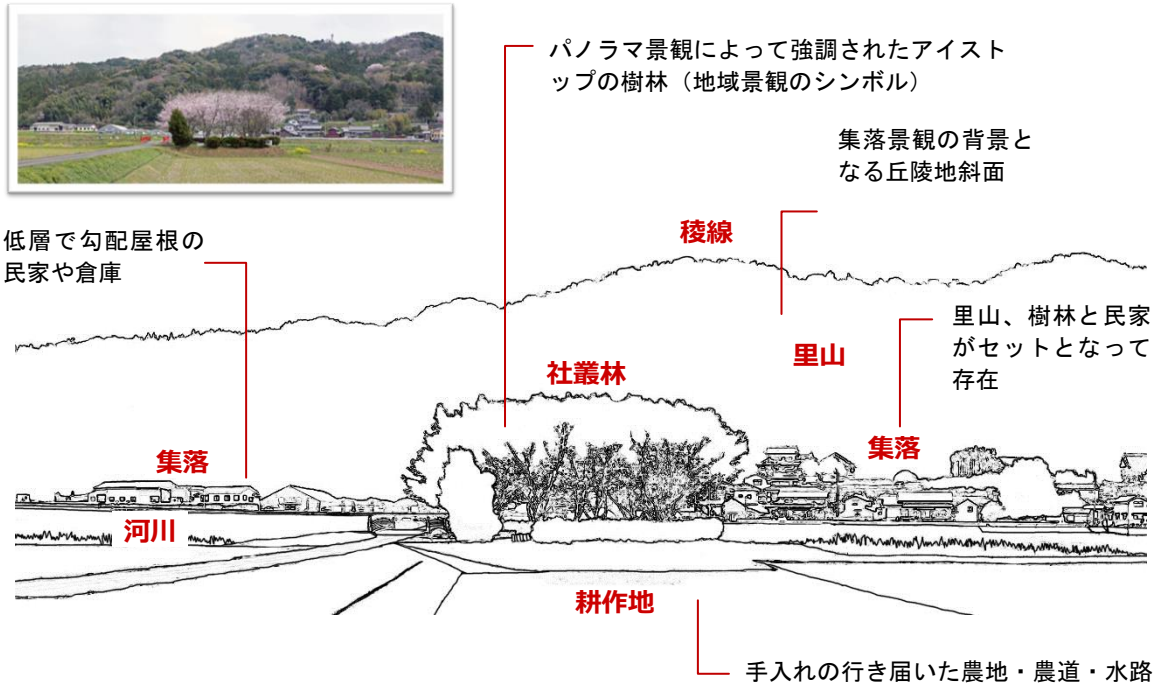

３）両子山方面を眺望する谷地の田園集落景観

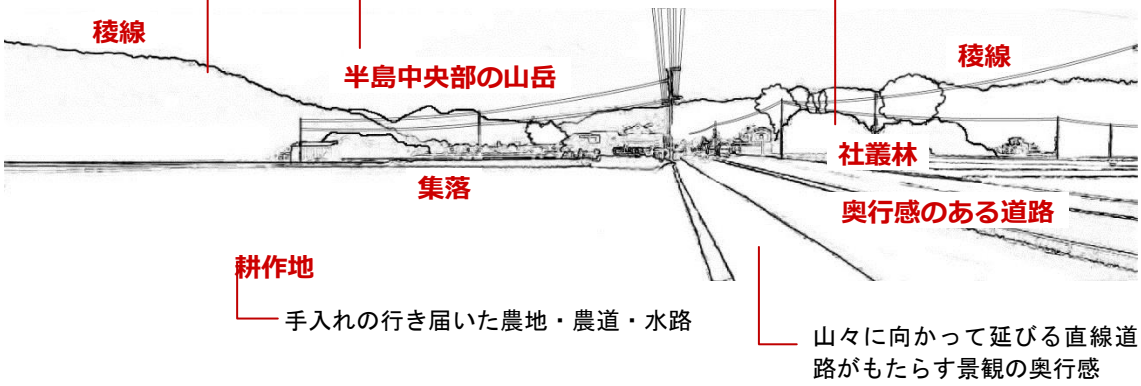

４）海岸部の港景観

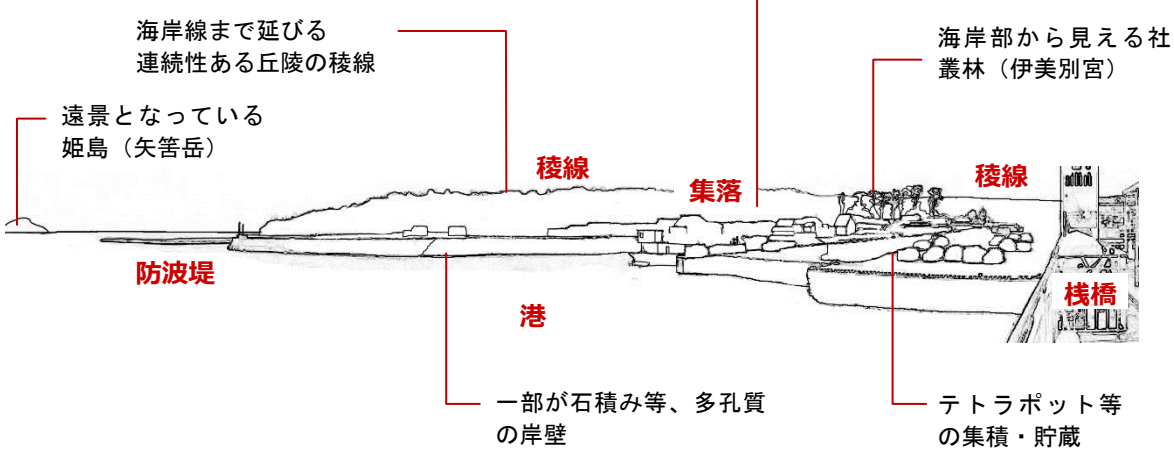

（３）景観特性

①自然景観

１）山・谷の景

- 中央部に位置する両子山、文珠山、伊美山を中心とする放射谷（二十八谷）からなり、奇岩秀峰に富む地形を有しています。
- 森林は市域面積の約 6 割を占め、本市の自然や景観の骨格を形成していますが、森林面積は減少傾向にあります。
- 両子山等の山々は、日常的に眺めることのできる身近なランドマークとなっており、山頂からは丘陵地や平坦地、海岸部までの壮大なパノラマ景観を楽しむことができます。
- 谷筋では、小河川に沿って帯状に形成された農地や集落と、里山とが一体となった谷筋景観が形成されています。

両子山からの眺望

両子山

文殊耶馬

大不動岩屋

五辻不動尊からの眺望

鷲巣岳

2）水の景

【河川】

- 中央の両子山系の山々から放射状に延びる谷筋に山の間をぬって、水量の少ない小河川が数多く流れているのが特徴です。
- 最長の安岐川（全長 21.2km）、田深川（全長 14.1km）、伊美川（全長 13.6km）を中心に構成されており、低平地には狭小で短く、勾配の急な河川が多数存在しています。

【ため池】

- ため池は、11 世紀の開田の時期から始まったとされ、現在、市内には多くの小規模なため池があります。
- 旭日地区や富来地区等では、複数のため池が連結し、農業用水を確保・供給し合うシステムが残っており、このため池の操作や管理を委ねられた「池守り」によって自主管理が行われています。

複数連結式のため池（国東市旭日地区）

安岐川

行入ダム

羽田池のクヌギ林とため池

狭間新池

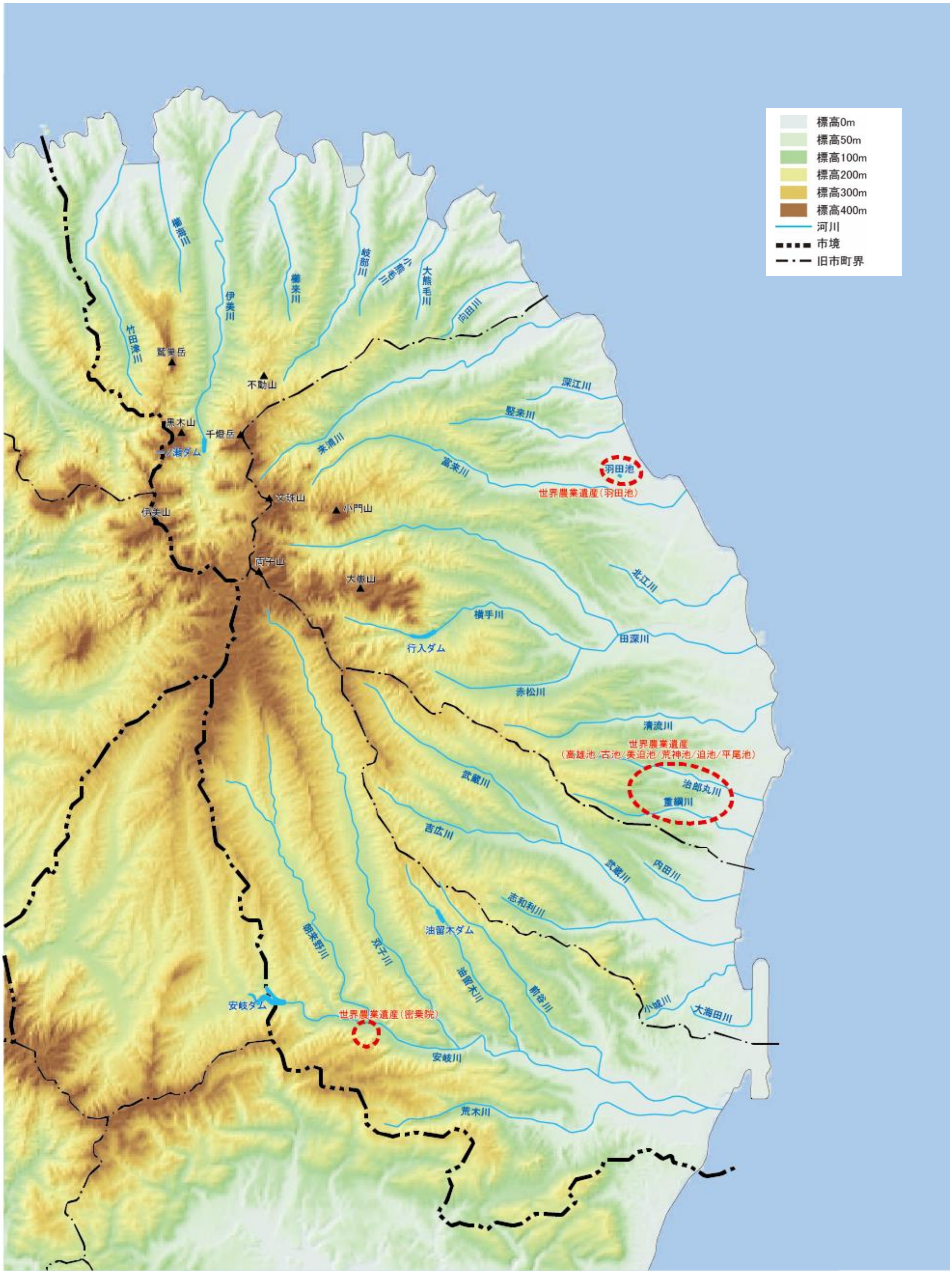

標高0m
標高50m
標高100m
標高200m
標高300m
標高400m
河川
市境
旧市町界
櫛海川
竹田津川
伊美川
櫛来川
岐部川
小熊毛川
大熊毛川
向田川
鷲巣岳
不動山
黒木山
千燈岳
一ノ瀬ダム
来浦川
深江川
堅来川
富来川
羽田池
世界農業遺産（羽田池）
文殊山
小門山
伊美山
両子山
大嶽山
北江川
横手川
行入ダム
田深川
赤松川
清流川
世界農業遺産
（高雄池/古池/美迫池/荒神池/迫池/平尾池）
治郎丸川
重綱川
武蔵川
吉広川
武蔵川
内田川
志和利川
朝来野川
双子川
油留木ダム
油留木川
割谷川
小城川
大海田川
安岐ダム
世界農業遺産（密乗院）
安岐川
荒木川

図　自然資源

②歴史文化の景観

- 国東半島一帯では、往時に 185 の寺院、洞窟、僧坊を含め約 800 の大小の堂、石仏・石塔が点在し、仏教文化圏が形成されました。現在では県内で最も多くの指定文化財を抱えており、国指定文化財 15、国登録文化財 19、県指定文化財 92、市指定文化財 321 の計 447 件の指定文化財が各地に広く分布しています（平成 25 年９月現在）。
- 寺社と一体となった社叢林、参道等にも特色があるものが多く、それらが現在も引き継がれ、一体となって地域の景観を特徴づけています。
- 低平地や沿岸部にかけては、安国寺遺跡、狐塚古墳、鬼塚古墳、飯塚古墳、安岐城跡等の史跡が分布しており、教育や景観的な活用を図る上での潜在的な資源となっています。

旧千燈寺跡

成仏寺

文殊仙寺

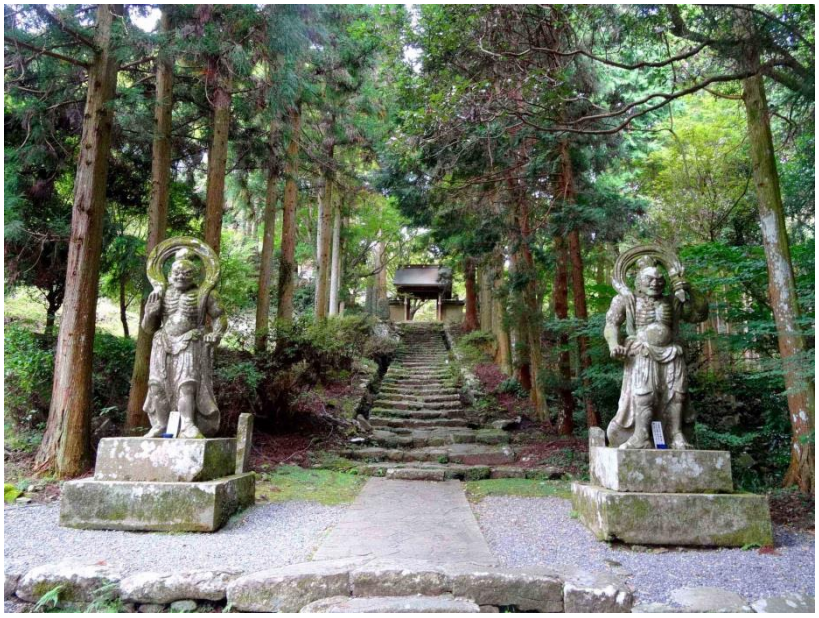

両子寺

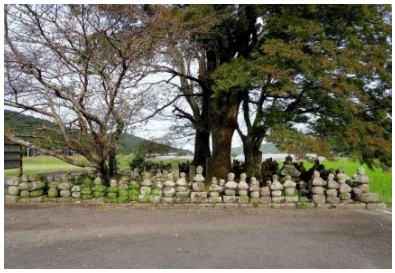

旧大聖寺跡の樹木

八坂社

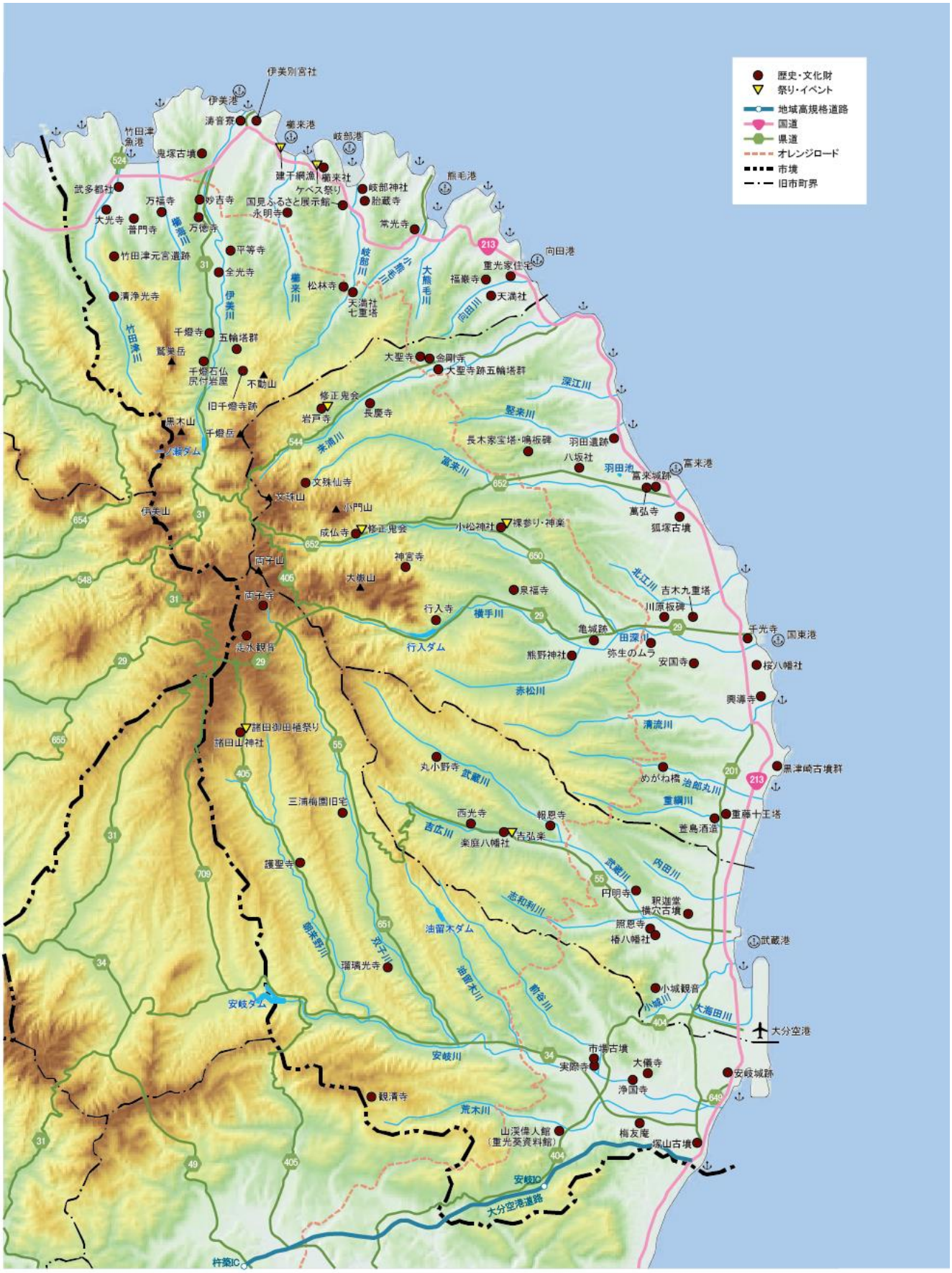
歴史・文化財
祭り・イベント
地域高規格道路
国道
県道
オレンジロード
市境
旧市町界
伊美別宮社
伊美港
竹田津漁港
鬼塚古墳
武多都社
大光寺
普門寺
万福寺
妙吉寺
万徳寺
国見ふるさと展示館
永明寺
竹田津元宮遺跡
平等寺
全光寺
清浄光寺
千燈寺
五輪塔群
鷲巣岳
千燈石仏
尻付岩屋
不動山
旧千燈寺跡
黒木山
千燈岳
文殊仙寺
文殊山
伊美山
小門山
成仏寺
修正鬼会
西叟山
西叟寺
大嶽山
諸田山神社
諸田御田植祭り
三浦梅園旧宅
護聖寺
観音寺
安岐ダム
猪鼻湖
猪鼻湖ダム
行入ダム
行入寺
泉福寺
神宮寺
小松神社
裸参り・神楽
長木家宝塔・鳴板碑
羽田遺跡
八坂社
羽田池
富来城跡
萬弘寺
狐塚古墳
文殊寺
岩戸寺
長慶寺
建干網漁
櫛来社
ケベス祭り
岐部神社
胎蔵寺
常光寺
松林寺
天満社
七重塔
重光家住宅
福巌寺
天満社
向田港
熊毛港
岐部港
櫛来港
富来港
大聖寺
金剛寺
大聖寺跡五輪塔群
亀城跡
熊野神社
弥生のムラ
安国寺
桜八幡社
興導寺
千光寺
国東港
川原板碑
吉木九重塔
黒津崎古墳群
めがね橋
重藤十王塔
萱島酒造
西光寺
報恩寺
吉弘楽
楽庭八幡社
円明寺
釈迦堂横穴古墳
照恩寺
椿八幡社
武蔵港
小城観音
大分空港
市場古墳
実際寺
大儀寺
浄国寺
安岐城跡
山渓偉人館（重光葵資料館）
梅友庵
塚山古墳
安岐IC
大分空港道路
杵築IC
伊美港
櫛来港
岐部港
熊毛港
向田港
国東港
武蔵港
大分空港
伊美川
竹田津川
櫛来川
岐部川
三浦川
大熊毛川
向田川
深江川
堅来川
来浦川
富来川
北江川
横手川
田深川
赤松川
清流川
武蔵川
治部丸川
重綱川
吉広川
内田川
志和利川
油留木ダム
油留木川
前谷川
小城川
大海田川
安岐川
荒木川
櫛来野川
双子川
猫瑞光寺
櫛来川
堅来川
富来川
来浦川
横手川
田深川
武蔵川
安岐川
荒木川
大分空港道路

図　歴史文化資源

【長い年月にわたり守られてきた神社と社叢林】

- 明治 37 年刊行の「大日本帝国大分縣社寺名勝図録」には、国東市内の多くの寺社が鳥瞰図(ちょうかんず)※により克明に描かれており、往時の寺社とその周辺の様子をうかがい知ることができます。
- 現在の鳥瞰写真と比較すると、新たな道路整備や集落の立地等の変化は見られるものの、寺社・社叢林、田園、丘陵地の構造はほぼそのままの形で残っていることが読み取れます。

●椿八幡神社の今昔

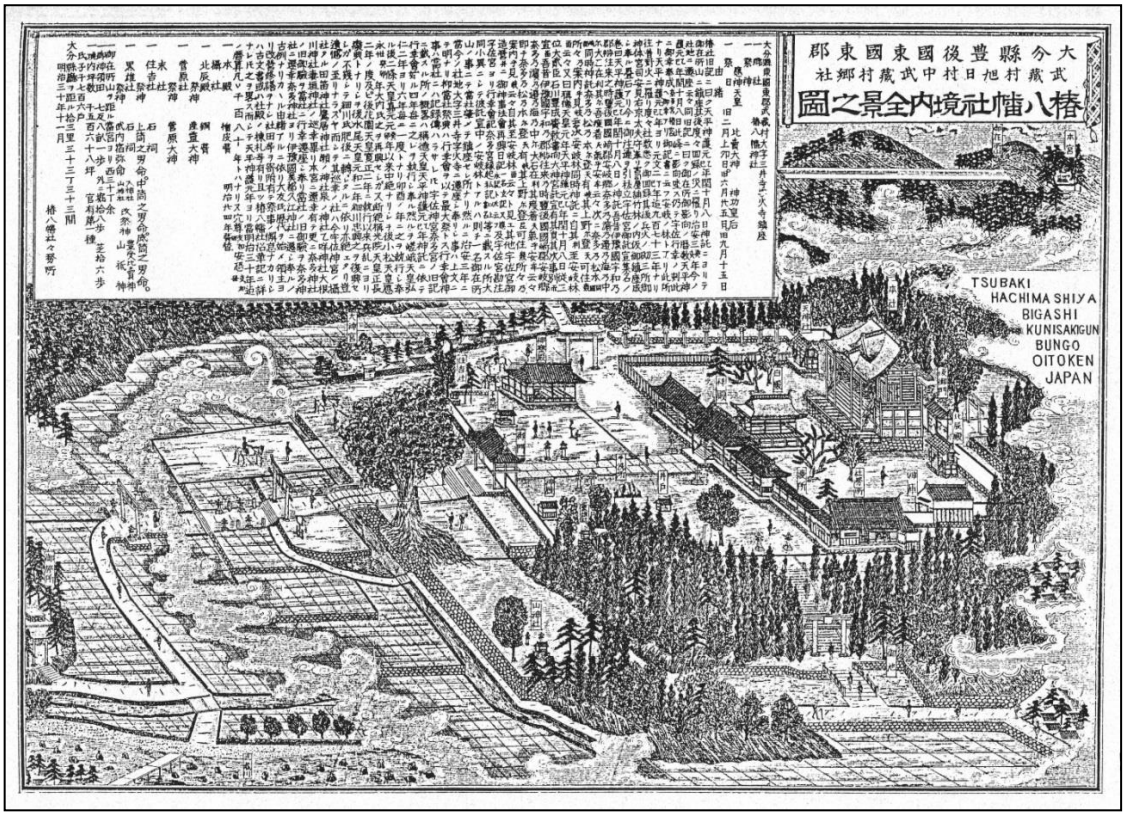

資料：大日本帝国大分縣社寺名勝図録

ドローンによる空撮

※鳥瞰図(ちょうかんず)：高所から地上を見おろしたように描いた図。俯瞰図とも言う。

●桜八幡神社の今昔

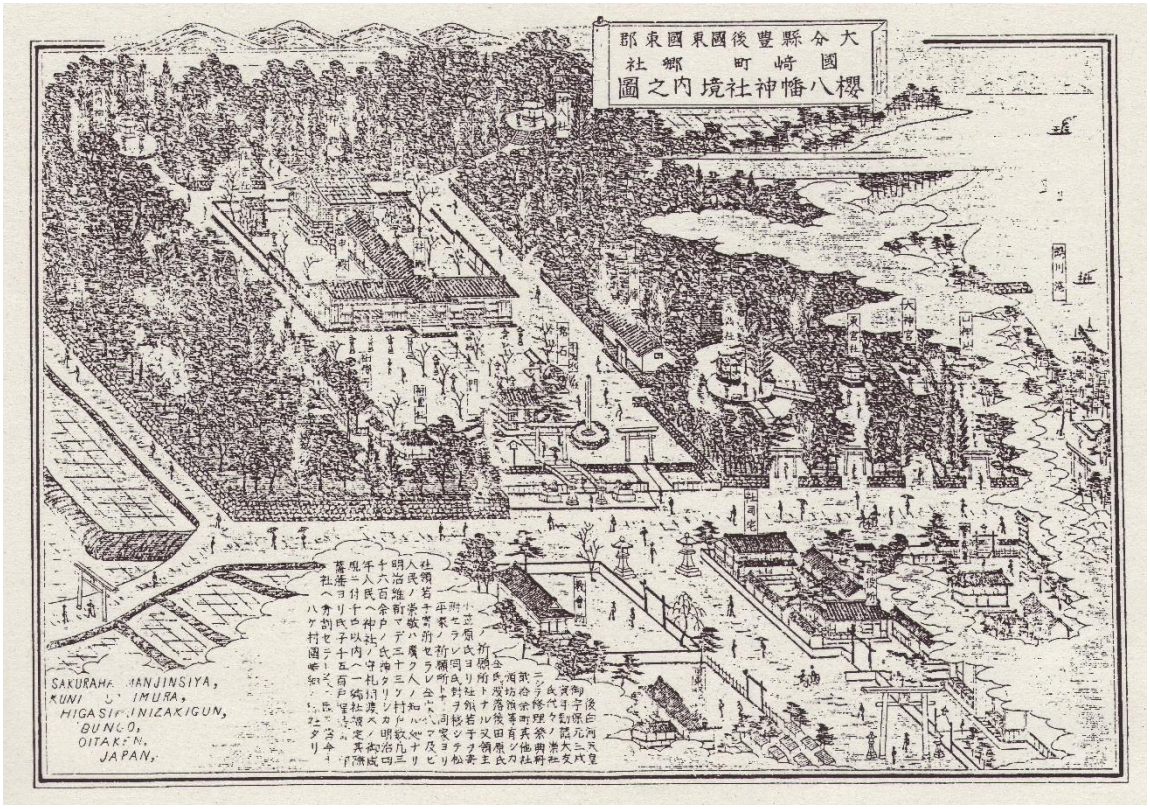

資料：大分県社寺名勝図録

桜八幡神社周辺（ドローンによる空撮）

③里・田園景観

- 山間の小河川の両側では、田園と集落、里山が一体となった景観が形成されています。里山ではクヌギを利用した「原木しいたけ栽培」が伝統的に行われており、耐久性の高い畳表の材料となる「七島藺（シチトウイ）」の国内唯一の産地でもあります。
- 効率的な土地利用・水利用による農林水産業システムに支えられた豊かな農村景観が見られ、これらは平成 25 年 5 月に「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」として「世界農業遺産」に認定されています。
- 一方で、里・田園地域では、農林水産業従事の担い手の不足、高齢化等により、耕作放棄地が目立ってきており、深刻な問題となっています。近年、田園の一部では太陽光発電パネルの設置が目立ってきています。

里山と田園（国見町）

空港道路からの農村景観

谷地に形成された集落

密乗院の棚田景観

天堤茶畑（安岐町）

太陽光発電パネル（武蔵町）

■国東市の原風景　～里・田園景観

国東町　昭和 30 年
　資料：「写真で見る懐かしい昭和の記憶　昭和３０年頃の大分県」（アーカイブス出版）

西武蔵小学校グラウンドと周辺の集落　昭和 31 年
　資料：「保存版　別府・国東・日出・杵築今昔写真帖」（郷土出版社）

④沿岸・都市景観

- 用途地域は国東町の市街地のみに指定され、低層低密な市街地となっています。各地域の市街地では、建物等の老朽化が進み、空き店舗や空き地が増えています。
- 近年、国道 213 号沿いを中心に用途地域外での宅地化が進み、宅地と集落・田園との混在する景観が形成されつつあります。
- 沿岸部を走る国道 213 号が平成 25 年から「別府湾岸・国東半島海べの道」として日本風景街道に登録されています。
- 国見町では、その地形条件から、多くのトンネル（隧道）により地域間が結ばれています。新たな道路建設に伴い使われなくなった古い隧道が残っている場所も見受けられます。

【商業地・ギャラリー通り・幹線道路沿い】

国見町ギャラリー通り

国見町ギャラリー通り

空き地（国見町ギャラリー通り）

安岐町小川商店街

鶴川の商業地

【住宅地】

鶴川の住宅地

新興住宅地（向陽台）

【工業地】

大分キヤノン

【沿岸・沿道景観】

国道 213 号沿道

トンネルと旧隧道

■国東市の原風景　～都市景観

国東駅前（国東町・昭和 39 年）
資料：「目で見る別府・杵築・国東の 100 年」（郷土出版社）

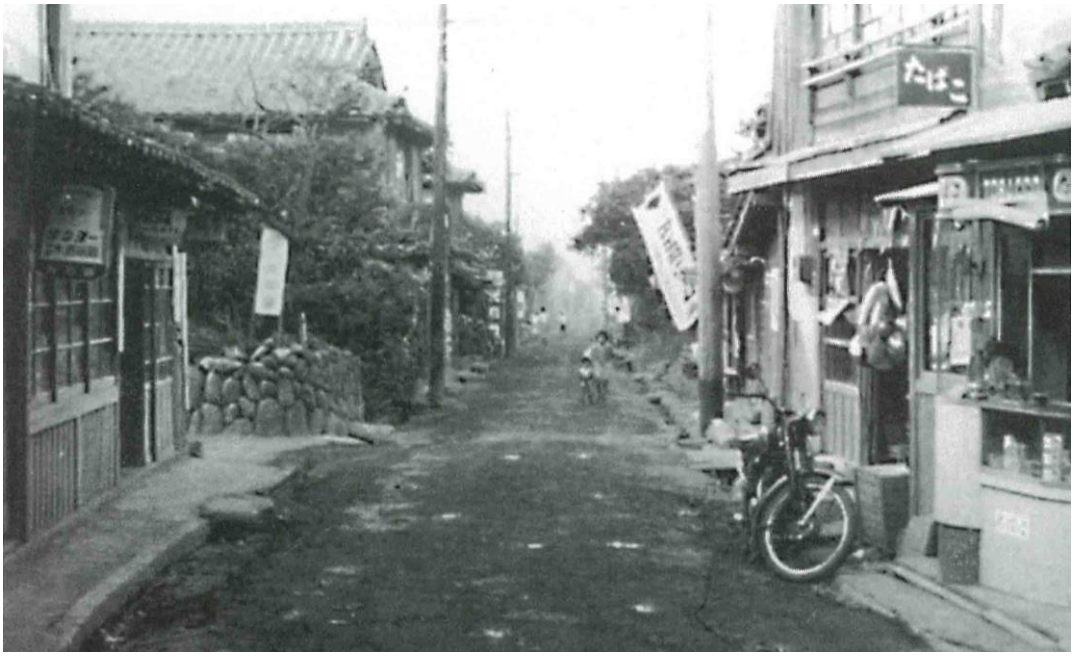

伊美商店街（国見町・昭和 35 年頃）
資料：「目で見る別府・杵築・国東の 100 年」（郷土出版社）

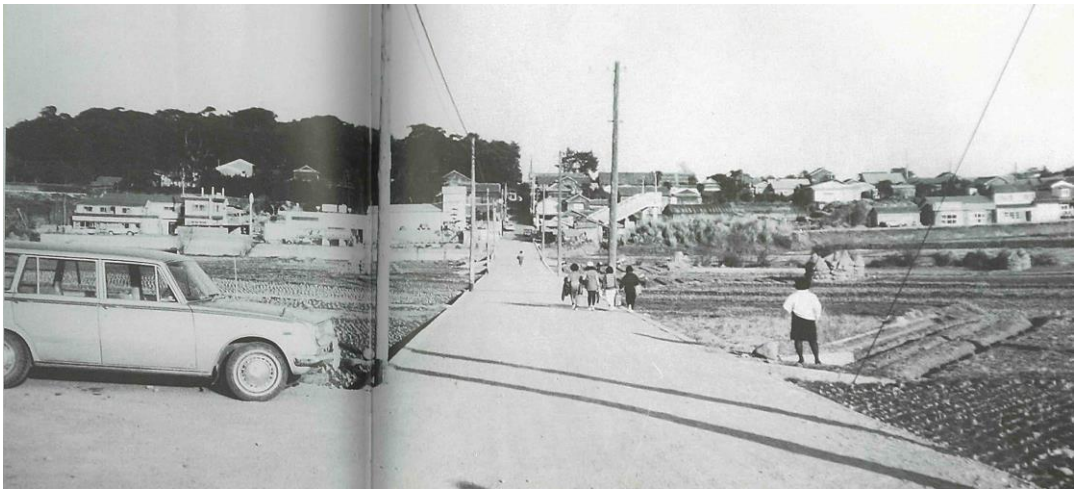

国東小学校前から鶴川方面を望む（昭和 40 年頃）
資料：「保存版　別府・国東・日出・杵築今昔写真帖」（郷土出版社）

・対岸に姫島を望むことができる伊美港をはじめ、港湾・漁港では瀬戸内海や伊予灘の雄大な眺望景観を楽しむことができます。
・大分の空の玄関口である大分空港は、東京・大阪・中部等の国内線、韓国の仁川等の国際線が就航し、毎年秋の「空の日」には空港のエプロンの一角を開放して、消防車や小型機の展示、飛行場内の経路を回るバスツアー等のイベントも開催され、多くの人で賑わっています。

【港湾・漁港・空港】

武蔵港

伊美港

熊毛港

竹田津漁港

大分空港

■国東市の原風景　～沿岸景観

国東町の漁港の子どもたち（昭和 30 年）

国東町漁港（昭和 30 年）

資料：「写真で見る懐かしい昭和の記憶　昭和３０年頃の大分県」（アーカイブス出版）

フェリーが就航した竹田津港（国見町・昭和 43 年）

資料：「保存版　別府・国東・日出・杵築今昔写真帖」（郷土出版社）

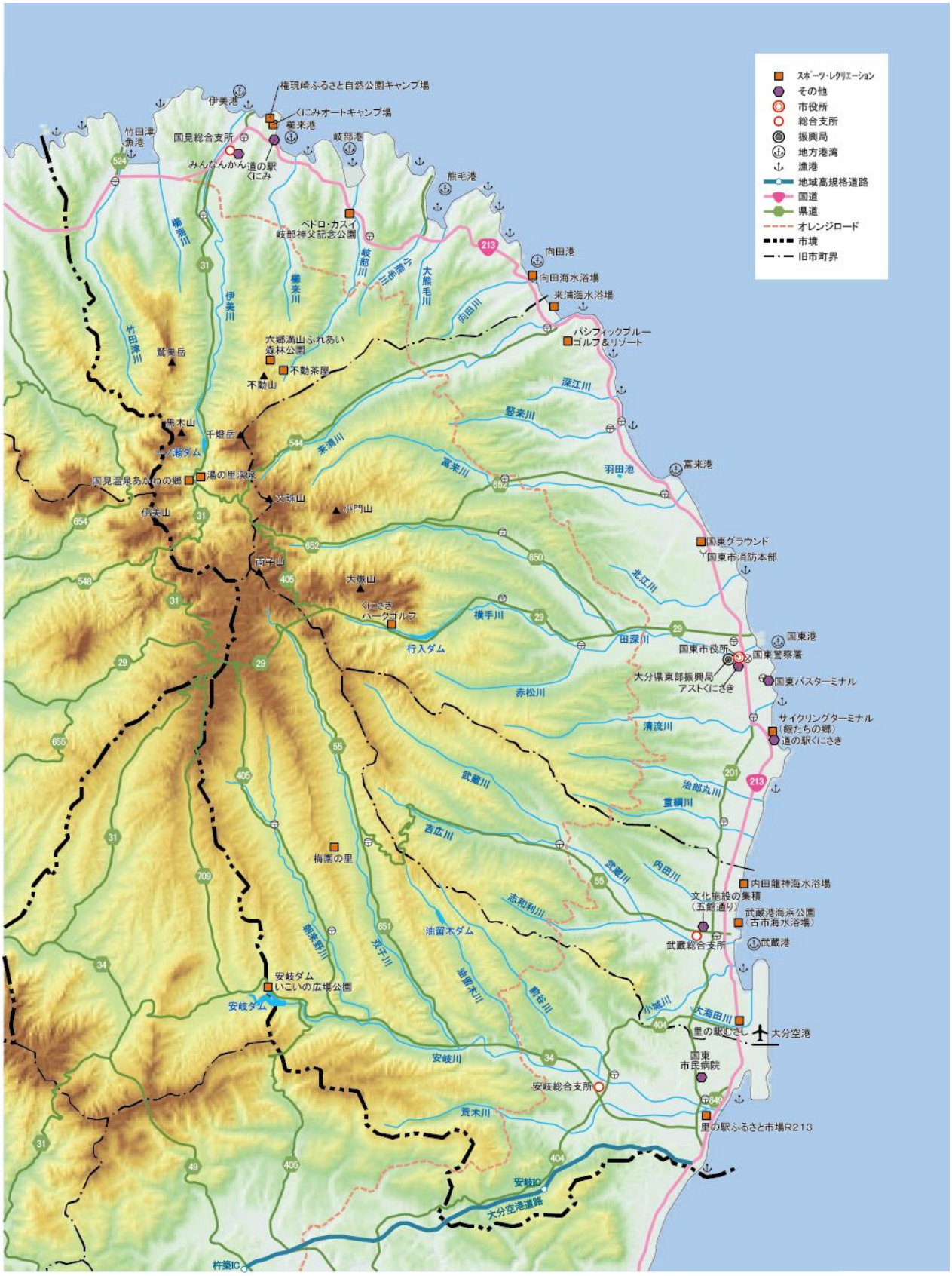

図　ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・公共施設・港

⑤海岸景観

- ほぼ円形に広がる半島の海岸線の北側は、突出した岬と入り江が交互に入込み、半島の東部から南部にかけては、白砂青松の海岸線で構成され、一部が瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園に指定されています。
- 自然海岸では、海、砂浜、防砂林が一体となった景観が形成されています。
- 国見町の沖合いには周防灘に浮かぶ姫島を見ることができ、姫島は海方面への眺望景観の重要な要素となっています。また姫島や航路上からは、国東半島の山並みを見ることができます。

黒津崎（ドローンによる空撮）

金比羅岩

自然海岸からの日の出

建て干し網（高島）

馬ノ瀬

姫島から国東半島を望む

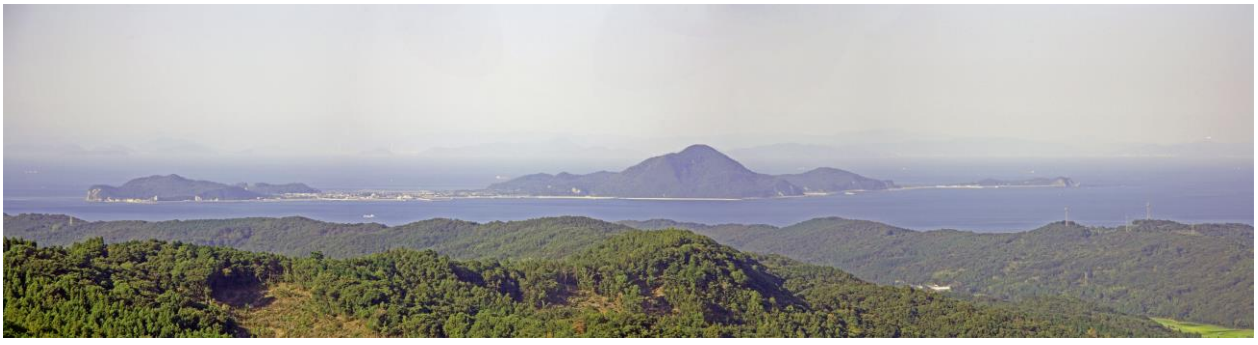

五辻不動尊から姫島を望む

⑥地域活動

- 黒津崎海岸では、「くにさき企業会」等による海岸清掃が毎年行われています。平成 24 年にはウミガメの保護活動を行っている「NPO 法人国東市手と手とまちづくりたい」も加わる等、参加団体を増やしながら、23 年間行われています。「まちづくりたい」はこの清掃活動のほかにも、ウミガメの保護活動として、早朝の海岸パトロールを行っています。
- 安岐小学校では「ふれあい参観日」として親子で通学路のごみ拾い、点検を行っている等、各小学校では登校班での空き缶、ペットボトルのごみ拾いが定期的に行われています。
- 「小城里山を守る会」は、観光ウォーキングコース・トレッキングコース等の整備や小城展望公園への登り道、展望公園の景観整備を通じて、里山の魅力を発信する取組みを行っています。
- 大分県では、おおいたうつくし作戦として、ごみゼロキャラバン・フェスティバルを毎年実施しています。海岸に隣接しているお祭り広場で「夢咲きくにさきふるさと祭り」が開催され、おおいたうつくし推進隊のほかにも、お祭りに来場した方々も参加し、海岸の清掃活動を行っています。

事業所の美化活動（安岐町塩屋海岸）

道の駅周辺沿道の花植え活動（国東半島エコツアーガイド会）

休耕田での「くにさきひまわりプロジェクト」くにさきエコシステム株式会社（国東町浜崎割石地蔵尊近く）

ごみゼロキャラバン（黒津崎海岸）

ごみ拾い（安岐小学校）

ごみ拾い（旭日小学校）

休耕田を活用した菜の花の播種・生育を行う「花いっぱい運動」（千燈地区）

れんげの花植え活動（弥生のムラ周辺）

⑦伝統行事・イベントの風景

・市内では、年間を通じて数々の伝統行事・イベントが行われており、これらの風景は、地域の歴史文化や暮らしぶりを伝えるとともに、まちや地域に賑わいを創出する風物詩となっています。

・農耕にまつわる民俗行事（吉弘楽・ケベス祭り・修正鬼会等）が継承され、現在でも行われており、国東を代表する伝統行事となっています。

年間の主な祭事・イベント

主な行事	時期	開催地	内容
桜まつり	春（3 月上旬）	国東町富来中学校跡地	河津桜を眺めながら一足早い春を満喫できる。
両子寺初午大祭	春（3 月中旬）	安岐町両子寺	子授け祈願のお祭り。餅まき（12 時 00 分～）等も行われる。
諸田山神社御田植祭	春（3 月下旬）	安岐町諸田山神社	五穀豊穣・子孫繁栄を願い行われる。畦塗りや田植え等の作業をユーモラスに演じる。同時にウォーキングと諸田山神社御田植祭の見学会に参加できる。
旭日の世界農業遺産ため池ウォーク	春（3 月下旬）	国東町旭日地区	世界農業遺産に認定された国東町の旭日地区のため池や名所、旧跡を巡るウォーキング大会を実施。
文殊仙寺春季大祭	春（3 月下旬）	国東町文殊仙寺	日本三文殊のひとつである、天台宗・文殊仙寺。普段は開放していない清水を飲むことができる。27 日は午前 11 時と午後２時の二回、厄除け火渡り採燈護摩が行われる。
安岐ダムいこいの広場桜まつり	春（4 月上旬）	安岐ダムいこいの広場	ダム周辺に植えられた 3,000 本の桜が綺麗。開花中はライトアップしているので、夜桜も楽しめる。
お接待	春・夏頃	国東半島一帯	大師信仰から生まれた風習・行事。「弘法大師」の坐像を各地区で持ち、地区の各家が当番で持つ「座元」が毎年旧暦３月 21 日と７月 21 日に大師の像をまつり、参拝者に菓子やモチ・握り飯等を接待する。
国見町工房ギャラリーめぐり	春（5 月上旬）	国見町伊美地区周辺	工房・ギャラリー巡りを開催。
ホーヤク祭り	夏（7 月中旬）	国東町横手・高良地区	陰陽の形をした団子とともに帝釈天に踊りを奉納する。五穀豊穣・家内安全を祈願するお祭り。
小川見立細工七夕飾り	夏（7 月下旬）	安岐町瀬戸田小川商店街	その年の出来事を貝殻や空き缶等を利用して展示。夜はステージイベントやお楽しみ抽選会等で盛り上がる。
吉弘楽 ★国指定重要無形民俗文化財	夏（7 月下旬）	武蔵町楽庭八幡社	天下泰平・五穀豊穣・虫祈祷のために行われる太鼓踊り。
水掛祭り	夏（7 月下旬）	武蔵町古市	古市区全戸を、神輿が水をかけられながら廻る珍しいお祭り。
桜八幡社夏越大祭	夏（7 月下旬～８月上旬）	国東町桜八幡神社	保元二年（1157 年）に建立された神社に伝わる、由緒ある夏祭り。

主な行事	時期	開催地	内容
川舟祭	夏（8 月上旬）	安岐町安岐川河口	住吉社の祭典。船上の炎が漆黒の夜空を焦がす様はダイナミックかつ幻想的。
今在家精霊流し	夏（8 月中旬）	国東町鶴川今在家区	2.8mほどの船に初盆家が新仏の戒名や香台等を積み、読経した後、火をつけて海に流す。
国東おだやか博	秋～冬（9 月中旬～12 月中旬）	プログラムによって異なる	自然・アート・ものづくり・食・歴史文化の５つのカテゴリ、30 のプログラムを体験することができる。
ケベス祭	秋（10 月中旬）	国見町櫛来社（岩倉八幡社）	秋の例大祭の宵祭りとして新暦 10 月 14 日の夜に行われる火祭り。
流鏑馬行事	秋（10 月中旬）	国見町伊美別宮社	騎馬武者姿の射手が馬を走らせながら矢を放つ勇壮な行事。
裸参り	冬（12 月下旬～1 月上旬）	国東町見地小松神社	無病息災を祈願する年越しのお祭り。
修正鬼会 ★国指定重要無形民俗文化財	冬（旧正月） 岩戸寺（奇数年） 成仏寺（偶数年）	国東町岩戸寺 国東町成仏寺	年の初めに家内安全、五穀豊穣、無病息災を祈願する火祭りである。修正会という正月法要と鬼祭り、火祭りの行事が集合したといわれ、六郷満山を代表する伝統行事。
丸小野子供修正鬼会	冬（2 月中旬）	武蔵町丸小野	武蔵町丸小野地区の子どもによる修正鬼会。丸小野寺の「修正鬼会」を模して、子どもの無病息災と火防、五穀豊穣を祈願するために始まった。
小城観音春季大祭	冬（2 月中旬）	武蔵町小城（小城観音）	護摩焚きを行い、無病息災・家内安全・合格祈願等を行う。

⑧四季の景観

・比較的温暖な気候を有する本市では、春は桜・菜の花・レンゲの里・田園風景が広がり、夏には白砂青松の海岸線と深緑に染まった山々や草花、秋は名所・旧跡の紅葉と里の実り、冬は、山々や里に降り積もった雪景色等、四季折々の変化と彩りの風景が見られます。

【春の風景】

・里や田園では、桜・菜の花・レンゲが随所に咲いています。安岐ダムでは約3,000 本の桜が咲き誇ります。

・西方寺地区の山奥では、あたり一面を黄金色に染めるミツマタの大群生が咲き誇ります。

安岐ダムの桜

小松神社の御旅所の桜（上国崎）

ミツマタの大群生

菜の花

【夏の風景】

・飛行機の見える美しい海岸線、深緑の緑に覆われた山々や里の緑、いたるところに咲く色とりどりの花々、花火大会等、市内各所で行われる祭りやイベント等が夏の景観を特徴づけています。

鮮やかな花々の里・田園の風景

花火（むさし夏の夜まつり）

【秋の風景】

・赤と黄の色鮮やかな紅葉に覆われた名所・旧跡が秋の風景を特徴づけており、特に、ダム、両子寺や旧千燈寺跡は人気の高い紅葉スポットとなっています。

一ノ瀬ダムの紅葉

紅葉の旧千燈寺跡

【冬の風景】

・雪で覆われた両子寺・文殊仙寺、冬枯れた里山、降雪時の山里には、幻想的な雪景色が表れます。

雪で覆われた両子寺

冬の旧千燈寺跡

（４）広域的な交流・連携の取組み

①観光面の連携

- 観光面での広域連携として、平成 22 年に「大分県北部地域観光圏（千年ロマン観光圏）」が組織され、圏域内８市町村との連携により、魅力ある広域観光ルートの開発や観光情報の発信、福岡市や首都圏・関西圏等へのプロモーション活動が行われています。
- また、本市では、大分県下の他地域と連携し、「グリーンツーリズム」として農家民泊を推進しており、平成 28 年度現在、37 世帯の受入れ態勢が整い、農村体験を通じて都市住民との交流が行われています。
- 平成 24 年度に整備した、修験行事「峯入り」の名所を各所に織り交ぜたウォーキングコースは、日本ロングトレイル協議会の認定コースとして多くの人々に利用されています。

資料：「国東半島峯道ロングトレイル」ホームページ

②国東半島宇佐地域世界農業遺産

- 平成 25 年５月、国東半島宇佐地域（豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町）は世界農業遺産に登録されました。

> 「世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems:Giahs）」:、国際連合食糧農業機関（FAO）が 2002 年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業を含む。）を認定するものです。

- 水不足で耕作地が制約された国東半島宇佐地域において、先人たちは小規模な「ため池」を複数連結させた用水供給システムにより必要な水量を確保する技術を生み出し、水の安定供給が図られるようになっています。
- 国東半島では、古くからクヌギを利用した原木しいたけ栽培が伝統的に行われてきました。原木しいたけ栽培が行われることで、クヌギ林の伐採と再生が繰り返され、森林の新陳代謝を促し、水資源のかん養等、森林の公益的機能が図られ、里山の良好な環境や景観保全にもつながっています。

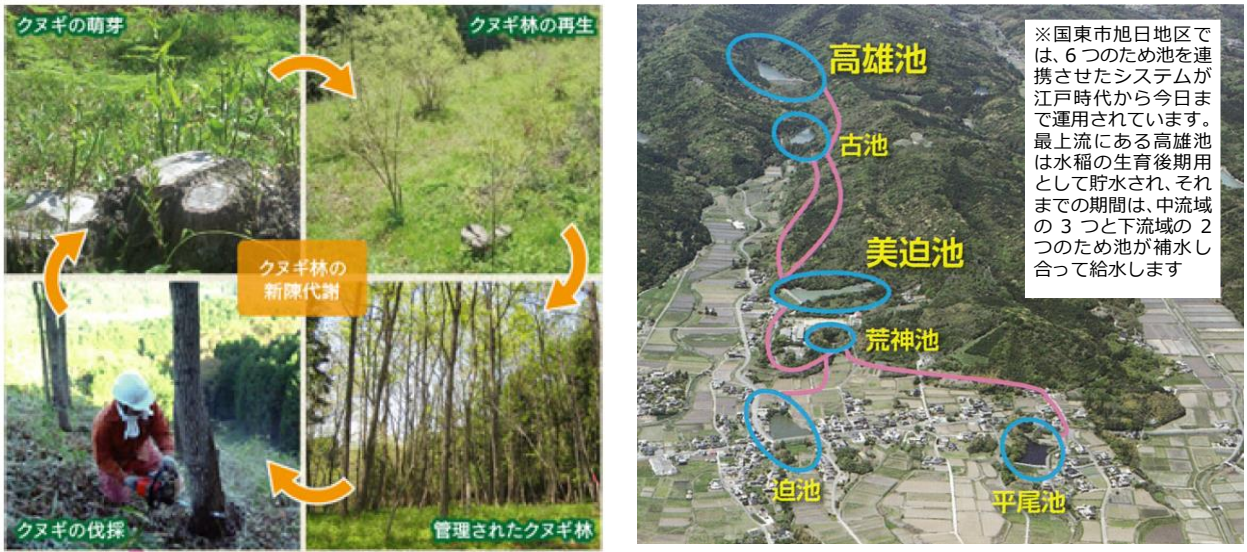

図　複数連結式のため池群（国東市旭日地区）

原木の玉切り

伐採して１～２カ月後に１～1.2mの長さに切る。

駒打ち[１～３月]

玉切りされた原木に電気ドリルで植え穴を開け、しいたけ菌糸の入った種駒を植え付ける。

伏せ込み　[１～３月]

駒を打った原木は、しいたけの菌糸が伸びやすい場所へ伏せ込む風通しがよく、日光が直接当たらないようにクヌギの枝をかける。これを「かさ木」という。

ほだ場へ移動

伏せ込んだ後２年目の秋が訪れた時に、しいたけの発生に適した場所（ほだ場）へ原木を移す。原木はしいたけが発生するようになると「ほだ木」と呼ぶ。

発生、採取

しいたけは主に春と秋に発生する．適当な大きさになったら、根元の部分を軽くねじるようにして採取する。

■乾しいたけ生産量

（H25 年特用林産基礎資料<林野庁>）

1 位：大分県 1,599t
（シェア 46%）
2 位：宮崎県　616t
（シェア 18%）
3 位：愛媛県　267t
（シェア 8%）

図　クヌギの循環システムと食料生産システム

（５）法規制状況

本市においては、景観に関連する以下の法令が施行されています。

施行されている法令によって規制されている事項

法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	・農用地区域内の開発行為 ・農地等の転用制限
農地法	農地	許可	・農地の転用 ・農地を転用するための権利設定又は移転
森林法	保安林	許可	・立木の伐採 ・土地の形質変更　等
	地域森林計画の対象となる民有林	許可	・10,000 ㎡以上の開発 ・流木の伐採
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	許可	・土木工事等を目的とした発掘行為
	史跡・名勝・天然記念物・有形文化財（建造物）	許可	・指定地内の現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為
大分県沿道の景観保全等に関する条例（沿道環境美化地区）	大分空港道路及び日出バイパス／亀川・大分空港沿道	届出	沿道環境美化地区内で、次の行為を行う場合 ・大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転 ・大規模建築物等の外観の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵
大分県屋外広告物条例	市全域	許可	・はり紙、立看板、広告板、広告塔等の屋外広告物の掲示
自然公園法	瀬戸内海国立公園に指定されている区域（特別地域・普通地域）	許可（特別） 届出（普通）	・工作物の新設、改築、増築 ・木材の伐採 ・鉱物、土石の採取 ・屋外広告物又はそれに類するものの掲示 ・土地の区画形質の変更 ・水面の埋立、干拓 その他
大分県立自然公園条例	国東半島県立自然公園に指定されている区域（特別地域・普通地域）	許可（特別） 届出（普通）	・工作物の新設、改築、増築 ・木材の伐採 ・鉱物、土石の採取 ・屋外広告物又はそれに類するものの掲示 ・土地の区画形質の変更 ・水面の埋立、干拓 その他
都市計画法	都市計画区域内	許可 （開発許可）	3,000 ㎡以上の開発行為で、以下の建設を目的とした土地の区画形質の変更 ・建築物の建築 ・第１種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設 ・第２種特定工作物（ゴルフコース、1ha 以上の墓園等）

（６）上位関連計画の整理

①国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／平成 23 年 3 月改訂

【基本理念】

歴史や文化資源を生活のなかに活かし、職住近接の多様なライフスタイルを実現する生活都市を目指す。このため、伝統ある歴史、文化、風土と農村風景との調和を図るとともに、周辺都市と観光面の連携をとりながら都市機能の集約化及び豊かな自然環境を活かしたコンパクトな都市づくりを図る。

【土地利用】

南部の国道213号沿道の工業地、住宅地	・沿道型店舗の集約的な立地と誘導を図るため、適切な用途地域の見直しを検討
鶴川地区等中心部の住宅地	・安全で快適な居住環境の形成 ・周辺部の無秩序な宅地化の防止
都市内の緑地又は都市の風致の維持	・安国寺公園（安国寺集落遺跡公園）の維持・保全 ・黒津崎をはじめとする良好な海岸線、田深川沿いの良好な水辺環境の維持・保全
優良な農地との健全な調和	・吉木地区、小原地区、黒津地区等、市街地周辺の優良な農地の保全
自然環境の保全	・国東半島県立自然公園に属する市街地後背の丘陵地、海岸線の保全 ・田深川、安国寺公園（安国寺集落遺跡公園）の保全と活用
計画的な都市的土地利用の実現	・農地と住宅が混在する農業集落での良好な集落環境の保全 （特に、国道 213 号沿道の黒津地区、小原地区等における農村風景と良好な集落環境の保全）

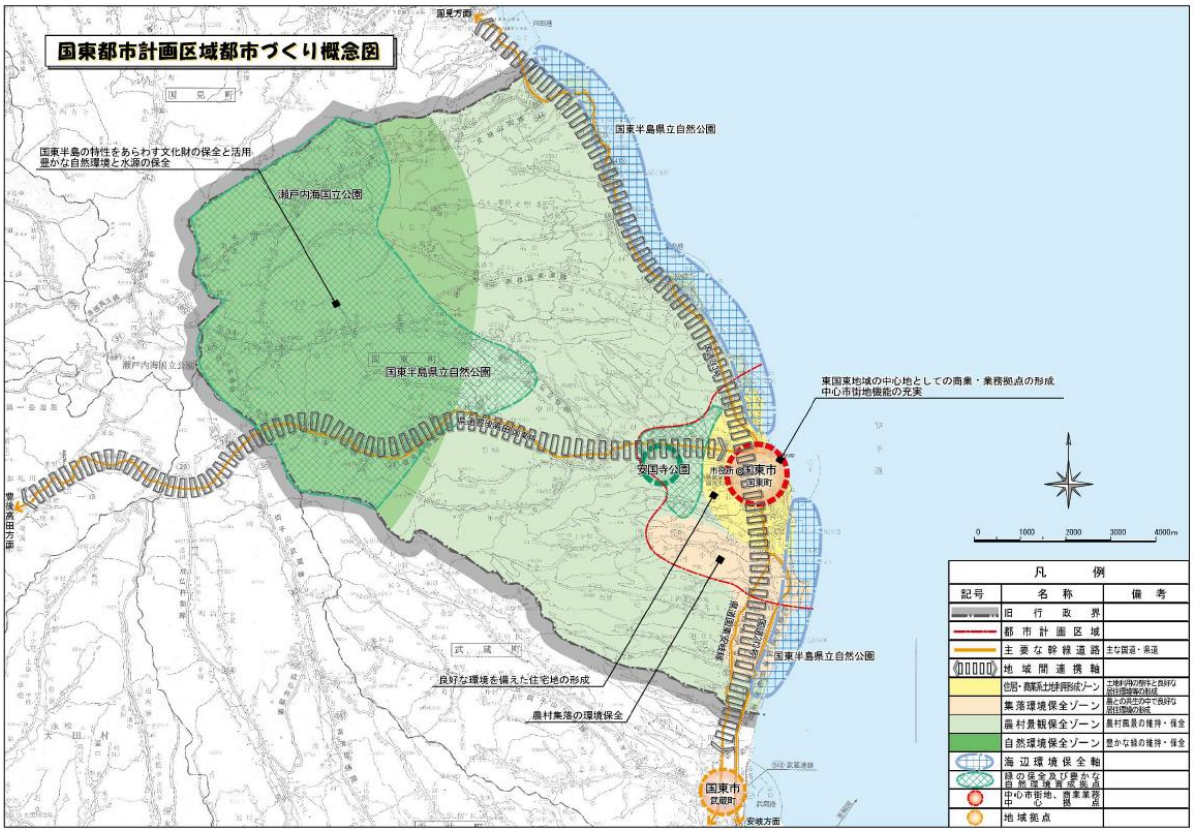

②第 2 次国東市総合計画／平成 26 年 3 月策定

まちづくり振興（土地利用）の基本方針として、

> **「悠久の歴史」と「賑わいの空間」をうまく配置**させることを目指すとともに、耕地や林野の環境保全に果たす役割の重大性や文化保全の意味からも**大規模な開発を抑制し、一定の選別による最小限度の土地開発による賑わいの空間づくりを検討**していく

としている。

2-3 市民意向

（１）市民・高校生アンケート

①調査概要

区分	市民アンケート	高校生アンケート
対　　象	市内に居住する 18 歳以上市民 3,000 人	国東高校、双国校の高校生徒（１～３年生）
回 収 数	1,179 人（回収率　39.3%）	561 人
調査期間	平成 28 年９月 14 日～10 月５日	平成 28 年 10 月 30 日～11 月４日

②調査結果

１）回答者属性

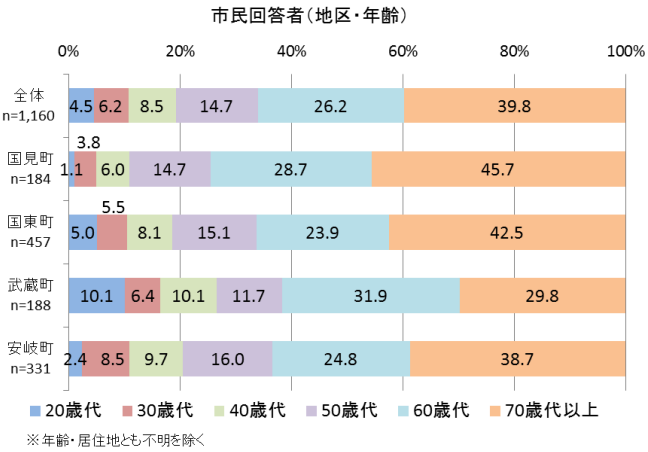

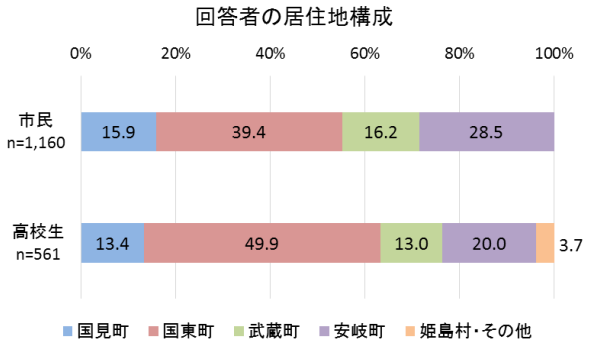

２）国東市の都市づくりのあり方

【国東市をイメージするものや場所】＜市民＞

・「歴史ある文化・神社仏閣」が最も多く、次いで「大分空港や周辺の先端技術産業」、そして、「農地や山並み等の美しい景観」と、国東市をイメージさせる項目が続いています。

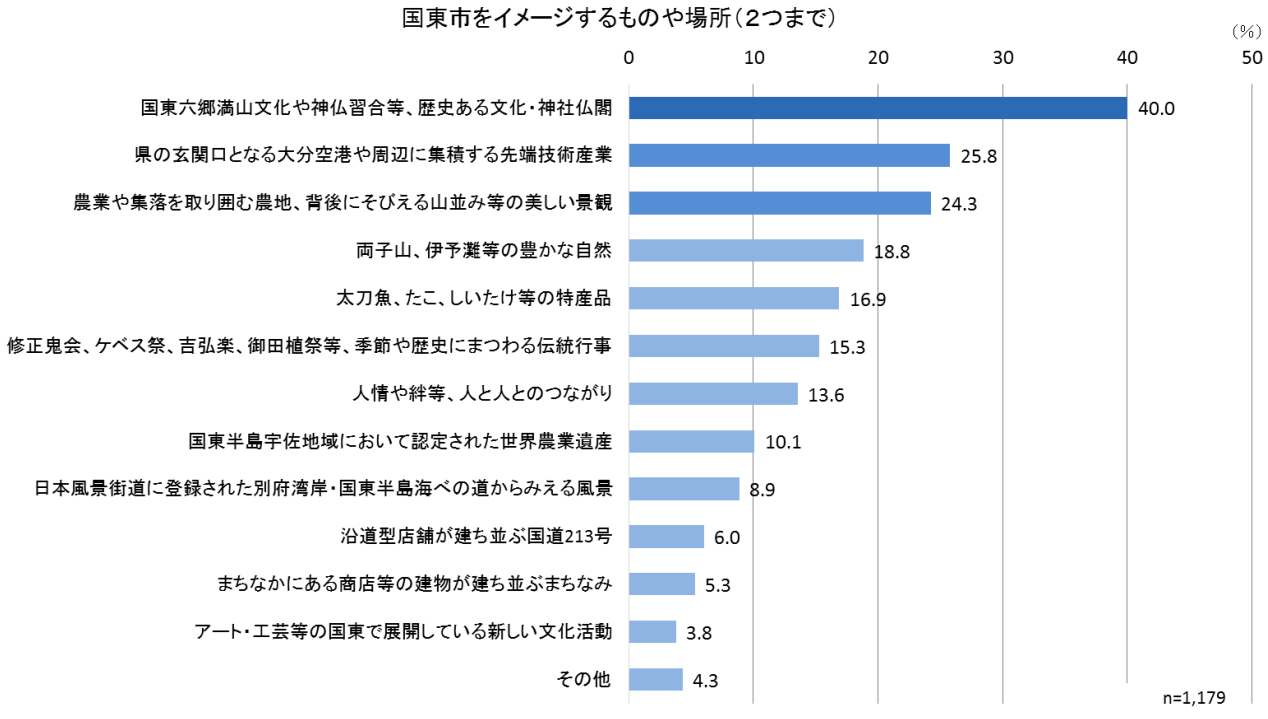

【将来のまちの姿】＜市民・高校生＞

・市民全体では「保健・医療・福祉の充実したまち」、「いつかは帰りたくなる心のふるさと」と続き、景観に関しての回答項目である「静かで暮らしやすい居住環境や景観に優れたまち」は３番目に多い結果となっています。

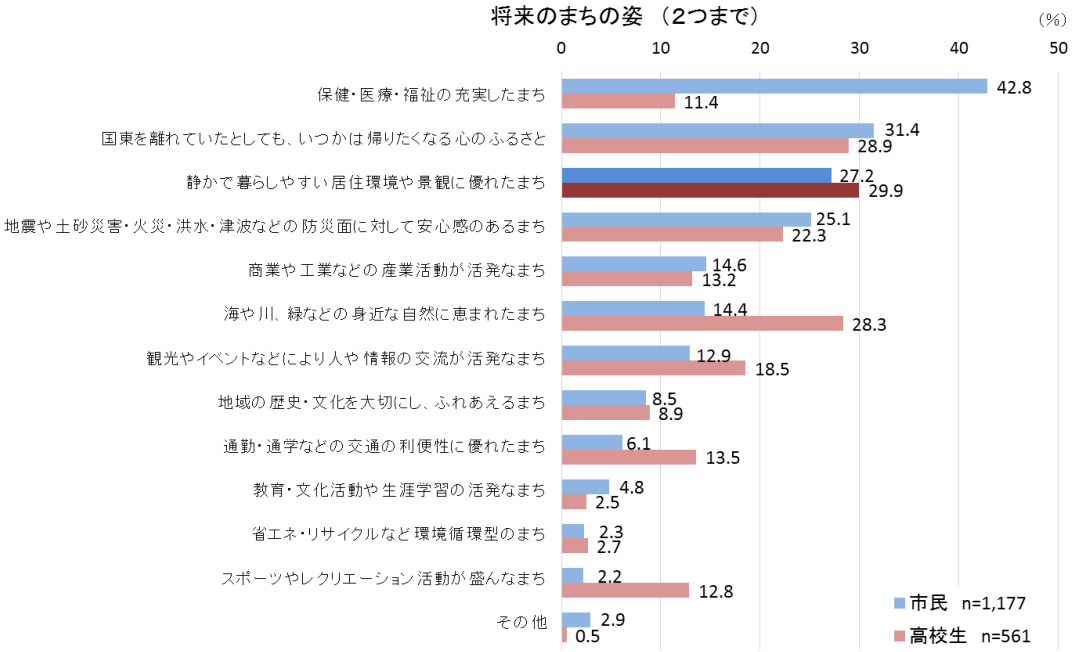

③国東市全域の景観について

【景観への関心】＜市民・高校生＞

・市民全体では「常日頃から気にしている」が全体の 31.5%で、「時々、気になることがある（42.9%）」を加えると、４人に３人が関心ありと回答しています。

・地区別では、北部の国見町側ほど関心が高くなっています。年齢別では、高齢になるほど「常日頃から気にしている」への回答が高くなっています。

・高校生では、「あまり気にならない」28.7%、「全く気にしたことがない」15.5%で、景観に対する関心は市民全体よりも低い結果となっています。

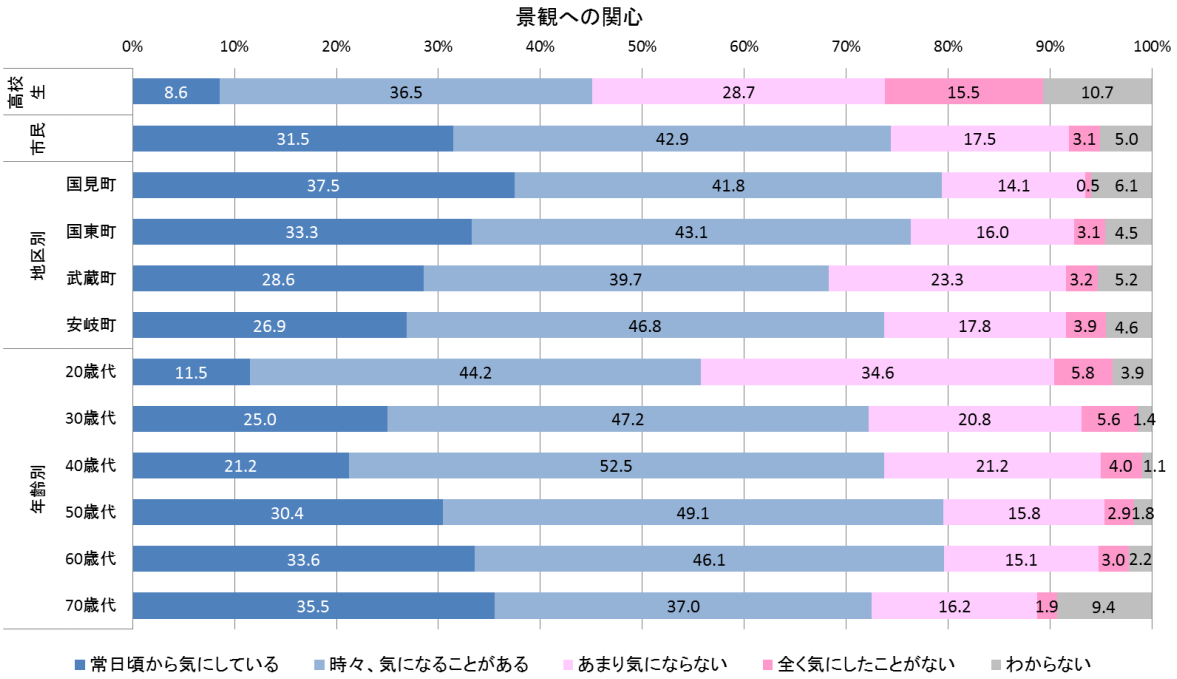

【好きな景観・後世に残したい景観】＜市民・高校生＞

- 市民全体では、自然に関しては「両子山、文珠山、伊美山、千燈岳を中心とする森林や山岳・奇岩の景観」、「黒津崎海岸や羽田海岸等の自然海岸や海水浴場の景観」への回答が多く、また、歴史文化に関しては、「両子寺、文殊仙寺、五辻不動尊等の寺社や石塔の六郷満山文化を伝える景観」が最も多い結果となっています。まちなみや施設に関する景観への回答は比較的少ない結果となっています。
- 高校生では、市民と同様に「両子山、文珠山、伊美山、千燈岳を中心とする森林や山岳・奇岩の景観」が約半数を占め最も多い結果です。市民に比べると、「ケベス祭、修正鬼会、吉弘楽等、祭礼や伝統行事にまつわる景観」、「桜や梅、ハンカイソウ、サルスベリ、紅葉等の名所の景観」等、伝統文化行事の景観や名所の景観に対する意向が高い傾向がうかがわれます。

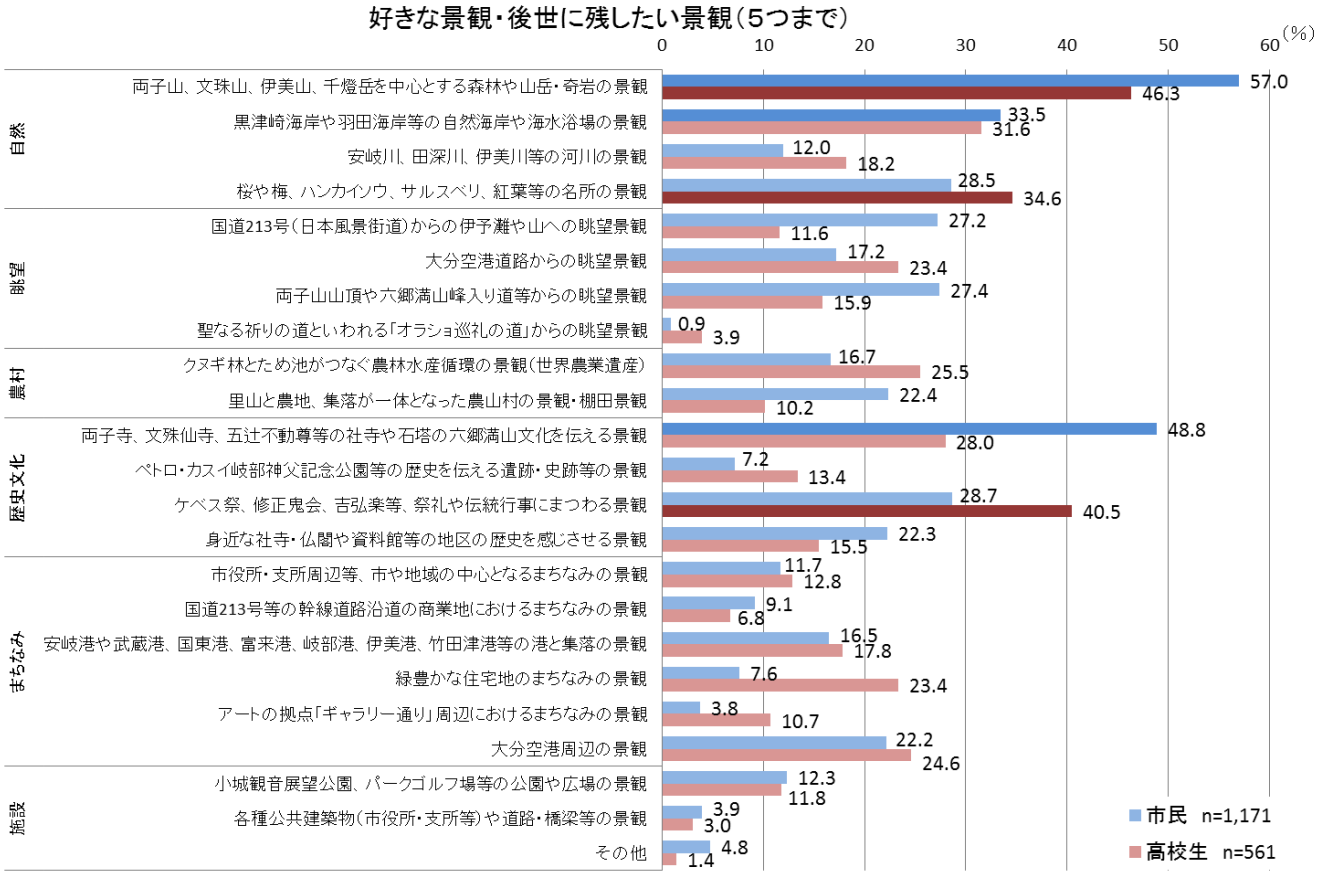

【国東市全体の景観に対して感じていること】＜市民・高校生＞

- 市民全体では、「良い（9.7%）」・「どちらかというと良い（35.9%）」を合わせると、良いと答えた全体の約半数を占めています。「悪い」・「どちらかというと悪い」をあわせると２割程度に過ぎず、市域全体の景観に対する評価は高い結果となっています。
- 年齢別では 40 歳代で「良い」、「どちらかというと良い」をあわせると過半数であり、他の年齢層に比べ好評価となっています。
- 高校生では、「良い」、「どちらかというと良い」を合わせ、約７割が景観に対して良い評価となっています。

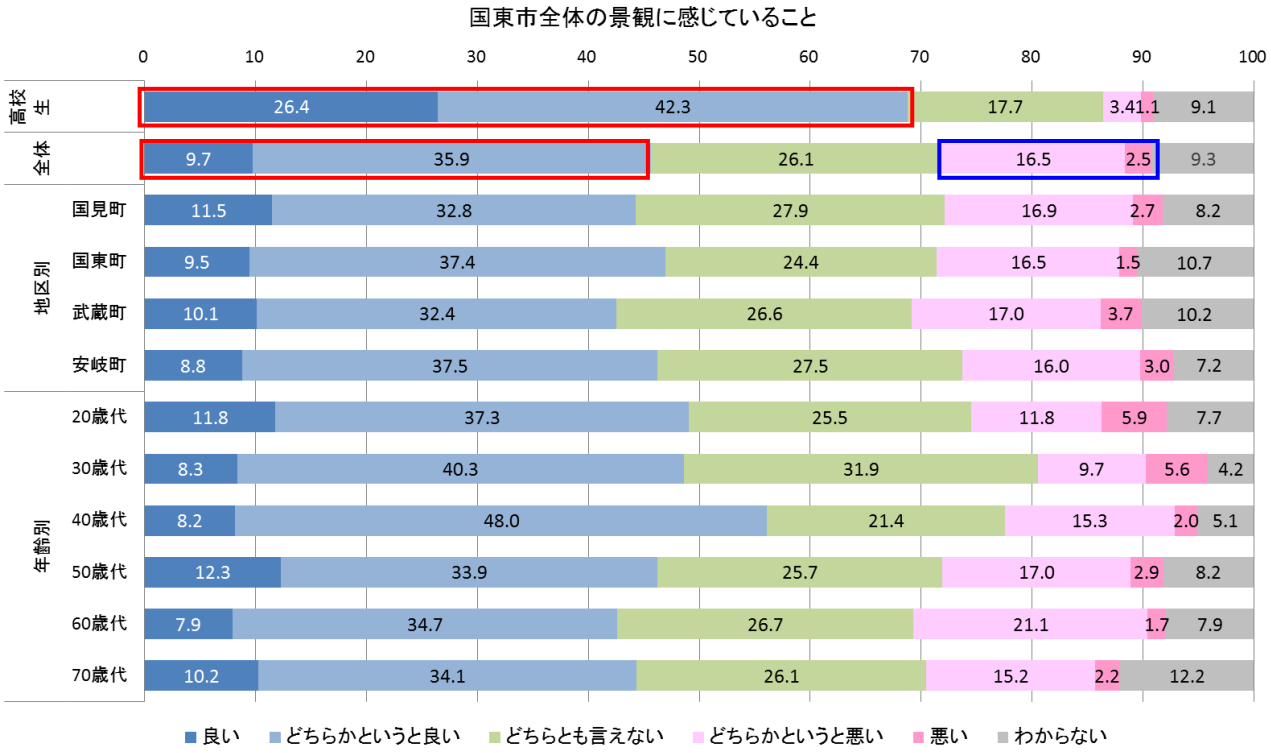

【「悪い」・「どちらかというと悪い」を選んだ理由】＜市民・高校生＞

- 市民全体では、「手入れが行き届かない森林や耕作放棄地がある（増えている）」、「空き家や空き店舗が増え、荒れた感じがする」が半数以上と、問題視されています。
- 高校生では、市民との違いが顕著なものとして、「海や川の汚れ」や「ごみの不法投棄」、「地域性が感じにくい」等に対し、市民に比べると評価が低い結果となっています。

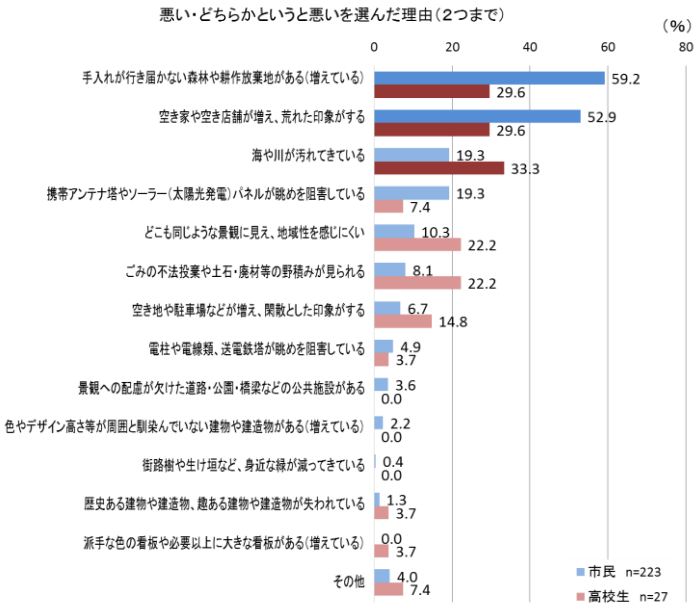

【魅力が活かされていない・改善が必要と感じる景観】＜市民＞

・自然景観や里山・集落・田園景観、大分空港の拠点的景観を問題視している傾向がうかがわれます。

・自然景観では、「森林や山岳・奇岩の景観」、「自然海岸や海水浴場の景観」、「河川の景観」への回答が多くなっています。眺望景観では、「里山と農地、集落が一体となった農山村の景観・棚田景観」、まちなみ景観では「大分空港周辺の景観」への回答が多い結果となっています。

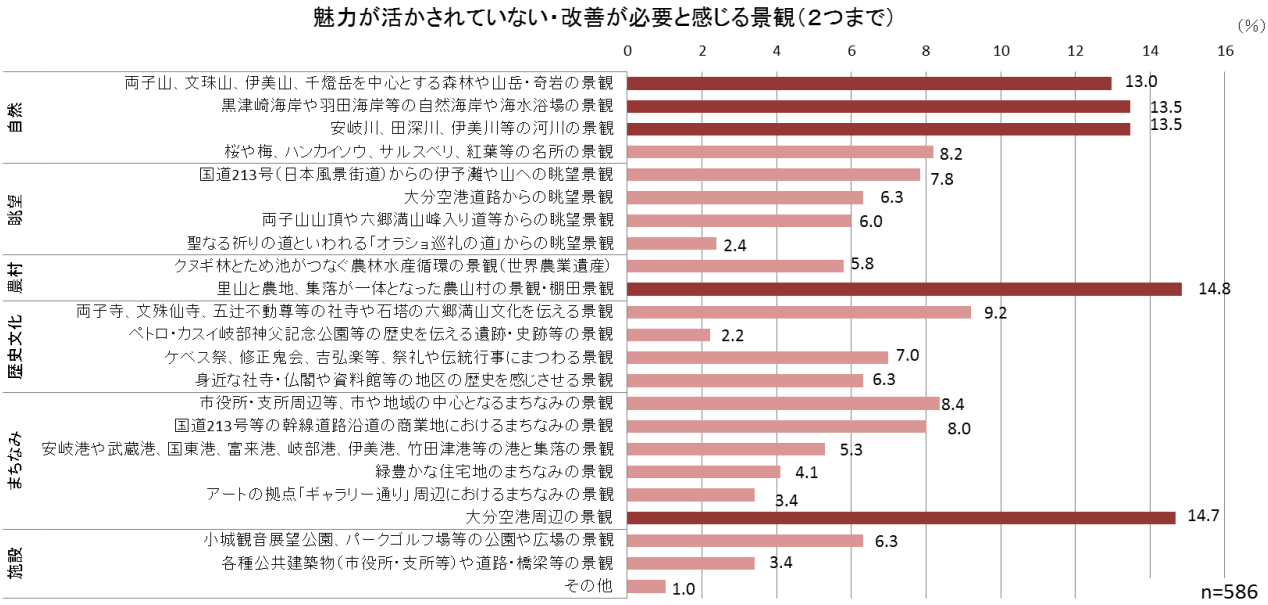

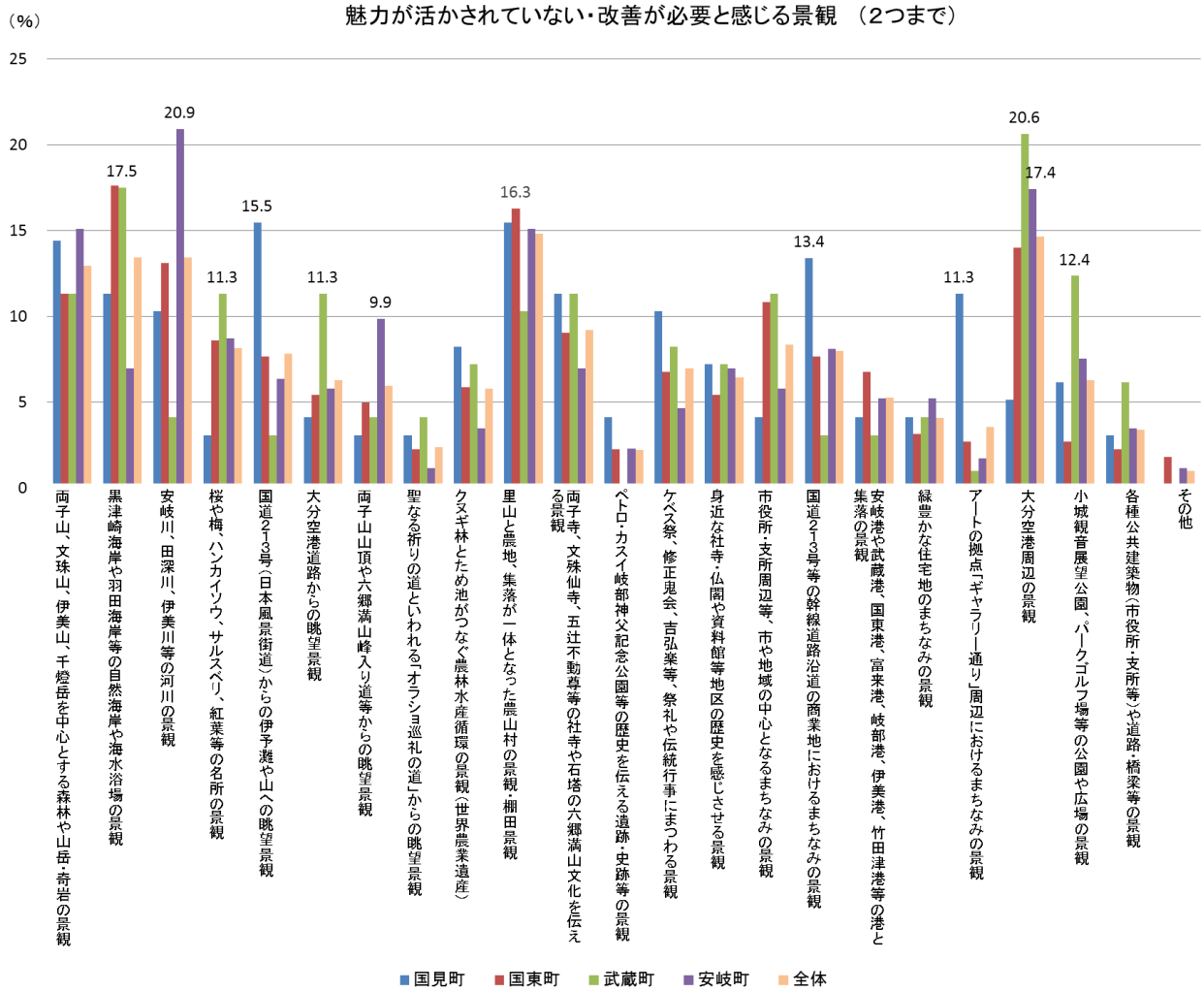

④お住まいの地区の景観について

【住まいの地区の景観に対して感じていること】＜市民＞

・市民全体では「どちらかというと良い」が 34.4%で最も多く、次いで「どちらとも言えない」30.4%の順となりました。「良い」への回答は 14%にとどまっています。

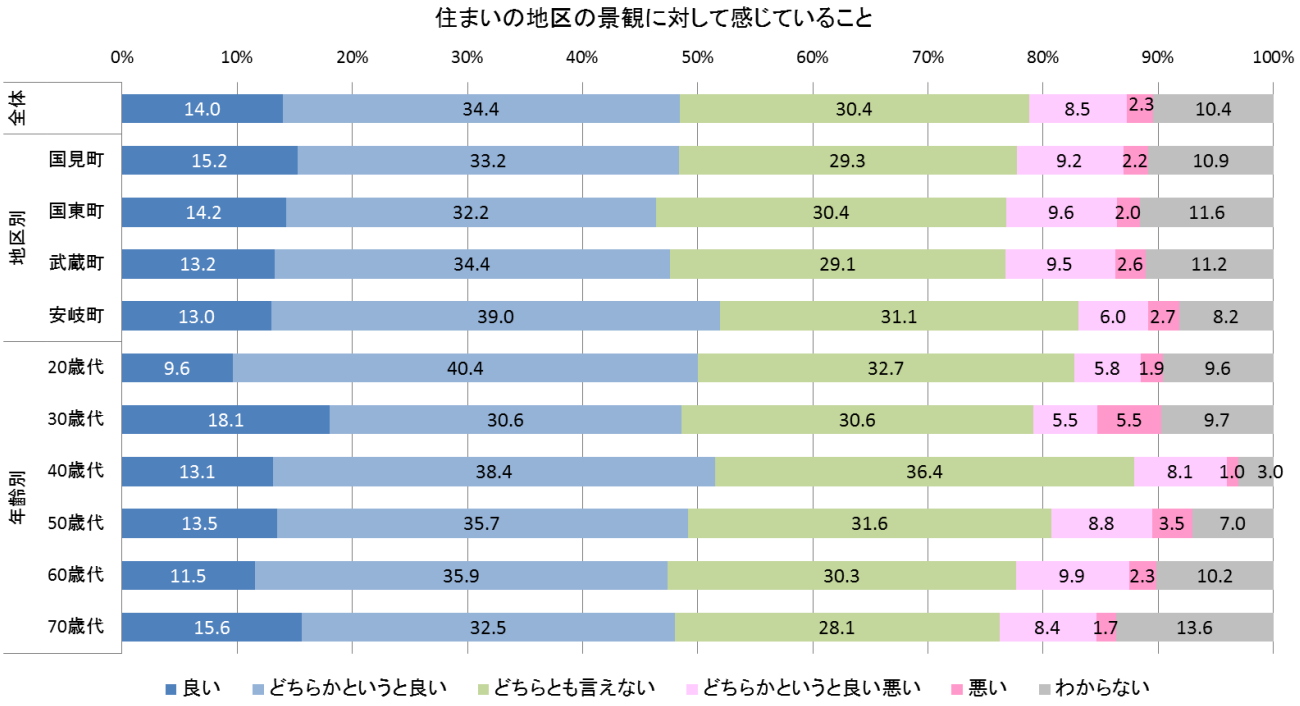

【住まいの地区の景観は以前と比べてどのように変化したと感じるか】＜市民＞

・市民全体では「変わらない」が 35.6%で最も多く、「悪くなった・少し悪くなった」の回答は「良くなった・少し良くなった」の回答より、やや多い結果です。

・地区別では、南部の安岐町側ほど良くなったとの回答が多くなっています。年齢別では、高齢になるほど良くなったと答える回答が多くなっています。

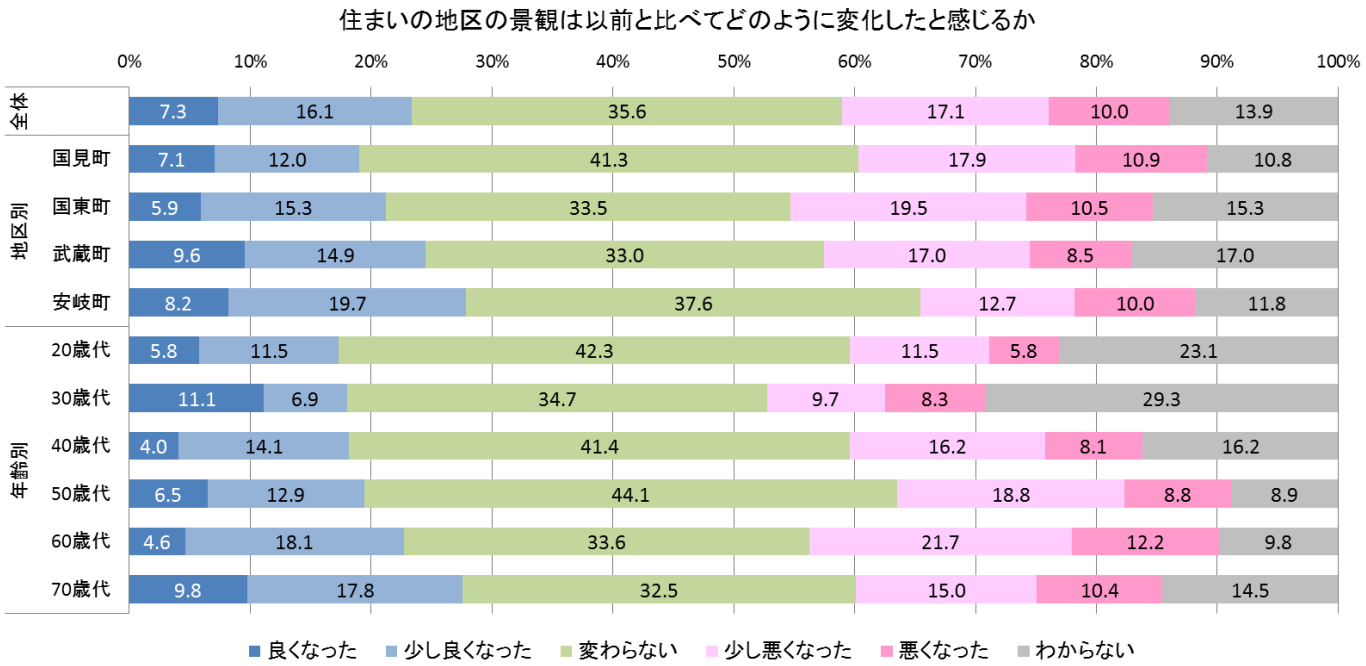

⑤景観づくりにおける今後の取組み

【市民が景観づくりに取り組むことは重要だと思うか】＜市民＞

・市民全体では「重要である（48.0%）」の回答が約半数を占め「非常に重要である（15.8%）」を加えると、6割強の回答者が市民の景観づくりに取り組む重要性を認識しています。

・年齢別では 30 歳代以下に比べ、40 歳代以上の方が重要であるとの認識が高いことがうかがわれます。

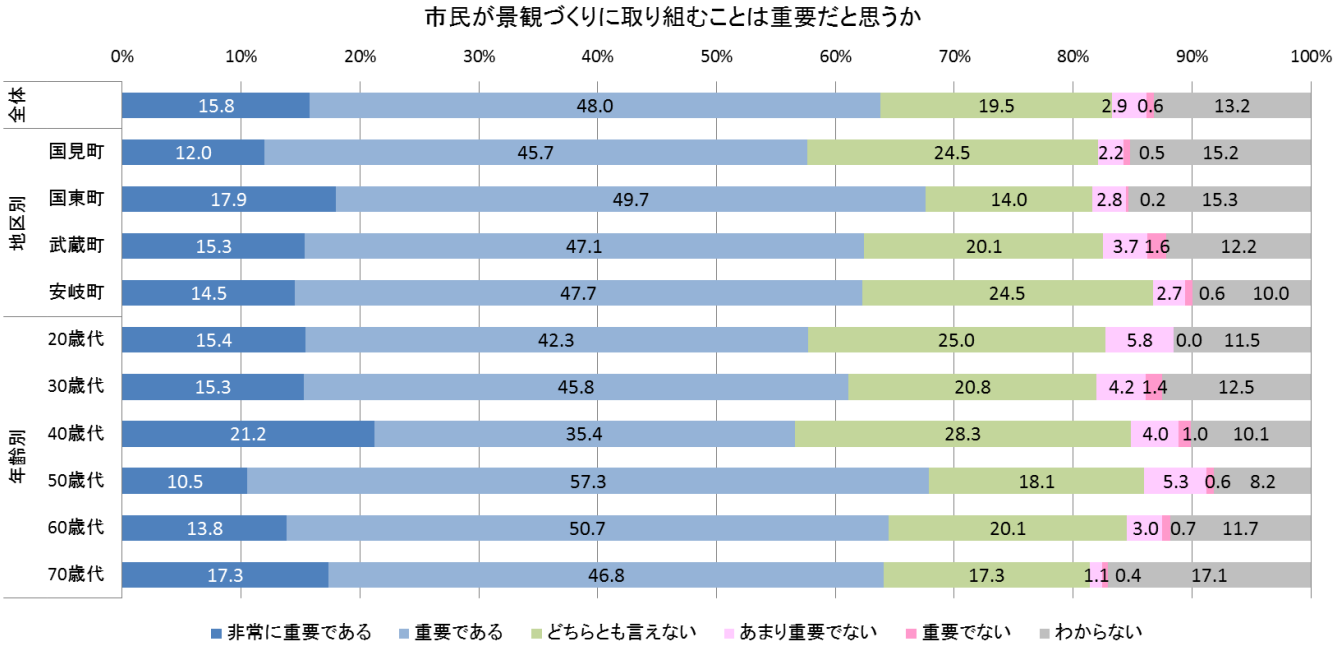

【景観ルールを導入する場合どのように設定するのが望ましいか】＜市民＞

・市民全体では「国東市全域にゆるやかなルールを定めるとともに、景観上重要な場所に限定してきめ細やかなルールを定める（42.9%）」の回答が最も多く、市全体として最低限のルールとともに重要な場所へのルールを上乗せすべきという意向がうかがわれます。

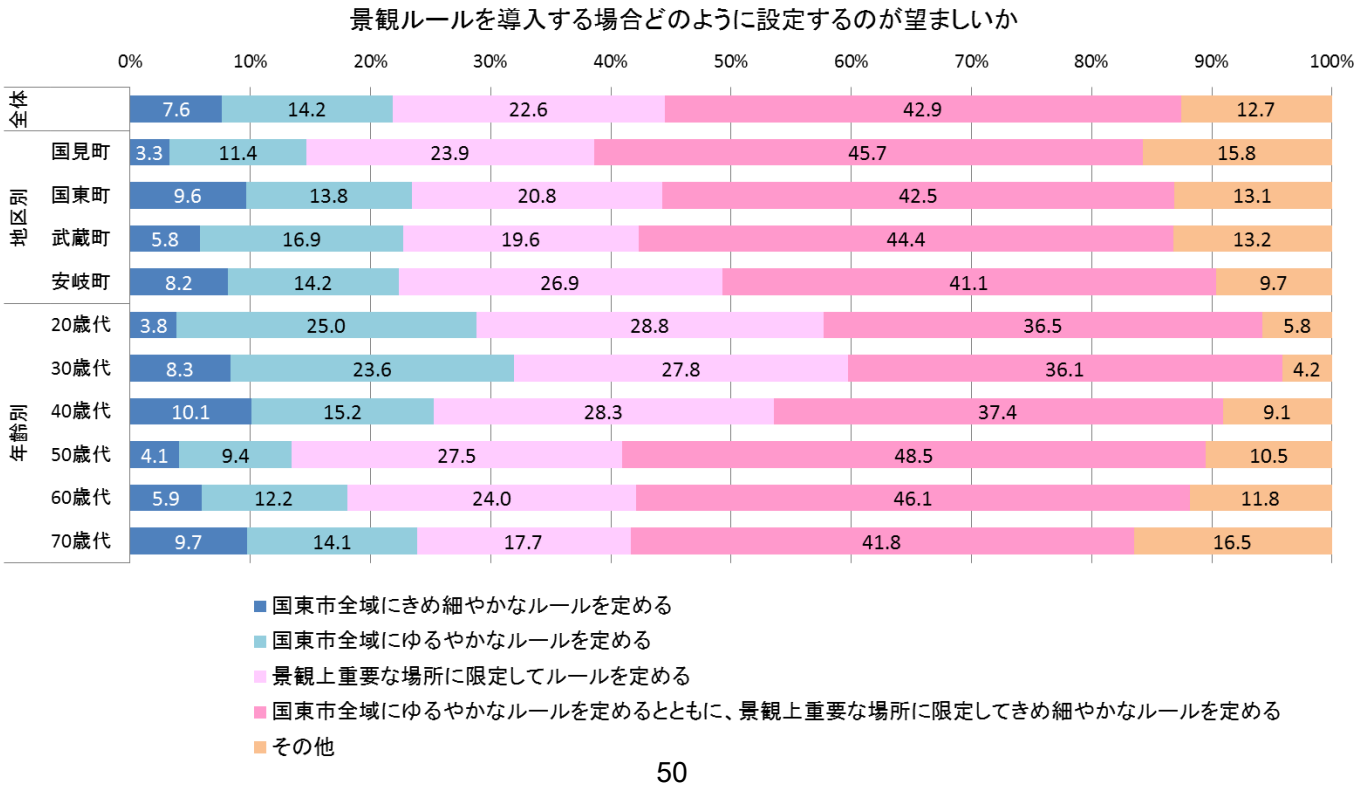

【景観づくりを重点的に取り組むべき場所（景観上重要な場所）】＜市民＞

- 海岸を一望できる「国道 213 号周辺（風景街道等）（41.1%）」が多く、次いで本県の空の玄関口である「大分空港周辺（36.3%）」、歴史的遺物も多い「両子山・文珠山周辺（両子寺・文殊仙寺周辺等）（30.2%）」と続く結果となりました。
- 本市の玄関口やゲートウェイ、国東半島のシンボルとなる山々を重視していることがうかがわれます。

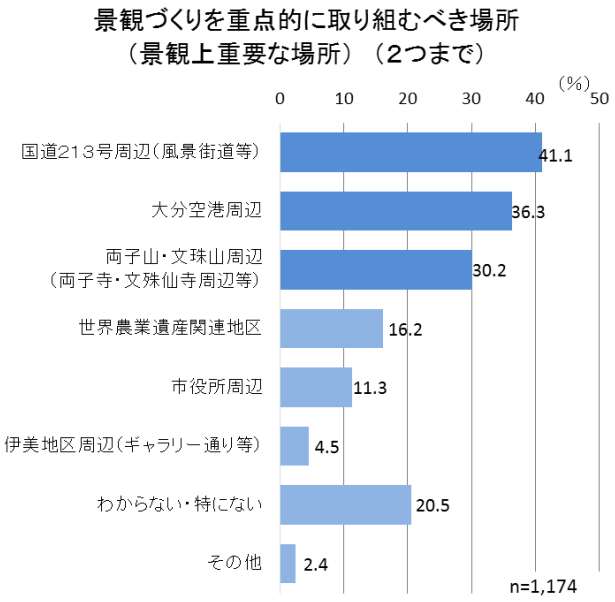

【建築物等に対する一定のルールをつくるとしたら、建築物等に対してどのようなルールが必要か】＜市民＞

- 「看板・広告物の大きさや設置場所、色彩等のルール（36.0%）」の回答が最も多く、次いで「敷地の緑化や樹木保全のルール（33.2%）」、「道路や橋等の公共施設のデザイン、色彩等のルール（31.1%）」の順となっています。

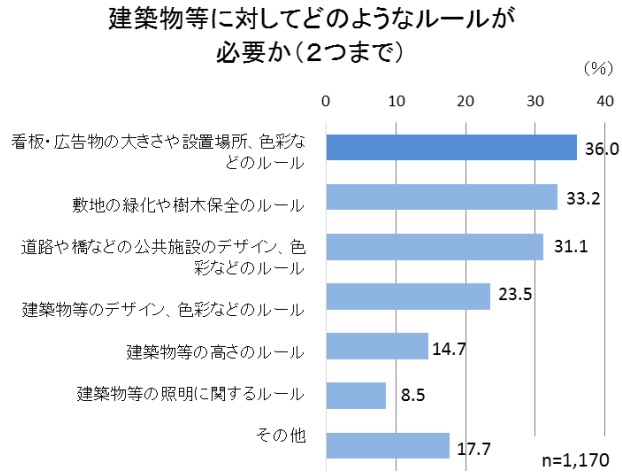

【良好な景観を守り育てたり、改善したりするための活動に参加したいと思うか】＜市民＞

- 「関心はあるが参加は難しい（39.9%）」、「時間の都合がつけば参加したい（32.0%）」の順となりました。
- 景観に関しての活動に関心や意欲はあるものの、実際の行動については難しいと考えていることがうかがわれます。

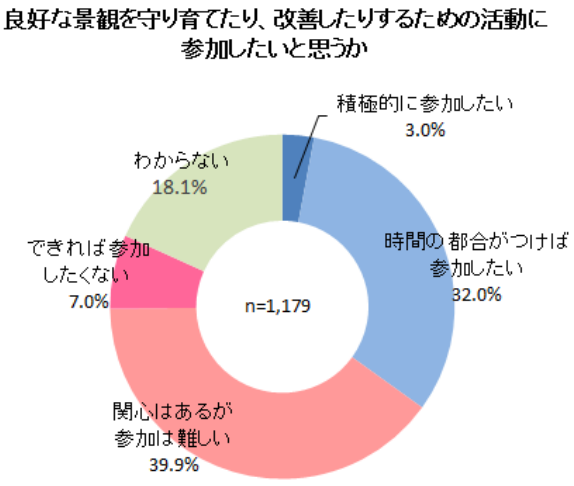

【景観づくりの活動を実践していくための施策】
＜市民＞

- 「国東の素晴らしい景観に関する情報提供（景観マップや取組み例等）（43.7%）」が最も多く、次いで「地域の景観づくりに対する資金援助や支援（32.5%）」、「国東の景観について話し合う場への専門家（アドバイザー）の派遣（16.4%）」と続いています。
- 景観づくりに係る情報提供、資金援助や支援等を望む回答が多い結果となっています。

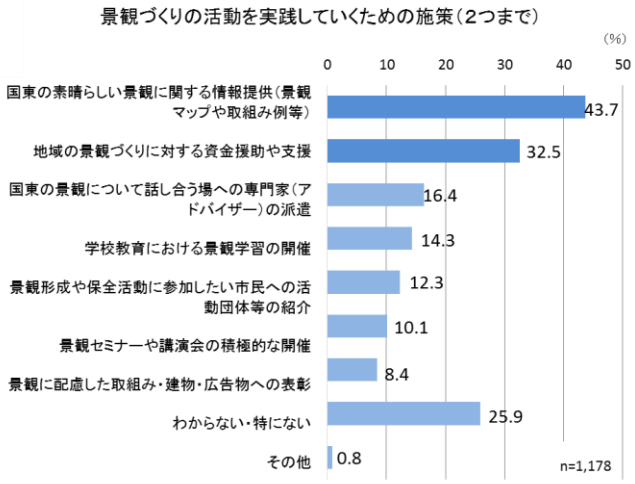

【国東市らしい魅力ある景観づくりを進める上で、市が特に取り組むべき施策】＜市民＞

- 「国東市の景観の優位性に基づく景観形成の目標や方針を市民に示す（37.4%）」が最も多く、次いで「景観に配慮した公共事業を実施する（26.2%）」、「地域の景観形成をリードする人材を育成する（19.8%）」「地域の景観を話し合う場づくりを支援する（19.8%）」の順となっています。
- 行政の役割として、景観づくりの指針づくり、指針に基づく事業実施への期待がうかがわれます。

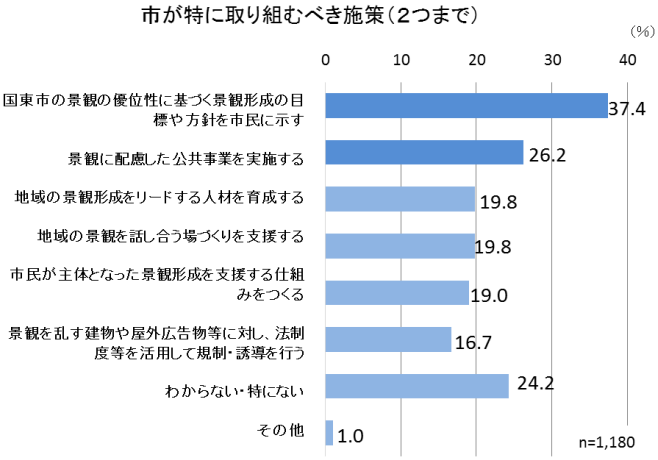

【良好な景観を守り育てていくためにあなたができること】＜市民・高校生＞

- 市民では「落書きやゴミのポイ捨て等をなくす（39.2%）」が最も多く、「道路や河川・水路等の美化清掃活動を行う（34.2%）」、「自宅の緑や花を増やす（33.1%）」、「景観に対する認識を深めて、国東の景観の素晴らしさを理解する（32.4%）」の順で多い結果となりました。
- 積極的な景観づくりへの活動には消極的だが、身近でできることを実践したいという傾向がうかがわれます。
- 高校生では、「落書きやゴミのポイ捨て等をなくす（54.7%）」が市民全体より多い一方で、美化清掃活動、自宅の緑や花植えは、市民よりも消極的な傾向がうかがわれます。

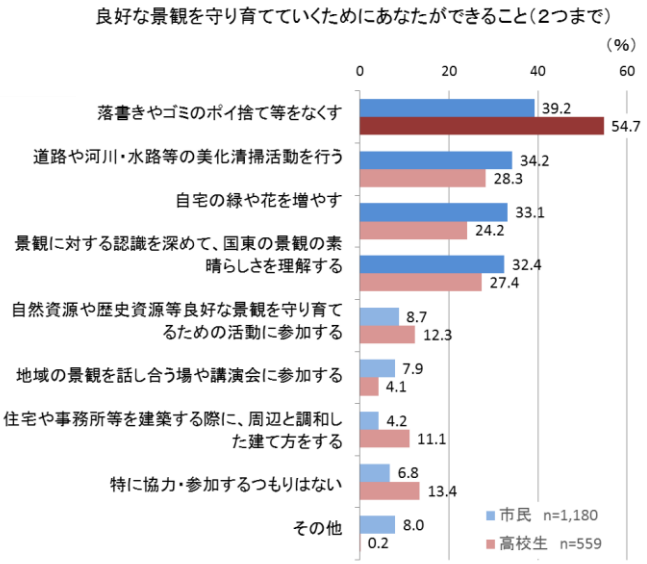

【特に優れた眺めの良い景観（視点場）】＜市民＞　※回答の「どこから（見る場所）」を抽出。

建築物（82）	**大分空港 32／道の駅くにみ 9／梅園の里 8**／ローソン 6／パークゴルフ場 4／パシフィックブルーゴルフ場 3／ヴィラくにさき 2／市役所 2／美里 2／里の駅むさし 1／あかねの郷 1／安岐小学校 1／アストくにさき図書館／旧朝来小学校 1／旧美郷 1／レストラン国東牧場 1／萱島酒造 1／豊洋精工 1／ベイグランド国東 1／パーラーシルクロード 1／涛音寮 1／赤根温泉 1／渓泉温泉 1
神社・史跡（147）	**両子寺 62／五辻不動尊 42／文珠寺 18／旧千燈寺跡 7**／泉福寺 2／綱井祇園山社 2／泉慶寺 1／報恩寺 1／伊美別宮社 1／鬼塚古墳 1／桜八幡神社 1／千の岩・万の岩 1／椿八幡神社 1／富来神社 1／不動岩屋 1／丸小野寺 1／満弘寺 1／三浦梅園邸宅 1／密乗院 1／割石地蔵 1
河川・ため池・ダム（112）	**安岐ダム 71／行入ダム 29／田深川 7**／小熊毛の大池 1／山口池 1／朝来の河川 1／赤根ダム湖 1／蓮池 1
海岸（110）	**黒津崎海岸 27／羽田海岸 16／海 12／安岐海岸 11／来浦海岸 8／内田海岸 7**／奈良原海岸 5／馬ノ瀬 4／向田海岸 3／長瀬海岸 2／旭日海岸 2／来浦浜 2／古市海岸 2／熊毛海岸 1／平床海岸 1／深江海岸 1／糸原海岸 1／国見海岸 1／富来海岸線 1／金毘羅岩 1／国見海岸から 1／国見町の小江・長瀬・小熊毛の海岸 1
山・山岳（93）	**両子山 70／千燈岳 8／文珠山 5**／不動山 2／小門山 2／小城山 1／岩戸寺小岳 1／小原小学校南側山上 1／ロングトレイルコース 1／山間部 1／里山 1
道路・橋梁（142）	**大分空港道路 52／国道 213 号 50**／市道オレンジロード 15／サイクリングロード 2／県道 34 号 1／蔦巻道路 1／中園沈み橋 1／馬場中村橋 1／成吉橋 1／大分空港付近の赤い橋 1／旦過橋 1／弥生のムラから給食センターの道 1／安岐町塩屋ローソン交差点 1／西武蔵の道路 1／成吉橋 1／たてわき眼科横の坂 1／塩屋交差点から安岐大橋 1／田深橋より上流 1／富来から文珠山の県道沿線 1／吉松から空港へぬける道路 1／両子大橋 1／国見大橋 1／櫛来大橋 1／両子寺から国東に抜ける道 1／橋上道路 1／武蔵・国東間の道路 1／安岐から両子までの道路 1
港・漁港（14）	**伊美港 4**／安岐港 2／来浦漁港 2／武蔵漁港 1／影港 1／熊毛港 1／田深港 1／富来港 1／向田港 1
公園・広場・高台（104）	**小城展望公園 46／大分空港展望公園 14／くにみ海浜公園 10**／天拝公園 8／権現崎ふるさと自然公園キャンプ場 5／弥生のムラ（周辺含む）4／両子山展望台 3／ペトロ・カスイ岐部 2／重藤展望所 2／黒津崎公園 1／いこいの広場公園 1／梅園の里展望公園 1／新栄地区の公園 1／旭日・治郎丸展望台 1／道の駅くにさき隣の展望所 1／安岐いこいの広場 1／万弘寺の交差点から北に入った高台 1／国道 213 号の高台 1／旧ホーバーの横の公園 1
地名・街・集落（56）	**黒津崎 10**／自宅 7／国東町 3／千燈（国見町）2／成久（安岐町）2／国東マルショクの河川側 1／国見町 1／国見（伊美）1／国見町向田 1／熊毛（国見町）1／国見の権現崎 1／高島（国見町）1／古江地域（国見町）1／小江長瀬（国見町）1／長瀬（国見町岐部）1／羽田（国東町富来）1／奈良原（国東町）1／富来地域（国東町）1／深江地区（国東町）1／向田バス停（国見町）1／小熊毛バス停 1／（黒津）お祭り広場の先突端 1／赤根 1／西安岐地域 1／安岐町馬渡 1／安岐町大添の尾払地区 1／朝霧の里（安岐町）1／朝来（安岐町）1／岐部小江 1／行入 1／来浦鼓地区 1／西武蔵地区 1／成吉（武蔵町）1／たてわき眼科前（武蔵町）1／田深 1／橋上集落 1／農園 1
その他（2）	フェリー船上 2

（注）数字は回答者数

【市内で自慢に思っている建築物や建造物、樹木】＜市民＞

公共施設（91）	**アストくにさき 43／市役所 35**／安岐総合支所 3／武蔵保健福祉センター2／ふるさと展示館（国見町）2／国見生涯学習センター「みんなんかん」2／グリーンヒル（武蔵町）の景観 2／消防署 1／武蔵中学校 1
民間施設（21）	**涛音寮茶房さんがいや 10**／梅園の里 5／「西の関」萱島酒造 3／市民病院 1／国見町向田にある「海辺と珈琲 ことり」1／パシフィックブルーゴルフ場 1／美郷 1
都市施設・インフラ（106）	**大分空港 40**／弥生のムラ 7／行入ダム 5／国道２１３号 2／安岐ダム 2／たいたい公園 2／大分空港周辺の夜景 1／ため池と水路 1／両子寺近くの河川敷 1／大分空港公園 1／小城展望公園からの景色 1／とみく開運橋 1
寺社・史跡・歴史的建造（202）	**両子寺 70／文殊仙寺 34／泉福寺 14**／三浦梅園旧邸及び資料館 14／旧千燈寺跡 7／両子寺の参道の仁王像 7／安国寺 5／桜八幡神社 5／各地にある国東塔 5／岩戸寺 4／六郷満山 2／神社・仏閣 2／文殊仙寺奥の院 2／万弘寺 2／伊美別宮社 2／旧千燈寺跡の仁王像（国見町）2／山吹区鎮座八坂社の仁王像 2／五辻不動尊 2／神宮寺 1／富来寺 1／西方寺 1／瑠璃光寺 1／報恩寺（寺前の小川や裏山を整備すれば観光寺として来訪者が増える）1／八坂社 1／小城観音（武蔵町）1／長木家宝塔（国東町）1／富来神社 1／初宮神社の仁王像 1／八坂社の仁王像 1／焼仏（池田文政宅）1／朝来弁分八坂社の御霊社の木彫り 1／富来八坂社の彫刻と天井の絵 1／富来城跡 1／運玉海運唐獅子 1／（重藤）十王像群 1／塩湯跡（国東町）1／梅園の里の展望台 1／七巻神社（七巻様）1／向田地区の重光家 1
樹木・花（125）	**椿八幡神社の楠の木（武蔵町）25／安岐ダムの桜の木 20**／桜 9／**小城観音大銀杏 8／両子寺の紅葉 6／空港道路の桜 6／市道オレンジロードの桜並木 4**／山桜 3／クヌギ林 3／紅葉 2／藤 2／サルスベリ 2／黒津崎の松林 2／梅 1／モチの木 1／イチョウ 1／キンモクセイ 1／ミカンの木 1／数百年来のタブの木（国東町小原）1／桜八幡神社の桜 1／泉慶寺の松 1／ホテルヴィラ周辺に桜の植樹 1／竹田津の小高島地区タブの木（幹幅約４．６㎝）1／我が家の桜の木 1／公園の桜の木 1／岩戸寺のひのき 1／小城展望公園の桜 1／ハマボウフウ 1／安岐小学校のモチの木 1／黒津崎のつつじ 1／富来小学校のセンダンの樹 1／旧千燈寺跡のイチョウ落葉 1／田深川の桜並木（国東町）1／旧南安岐小学校跡地の西洋松 1／向田地区の山桜 1／岐部神社の楠の木 1／来浦の五輪塔群の大樹 1／六柱社神木（桧）1／こそぶりの木（武蔵町丸小野）1／熊毛日吉神社（国見町）楠の木（大木）1／安岐図書館周辺のあじさい 1／キャノン通りの桜並木 1／吉弘楽庭の杉 1／伊美別宮社神殿周りの樹木（松）1／道の駅くにみの桜 1／西方寺（国見地名）の三また群落 1／文珠山のけやきの根張 1
自然（14）	海 2／文珠山 2／砂浜 1／小城山（武蔵町）1／羽田海岸 1／青松白浜 1／塩屋海岸 1／黒津崎 1／黒津崎海岸 1／伊予灘 1／安岐中央子ども園と周囲の山並み 1／市道オレンジロードから見る樹木の景観 1
その他（8）	ペトロ・カスイ岐部（国見町）3／ペトロ・カスイのマリア像 1／アートプロジェクトの作品群 1／ゴームリー像 1／米（稲）1／寺院を巡るツアー1

（注）数字は回答者数

【国東市内で自慢に思っている祭礼やイベント、伝統行事は何か】＜市民＞

順位	祭礼・イベント・伝統行事	回答者数
1	ケベス祭	140
2	修正鬼会	94
3	川舟祭（安岐町）	63
4	吉弘楽（よしひろがく）	62
5	夏の夜祭り（武蔵）	54
6	マラソン（とみくじマラソン・九州瀬戸内高校駅伝大会）	42
7	御田植祭	29
8	流鏑馬	27
9	六郷満山文化・峯入り	18
10	おせったい	17
11	ふるさと祭り（各町）	13
12	神楽（武多都神楽・国見/国東神楽・国東/富永神楽・安岐/手野神楽・武蔵）	12
13	弥生のムラ	9
14	見立て細工	8
15	安岐ダム桜まつり	8
16	盆踊り	8
17	岐部子ども獅子舞	5
18	田深天満社お練り	5
19	ホーヤク	4
20	軽トラ市	4
21	国見権現祭り	4
22	ちょるちょる祭り（国見町）	3
23	梅園カップ	3
24	おだやか博	2
25	ペトロ・カスイ殉教祭	2
26	国見ギャラリー	2
27	国東ドッグフェスタ	2
28	ホタル祭り（武蔵町）	2
29	ため池ウォーキング	2
30	子供修正鬼会	1
31	アストくにさき	1
32	御鎮座祭り（国見町）	1
33	泉福寺開山忌	1
34	弁分八坂社の夏祭り（コンチキチン）（安岐町）	1
35	だんじり（国東町鶴川）	1
36	ツールド国東	1
37	六郷鬼龍太鼓	1
38	武蔵おいで祭り	1
39	峯道ロングトレイル	1
40	かかしロード	1
41	ペトロ・カスイのクリスマスのイルミネーション	1
42	桜八幡社夏越大祭	1

⑥自由回答

＜市民＞

項目	景観づくりに関わる意見（抜粋）
山・谷・森林	川原～立野橋の竹林が気になる。中田の新道に**竹・木が垂れ下がっている**／市道オレンジロードの整備が必要／人口減少等が原因で山が荒れて景観は悪くなっています。何か対策を。／市道オレンジロードを今一度有効活用できるよう検討してはいかがですか。／市道**オレンジロードの桜**は大きくなりすぎて**間伐が必要**。／観光地の参道及び山道の整備
河川・ため池・ダム	河川の雑草対策、ポイ捨て禁止。／安岐川は汚れており、たくさんの葦が流れを悪くし、景観が良くない。／河川の浄化をお願いしたい。／防災の意味でも河川の葦は除去すべき。／**河川等の自然環境の保全**が必要。／岐部の川の土手の舗装。／山を切り開いて開発しているため、ため池に泥水が入り貯水量も減り、農道の痛みが激しい。雑草が生い茂れば除草剤を散布し、農業用水に混入する恐れもある。このような中、市は条例で規制するのか。／朝来の河川清掃をし、土砂を両岸に寄せている。取り除いてもらいたい。／河川をきれいにして、ホタルが増えるよう整備をしていただきたい。／河川に木が生え環境が悪い。／昭和３０～４０年代の**葦のない河川に戻して**もらいたい。／河川の葦を取り除く。
歴史文化	地域の神社は高齢化により管理する人がいなくなり、国東は神社が多いので、負の遺産にならないため対策が必要。／過疎化、高齢化により古い伝統や習慣を維持するのは困難と思う。／梅園の里（安岐町）のバイキング等はすばらしい。この他、七島藺、おだやか博等の**ＰＲがもっと必要**。／六郷満山１３００年祭に向けた活動の充実。／三浦梅園の土壌であることから偉人のまちを打ち出すことも必要。／神社仏閣を大切に後世に残すこと。／国東市には未だ眠っている文化財が多い。もったいない。／**景観を通して六郷満山文化を伝えていければ**。／国東市ゆかりの歴史人物について考える必要がある。／**国東市の世界的にも価値のある六郷満山文化、世界農業世界遺産**があり、地方都市の価値を高めるため**これらの資源をキーワードとした視点でまちづくりすることが大切**。／史跡案内板を国道２１３号から史跡のある箇所への分岐ポイントに設置。コミュニティバスは大型はいらない。低料金でできるNPO 法人によるシステムをつくってはどうか。／**緑や景観を守るには適切な管理が必要**。特に神社は、近隣住民の管理であるため、木が折れてもそのまま放置。管理体制の見直しをしていただきたい。／国東大仏や国東大金剛力士（大仁王像）を造る。
里・田園	**太陽光パネルの設置は、地域住民が納得いくよう行政指導が必要**ではないか。／耕作放棄地の再利用、人材不足に伴う伝統行事の継続が心配です。／ソーラーパネルは景観に非常に悪く、自然を壊して自然エネルギーを作っている。条例化を。／全国的にメガソーラーが目に付き景観を損なっている。ソーラーパネルを上手に目隠しして、景観を守って欲しい。／**荒れた農地が多い**。牛やヤギの放牧をしては。／水田の管理を徹底して指導してもらいたい。／家の周りの畑は放棄され雑草が背丈までのびている。高齢者だけの世帯の村づくりは多難。／高齢化による**遊休農地の増大の対策として、海外研修生導入による若手人材確保を進める**といいと思う。／集落では田畑が荒れていく。海岸は見晴らしがいいが、山村の方の手入れをしてください。／仏の里がソーラーの里にならないように、ゆるやかなルールを策定して下さい。／**耕作放棄地が景観を悪くします**。行政だけでなく、区民が積極的になるべきとも考えます。

項目	景観づくりに関わる意見（抜粋）
港・沿岸・都市景観・大分空港	県道の歩道整備、国道沿いの植木の撤去。／大分空港から武蔵町小城に行く直線道路の景色が素晴らしいので、この辺りに宿泊施設があれば良い。／公園が少ない。／市道の草刈りを行ってほしい。／主な道路に花を植える。／学校周辺に雑草が多い。大分空港周辺に温泉施設・宿泊施設があると良い。／国道沿線の植栽の手入れができていない。／空港は１８５万人利用していることから周辺に商業施設等を検討すべき。／大分の玄関口は大分駅、大分空港です。大分駅は立派になりました。大分空港も玄関口として、整備していく必要があります。／**周辺道路、商店等々と庁舎とのアンバランスな風景に違和感**。／国東市の**国道沿道に季節ごとの花を植えて**いつ来ても花が咲いている国東市として観光・景観事業を実施してもらいたい。／大分空港を活かしたい。／大分空港周辺の整備。特に大分空港周辺に宿泊施設がない。／大分空港に常緑樹の植樹をしたらどうでしょうか。／大分空港周辺に商業施設整備、サッカー場、野球場、ラグビー場等あれば、状況は変わると思う。／空港道路を経由して空港を利用する人が、海岸線ではなく**安岐町の市街地に立ち寄りたくなるような道路の景観づくりが必要**。／空港道路の桜並木がきれいなので、**市内も歩道の広いところには桜を植えて**下さい。／富来港は特に汚い。／市の中心部は舗装され歩道もタイルが貼られているが、そこから５００ｍもはなれていない我が家の前の道は砂利道で、不公平だ。／目で見てきれいな町は魅力的にうつるので、**空港や市役所周辺をしっかり対策**してほしい。／**歩道・街路樹・花壇等まちなみ整備が必要**。／大分空港からサイクリングロードを作る。国東市は空港もあり、豊かな自然や景観もあるのですから、それを活かして欲しい。／大分空港周辺で、農産物、加工品、伝統文化の写真が展示でき大型バスが駐車可能な道の駅のような施設をつくってはどうか。／緑の多い公園、子どもや高齢者が軽く運動ができる場所を町の中心部につくってほしい。／国東市は不便ですが、それを超える豊かな自然があります。大分空港もありますので、周辺には、自然とは正反対の人工の施設を整備したらいいのではないでしょうか。／大分空港は国東市の玄関である。**第一印象は非常に大事**なので、**インパクトのある整備が必要**。
海岸	海岸線をドライブするのが最高。女性はパワーがありますから、女性をターゲットとした観光誘致。女性が集まる所は、必ず活性化しています。／国東市の景観は素晴らしいが、**海岸線のテトラポットが景観を阻害**している。／海岸に打ち上げられたり、捨てられたりする**ゴミが多い。定期的な清掃が必要**。／安岐町の塩屋海岸もすばらしい景観があるにもかかわらず、**展望所が無い。**また**ウォーキングや散歩道があると良い**。／海岸にゴミがないまちづくりを！／海岸線は素晴らしい景観があるので、松林の整備を実施すべき。／ボランティアで各地区が海岸清掃やゴミ拾いをし、市がバックアップして回収を行うと美しい景観が維持できるのでは?／**海岸の清掃に力を入れる**必要がある。
協働・地域活動	観光地の景観はもちろん大事。各家庭の花・緑の整備、ゴミの撤去、市民の強力を得て**国東市全体で協働**してもらいたい。／企業・団体ごとに花壇を分担する。／各地区からの要望をどう解決していくか、いかにボランティアで解決していくかを考えるべき。／地区ごとのゴミ拾いの回数を増やす。／**もっと清掃等のボランティア活動を誘導すべき**。費用助成も含む。／きれいな町づくりをするには、ボランティアが絶対必要です。国東市は元気老人が多くいますので、この方たちを中心に活動できる環境をつくることが大切だと思います。／**景観づくりは市民との協働は必須であり、中心は、団塊の世代が適任ではないか**と思う。／ボランティアで各地区が海岸清掃やゴミ拾いをし、市がバックアップして回収を行うと美しい景観が維持できるのでは。／町をきれいにするには老人クラブとボランティア等の協力できれいな街づくりをするとよい／市役所と市民がラインで通信して写メ等を送る等し、まちづくりに参加するといい。

項目	景観づくりに関わる意見（抜粋）
伝統行事・イベント・観光	アンケートを答えていくと知らない場所が多くあり、地元の人が一番知らないのではないでしょうか。国東の見どころは、イベント等して、知らせていくべきだと思いました。**人が集まって来るような計画**を待っています。頑張ってください。／観光に対するアピールが足りない。豊後高田市が成功しているので、そこに研修に行き学ぶべきです。国東にはいい素材がたくさんあると思います。／**子どもたちが参加できるイベント、広場**があるといい。市外からの参加が見込める大きなイベント。／黒津崎キャンプ場に賑わいを取り戻したい・キャンプファイア、バーベキュー、海の家、ボート貸出、各種イベント、サマーコンサート。／旭日地区の地域づくりグループ「おんどが旭日 SUN」では、初日の出観賞会、綱井地区祇園山の展望を良くする計画、世界農業遺産のため池ツアーを実施している。／過疎化、高齢化により古い伝統や習慣を維持するのは困難と思う。／伝統行事等多くあるが全て車がないといけない。**観光ツアーを企画してもらいたいし、隣接する自治体と連携していく必要がある。**／祭礼・伝統行事を守っていく必要がある。イベント情報については、国内外まで行って欲しい。／国東市に来ないとみられないものをアピールするのがいいと思う、農業体験や寺での修行等で県外の方に来てもらいリピーターになってもらう。／国東の伝統的な文化、祭りをもっとＰＲすること。／市民参加できるアートギャラリーの建物の整備が必要。／**自然や景観を残しつつ若者が市外に逃げず地元に居付く、祭り等の行事もある街づくりを望む。**
その他景観に関して	**四季を意識した魅力あるまちづくり**をした方が良い。／**看板等は公共物・私的なものを問わず、色を指定すると良いのでは**ないか。／今回のアンケートを見て、景観についての想い忘れていたことに気付いた。市民にとってまた、他方から来られた際に必ず目にする景観について、大事なことだと再認識した。／古いものと新しいものが共存する新しい街になってもらいたい。４町それぞれで企画しても良いと思う。観光地へのアクセスがもっと良ければ。／**他地域の真似をせず、和とモダンを融合した独自性のあるものがあると良い**。／わかめ・しいたけ以外国東の土産物が少ない、観光案内が目につかない、市報の内容がよい。／**犬のふんが多い。ゴミ捨てのマナー。道路の雑草整備。**／仏の里国東を打ち出す際に**看板を統一**する。／維持管理が必要な植栽や街路樹は可能な限り減らすのが良い。防災と共通するが電柱や電線の地中化が望ましい。／道路が狭く、木が倒れそうな場所がある。／**スタンプラリーの実施、名所のカードを作る、名所限定のものをつくる、道の駅等でシーズン限定イベント**をする。

＜高校生＞　※景観に関する回答のみを抜粋

景観	・展望台を建設し、きれいな自然をアピールしてもらいたい。 ・素晴らしい星空のＰＲ。 ・自然景観の保護。 ・国道沿線に四季それぞれの植物を植える。
環境・ごみ	・ゴミのないまちづくりが必要。 ・ゴミを減らす政策。 ・豊かな自然を維持し、住みよい町になってもらいたい。 ・緑に包まれた自然豊かなまちづくり。
その他	・姫島村と合併する。看板を増やす。賃金をすこしでも上げる。 ・気軽に寄ったり、話したり、勉強したりできる場所が必要。 ・イベントを増やす。 ・観光のＰＲの強化。 ・観光スポットを増やす。 ・伝統行事の世代継承。 ・農業体験ができる施設整備。 ・高齢者へのサービスの充実が必要。

（２）市民ワークショップ（景観づくりワークショップ）

①ワークショップの概要

・一般の市民を対象に、景観まちづくりに関する情報提供を行い、景観づくりへの協力や関心を向上させるとともに、市民が自慢できる、または他の地域の人々へお勧めしたい景観に関する情報収集を行うため、市民ワークショップを開催しました。

日　　時	平成 28 年 11 月５日（土）13:00～15:30
参 加 者	21 名
場　　所	国東市役所
プログラム	１．開会 ２．スタッフ紹介 ３．ワークショップ開催にあたっての趣旨説明 ４．基調講演「景観について学ぼう！」 講師：佐藤　誠治氏（大分大学名誉教授　国東市まちづくりアドバイザー） ５．ワークショップ「ご当地・景観マップをつくろう！」 ６．その他（アンケート記入） ７．閉会

ワークショップの開催風景

②ワークショップの結果

・ワークショップでは、参加者が３つの班に分かれて、市内の自慢できる景観・好きな景観について話し合い、それぞれ「ご当地景観マップ」として取りまとめました。

・美しい景色を眺められる、あまり知られていないビュースポットや地域で大切にされているお寺や樹木等、生活者ならではの視点で多くの意見を収集することができました。

ワークショップの成果発表

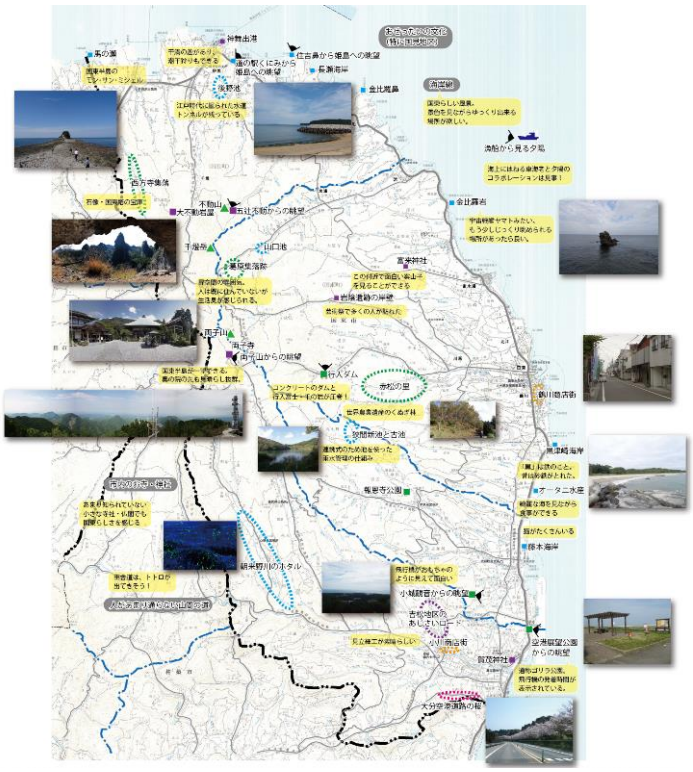

完成したご当地・景観マップの例

2-4 景観づくりに向けた課題

本市の景観構造、景観特性、市民・高校生アンケート等を踏まえ、今後の景観づくりに向けた課題を以下のように整理します。

1）国東の美しいふるさとの風景の保全

○長い歴史の中で形づくられ、培われてきた美しいふるさとの風景を守り、次の世代に継承していくことが必要です。

本市は、国東半島固有の地形構造を土台として、先人から受け継がれてきた美しい里山や寺社と一体となった集落の風景、四季を彩り、奇岩秀峰を有する山岳景観、原風景を伝える里山やのどかな伝統行事・祭りの風景、岩礁や砂浜等、豊かな表情を見せる瀬戸内海国立公園の海岸景観等、国東の個性ある様々な景観が市域に広がっていることが、国東らしさを醸し出しています。

これらの景観は、市民意向でも後世に残したい景観の上位を占めており、国東らしさやアイデンティティを育む共通の財産といえます。一方で、市民や高校生の意向では、手入れの行き届かない森林や耕作放棄地、海や川の汚れ等が指摘されています。

本市固有の自然や風土、長い歴史の中で培われてきた「美しいふるさとの風景」を改めて認識し、共有の財産として守り、次の世代に継承する必要があります。

《景観づくりの視点》
①ふるさと国東の美しい山並みの景観の保全
②優れた眺望景観の維持・確保
③森林やため池・河川、自然海岸の恵まれた自然環境を保全
④六郷満山文化の寺社・石塔等、地域固有の歴史的建造物等と調和した景観の形成
⑤里山、田園、寺社と一体となった集落景観の保全

2）良好な景観を阻害する要因の改善

○良好な景観を維持・向上を図るためには、景観を阻害する要因をできる限り除去・抑制し、改善していくことが必要です。

国東市全体をみると、良好な自然環境や景観が保たれ、市民からも好評価を得ています。しかし、一部には手入れが行き届かず荒れた森林・里山、耕作放棄地、空き家や空き店舗の増加、幹線道路沿道の広告・看板物、海岸や河川のごみや廃棄物等による汚れ、周辺景観に配慮を欠いた太陽光発電パネルや眺望景観を損ねる携帯電波塔等、良好な景観の妨げとなる様々な要因が見られます。

市民の意向では、規制の対象として、「看板・広告物の大きさや設置場所、色彩等」、「敷地の緑化や樹木の保全」、「道路や橋等公共施設のデザインや色彩」に対してルール化を望む回答が多い結果となっています。また、高校生では、景観が悪い理由として、地域性が感じにくい、ごみの不法投棄や土石・廃材等の野積み等も指摘する声が市民に比べて高い状況です。

本市は、豊かな自然と六郷満山文化に代表される美しい景観骨格を継承する市である一方で、個々の景観構成要素に様々な問題を抱えており、こうした身近な阻害要因を除去することで、景観の質を高めることが期待できます。

本市の良好な景観を維持・向上していくため、以下のような視点で、景観阻害要因を除去・

改善していくことが必要です。

《景観づくりの視点》
①市域、地域の実態に合わせた建築物・工作物、樹木へのルール化
②景観に配慮した公共施設の整備
③地域の創意工夫ある取組み、活動による景観阻害要因の改善（空き家、空き地、耕作放棄地等）

３）人が行き交う場、暮らしの場に相応しい景観の形成

○本市の持つ多彩な景観を市内外にＰＲし、その魅力を高め、まちづくりに積極的に活かし、地域の活力を高めることが必要です。

空の玄関口である大分空港を有する本市では、近隣市町村と連携して、千年ロマン観光圏の形成等の広域交流事業を推進しており、国道 213 号は日本風景街道「別府湾岸・国東半島海べの道」に、また国東半島宇佐地域は「世界農業遺産」に登録される等、国東半島は、集客・回遊のルートとして、来訪者の目に触れる機会が高まっていますが、そのポテンシャルを十分には活かしきれていません。

市民意向では、自慢に思う施設として、アストくにさき、市役所、大分空港等の拠点施設への回答が多く、また、特に優れたな眺めの良い景観の場として、大分空港道路・国道 213 号・市道オレンジロード、小城展望公園、大分空港展望公園等のインフラ施設に多くの回答が寄せられました。

一方、各地区の市街地には古くから商店街が形成され、生活感を感じさせる景観をつくってきましたが、幹線道路沿いへの商業施設の立地等による空き店舗・空き家、空き地の増加等により、かつての賑わいある景観が失われています。一方で、国見町では、都会から芸術家等が移住し、「ギャラリー通り」等アートの拠点が形成されつつあります。

このため、本市の各地域の特性を十分に活かし、景観資源の保全と調和を進めながら、新たな観光資源の発掘、観光周遊ルートに相応しい景観づくりを進める必要があります。

《景観づくりの視点》
①市民や観光客に対する景観資源の周知（情報発信）
②人々が多く集まり、交流する場の魅力の向上
③様々な景観資源を結びつける観光ルート・景観ルートの開拓

４）景観意識の向上と協働によるまちづくりのための仕組みづくり

○一人ひとりが景観に対する意識を高め、市民、事業者、観光客、行政等が協働で取り組む活動の継続や、仕組みの構築が必要です。

良好な景観形成を図るためには、市民をはじめ、事業者、行政がともに将来ビジョンを共有し、景観を守り、育てていこうという意識を持つことから始まります。景観計画の策定を契機として、今一度景観の価値を見つめ直し、意識を高めていく必要があります。

市民意向では、景観づくりに関する活動には、関心や意欲があるものの、実際の行動となると困難であることがうかがわれますが、自分自身が協力できることとして、「道路や河川・水路等への美化清掃活動」についても３人に１人が参加すると回答し、身近な活動への参加意欲がうかがえます。

実際に、市内では地域住民や企業、ボランティア、各種団体等による自然の保全活動、植樹・花いっぱい活動、ごみ拾いや草刈りのほか、森林体験、各種イベントの開催等、様々な景観形成に資する活動が行われています。こうした市民や地域の地道な活動を育て、コミュニティ、教育、観光、スポーツ等と連携して、地域の活性化や良好な景観づくりに発展させていくことが必要です。

さらに、こうした主体的な取組みを支える推進体制の構築等の仕組みづくりも必要です。

《景観づくりの視点》

①景観意識の向上

②地域の主体的な景観づくり活動を支える仕組みづくり

③景観行政を進める体制や仕組みの充実

３．景観づくりの基本方針

3-1 景観づくりの理念と目標

（１）景観づくりの理念

本市には、両子山、文珠山、千燈岳、五辻不動尊、大不動岩屋等で構成される山岳・山地景観のもとに広がる美しい自然、六郷満山文化を伝える多くの史跡、さらには、農林水産業等の生業や暮らしの中で形成されてきた集落や市街地があり、これらは国東らしさとして、またふるさとの風景として愛されてきました。近年では、アートをテーマに地域の賑わいやコミュニティの活性化を図る取組み、海岸や国道沿道の美化清掃や環境保全活動等、市民や事業者が主体となった取組みが進んでいます。

今回行った市民や高校生を対象としたアンケートでは、好きな景観・後世に残したい景観として、両子山、文珠山、千燈岳等の山岳・奇岩の景観、六郷満山文化を伝える歴史的景観、ケベス祭りや修正鬼会の伝統的行事にまつわる景観に多くの回答が寄せられています。私たちは、ふるさとの美しい景観を求める意識を育みながら、国東市らしい景観を次世代に継承し、愛着と誇りを育んでいくことが必要です。

こうしたことから、景観づくりの理念を「癒やされ、やすらぐ　心のふるさとの景観づくり」としました。

景観は、単に「目に見える」表面的な映像だけでなく、風土や風習、歴史文化、人々の暮らし、社会活動や経済活動等が総合的に映し出されたものです。

穏やかな日々の暮らし、四季を通じた様々な行事を通じて育まれてきた景観資源を、私たちの財産として共有し、守り、育て、活用しながら、次世代に継承しなければなりません。そのためには、まず何ができるか、何を子どもたちの世代に残していくのかを考え、身近なことから行動を開始していくことが大切です。

景観づくりの取組みを進めることで、観光や交流の活性化にとどまらず、私たちの住む国東に対する誇りや愛着、豊かな暮らしに結びつけ、市や地域の魅力や価値を高めていきます。

＜第２次国東市総合計画　将来像＞

悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリッド都市くにさき

＜景観づくりの理念＞

癒やされ、やすらぐ　心のふるさとの景観づくり

市民や行政等の協働による保全・育成・活用

豊かな暮らしの持続

観光や交流の活性化

国東市や地域の魅力や価値の向上

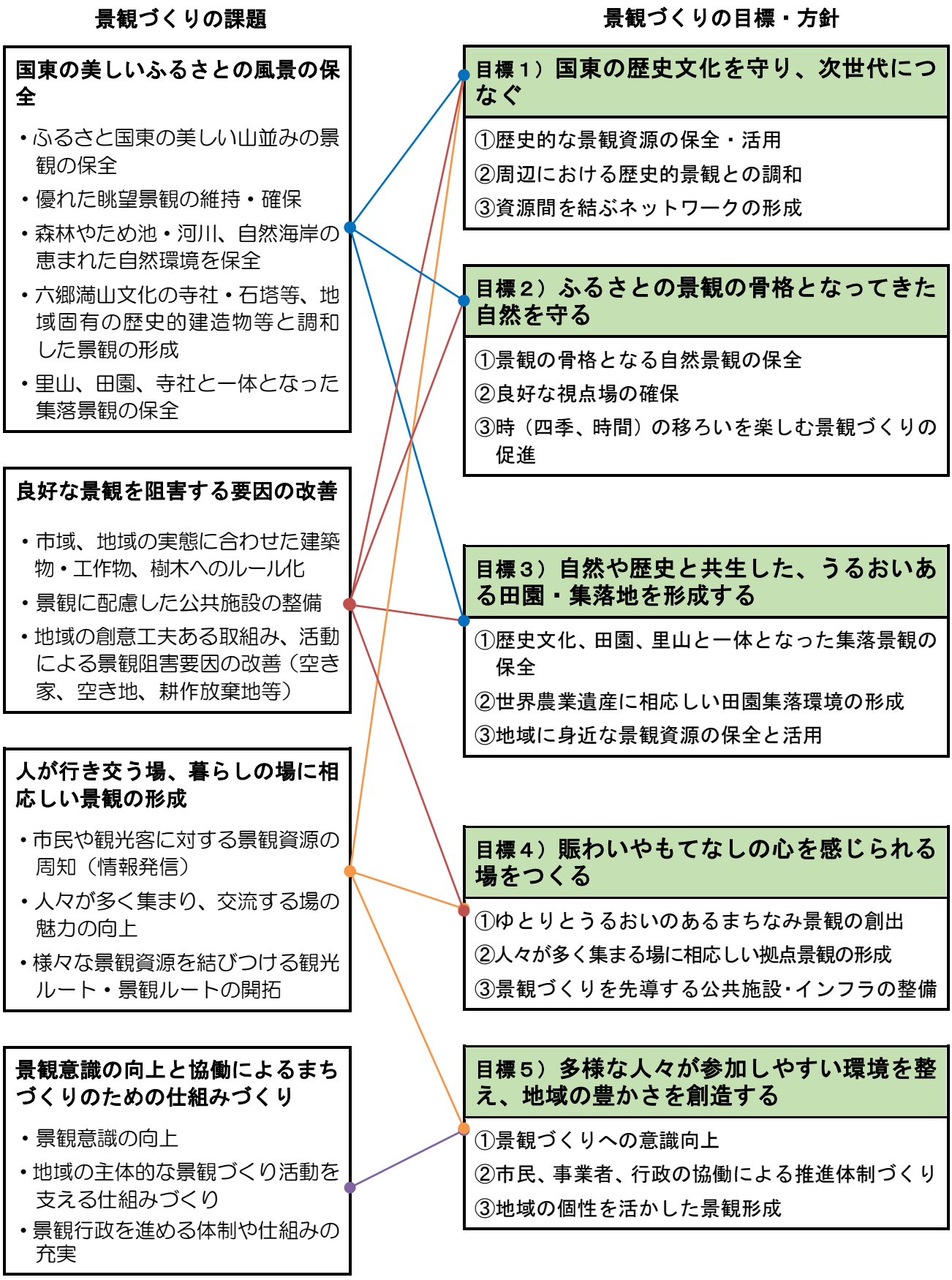
景観づくりの課題
景観づくりの目標・方針
国東の美しいふるさとの風景の保全
・ふるさと国東の美しい山並みの景観の保全
・優れた眺望景観の維持・確保
・森林やため池・河川、自然海岸の恵まれた自然環境を保全
・六郷満山文化の寺社・石塔等、地域固有の歴史的建造物等と調和した景観の形成
・里山、田園、寺社と一体となった集落景観の保全
良好な景観を阻害する要因の改善
・市域、地域の実態に合わせた建築物・工作物、樹木へのルール化
・景観に配慮した公共施設の整備
・地域の創意工夫ある取組み、活動による景観阻害要因の改善（空き家、空き地、耕作放棄地等）
人が行き交う場、暮らしの場に相応しい景観の形成
・市民や観光客に対する景観資源の周知（情報発信）
・人々が多く集まり、交流する場の魅力の向上
・様々な景観資源を結びつける観光ルート・景観ルートの開拓
景観意識の向上と協働によるまちづくりのための仕組みづくり
・景観意識の向上
・地域の主体的な景観づくり活動を支える仕組みづくり
・景観行政を進める体制や仕組みの充実
目標１）国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ
①歴史的な景観資源の保全・活用
②周辺における歴史的景観との調和
③資源間を結ぶネットワークの形成
目標２）ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る
①景観の骨格となる自然景観の保全
②良好な視点場の確保
③時（四季、時間）の移ろいを楽しむ景観づくりの促進
目標３）自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する
①歴史文化、田園、里山と一体となった集落景観の保全
②世界農業遺産に相応しい田園集落環境の形成
③地域に身近な景観資源の保全と活用
目標４）賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる
①ゆとりとうるおいのあるまちなみ景観の創出
②人々が多く集まる場に相応しい拠点景観の形成
③景観づくりを先導する公共施設･インフラの整備
目標５）多様な人々が参加しやすい環境を整え、地域の豊かさを創造する
①景観づくりへの意識向上
②市民、事業者、行政の協働による推進体制づくり
③地域の個性を活かした景観形成

図　計画の体系

（2）景観づくりの目標

目標1
国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ

本市には、両子寺、文殊仙寺、五辻不動尊等の寺社や国東塔等の六郷満山文化が色濃く残る多くの文化財、修正鬼会やケベス祭り等の伝統行事が残されています。長い歴史を通じて引き継がれてきた歴史的な景観資源を発掘・保全し、個々の資源を有機的に結びつけ、資源周辺を含め、仏の里としての磨きをかけ、次世代に繋ぐ景観形成を目指します。

目標2
ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る

両子山、文珠山、伊美山から海に向かって放射状に延びる稜線や谷筋、五辻不動尊、大不動岩屋等の奇岩秀峰を有する山岳景観、美しい河川は、国東を象徴するふるさとの景観です。この原風景である自然を守り、眺望景観を活かした景観形成を目指します。

目標3
自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する

本市の田園集落地は、里山や樹林、歴史文化と生業とが一体となって引き継がれ、水不足を解消するため池等により資源を効率よく使うシステムを生み出し、世界農業遺産としても登録されました。こうした多面的機能を有する田園、里山、集落地の環境を守るとともに、交流の場としても活用される景観形成を目指します。

目標4
賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる

本市で暮らす人や働く人、訪れる人にうるおいとやすらぎを与えるように、良好な生活環境を創出する景観づくりを目指すとともに、空港周辺や市街地内では賑わいやもてなしの心が感じられる景観づくりを目指します。

目標5
多様な人々が参加しやすい環境を整え、地域の豊かさを創造する

一人ひとりの景観意識を高め、美化清掃や祭り等できる活動をしながら、市民や事業者、行政等の多様な人々が、景観づくりの感動を共有し、協働して地域の豊かさを創造していく景観づくりを目指します。

3-2 景観づくりの基本方針

目標１　国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ

<方針 1.1> 歴史的な景観資源の保全・活用

〇本市は古代から中世に至る古墳、寺社、石塔等歴史的な景観資源の宝庫です。これらの史跡、建造物は、各時代の歴史文化が息づく固有の景観を有しています。こうした歴史的な景観資源を保全し、適切な維持管理を促進します。

〇寺社は、建造物だけでなく、社叢林（鎮守の森）や地域のランドマークになっている山や山麓の里山との一体的空間に意味を持つことから、周辺の環境や風景を含めた一体的な維持・保全を図ります。

旧千燈寺跡

小松神社の御旅所の桜（上国崎）

<方針 1.2> 周辺における歴史的景観との調和

〇歴史的な景観資源の周辺では、建築物や工作物等についてこれらの資源に調和するよう修景を図り、歴史文化の香り漂う景観形成に努めます。

<方針 1.3> 資源間を結ぶネットワークの形成

〇国道 213 号や県道、市道オレンジロード等、既存の周遊ルートでは、景観阻害要因の改善や修景、案内板、眺望等に配慮した施設整備等、景観に配慮して資源間を結ぶネットワークの形成を図ります。

〇集落内道路や身近な河川等を活かし、散歩道やフットパス等の小径づくりを図り、本市のイメージアップに繋げる取組みを進めます。

桜並木（大分空港へ至る幹線道路）

【対象】

- 史跡文化財（古墳、寺社、国東塔、板碑等）
- 社叢林等、寺社と一体となった樹林
- 幹線道路や河川沿い、集落内道路から資源へのアプローチルート

目標２　ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る

＜方針 2.1＞景観の骨格となる自然景観の保全

○国東半島のランドマークになっている両子山、文珠山、伊美山等の森林、奇岩秀峰を有する山岳、これら山々の稜線等、国東独特の森林景観は、遠景や中景を意識した緑の連続性や斜面地の緑の確保等により保全を図ります。

○国東半島宇佐地域世界農業遺産に指定されているため池やクヌギ林、瀬戸内海国立公園や国東半島県立自然公園に指定されている貴重な自然環境や植生等、市民共有の貴重な景観資源として維持・保全するとともに、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。

○多くの人々の憩いの場となる自然海岸や海岸沿いの防砂林、河川・ため池を保全するとともに、親水性を活かした水辺景観の形成を図ります。

○太陽光発電や風力発電等の大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、景観上の影響が大きいことを踏まえ、良好な眺望景観や地域固有の景観を阻害しないよう、建設場所も含めて十分な配慮を求めます。

両子山

羽田池のクヌギ林とため池

＜方針 2.2＞良好な視点場の確保

○小城展望公園、美しい海岸からのパノラマ景観、山頂からの眺望景観、幹線道路からのシークエンス景観※等は、本市を代表する優れた景観です。これらの特徴的な景観を最大限に活用し、視点場の形成や快適な滞留空間の確保を図ります。

小城展望公園からの眺望

＜方針 2.3＞時（四季、時間）の移ろいを楽しむ景観づくりの促進

○春には桜やレンゲの里、夏には深緑の山々や花火大会、秋には寺社や里山の紅葉、冬には両子寺の幻想的な雪景色等、本市では四季の変化を感じることができ、また、海岸線や山岳部からの朝日等、時間の変化を感じることができます。こうした四季と時間の移ろいを楽しむことのできる景観形成を促進します。

雪で覆われた両子寺

※シークエンス景観：視点の移動に伴い、継続的に変化する景観。

【対象】

- 両子山、文珠山、伊美山等、国東のランドマークになる山々
- 山頂から海岸に伸びる山々の稜線、中腹部の斜面緑地
- 五辻不動尊、小城観音、千燈岳、大不動岩屋等の山岳、山岳からの眺望

・黒津崎海岸、羽田海岸、馬ノ瀬等自然海岸の海岸線、防砂林
・姫島、瀬戸内海方面への眺望
・国東半島峯道ロングトレイルに示された良好な視点場、眺望点となっている公園
・田深川等の河川、羽田池・狭間新池等のため池、クヌギ林
・幹線道路（国道、県道）

目標３　自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する

<方針 3.1> 歴史文化、田園、里山と一体となった集落景観の保全

〇本市の谷筋に点在する集落は、背後の里山や河川沿いに広がる田園、地域のシンボルとなっている樹木と一体となって、谷筋特有の田園集落景観を形成していますが、近年では太陽光発電パネル等が目立ち始めています。これまで培われてきた良好な田園や集落の景観を保全するとともに、景観阻害要素の改善を図ります。

〇棚田、茶畑等特徴的な農地が広く展開する地区は、景観の維持とともに交流の場等、活性化の視点も踏まえた景観の保全・形成を図ります。

明治地区の田園集落

<方針 3.2> 世界農業遺産に相応しい田園集落環境の形成

〇連結式のため池やクヌギ林、水田、水路や農道、小河川等、田園集落の優れた農林水産業システムの維持を図るとともに、ケベス祭り・修正鬼会等の伝統的行事の継承に努めます。

〇農林水産業を通じた交流ふれあい機会の拡大等により、世界農業遺産に相応しい田園集落環境の形成を図ります。

旭日地区の田園集落

<方針 3.3> 地域に身近な景観資源の保全と活用

〇寺社周辺や集落・市街地には、地区のランドマークになっている樹木等身近な景観資源があります。地域の成り立ちや歴史を探る重要な要素として保全するとともに、資源の掘り起こし、周辺の景観と調和した修景、歴史的景観とあわせた身近な散策ルートへの組み込み等、まちづくりへの活用を図ります。

旧大聖寺跡の樹木

【対象】
・谷筋に点在する集落民家
・集落部からの山々の中腹部の斜面緑地、集落背後の里山
・田園、密乗院の棚田、茶畑等特徴的な農地
・クヌギ林、狭間新池や古池等のため池
・地域のランドマークになっている巨木・樹木

目標４　賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる

<方針 4.1> ゆとりとうるおいのあるまちなみ景観の創出

○市街地は良好な生活空間として、景観阻害要因の改善、道路や歩行者空間の修景整備等により、市街地としてゆとりやうるおいの感じられるまちなみ景観の創出を図ります。

住宅市街地（向陽台）

<方針 4.2> 人々が多く集まる場に相応しい拠点景観の形成

○国東町をはじめ安岐町、武蔵町、国見町の市街地の中心部は、地域の生活拠点として空き地・空き店舗の活用等により、賑わいや活力の創出を図ります。

○活気ある中にも、周辺の歴史文化や生活文化、アート性や落ち着いた雰囲気が感じられる景観づくりを促進します。

ギャラリー通り（国見町）

<方針 4.3> 景観づくりを先導する公共施設・インフラの整備

○日本風景街道「別府湾岸・国東半島海べの道」に登録された国道 213 号、半島中央部の山岳・山頂に至る放射状に延びる県道等の幹線道路、大分空港や港湾、漁港、多くの人々が集まる公園、ダム等の公共施設等は本市の魅力を印象づけるとともに、景観づくりに大きな影響を与える施設となることから、地域の景観特性に配慮し、景観づくりを先導する公共施設・インフラ整備を推進します。

アストくにさき（総合文化センター）と
国東市役所

【対象】

- 国東町の都市計画区域、国見町、安岐町、武蔵町の市街地（沿道市街地）、郊外に開発された新興住宅地（向陽台）
- 庁舎、道の駅、市民病院等、市域や市外から利用される公共施設
- 鶴川商店街（国東町）、ギャラリー通り（国見町）、小川商店街（安岐町）、武蔵総合支所周辺（武蔵町）
- 国道 213 号、主要地方道・一般県道、市道オレンジロード、空港・伊美港・竹田津港

目標５　多様な人々が参加しやすい環境を整え、地域の豊かさを創造する

<方針 5.1> 景観づくりへの意識向上

○地域や市民が主体となった景観づくりに向けては、一人ひとりが今ある資源を見つめ直し、共有の財産として認識する必要があります。そのため、子ども達や若い世代も関心が持てるように、景観資源に関する情報媒体の充実や、景観コンクールの開催等、楽しみながら景観づくりを学ぶ機会づくりを図ります。

景観に関する総合学習（国土交通省 HP）

<方針 5.2> 市民、事業者、行政の協働による推進体制づくり

○多様な人々の参加による景観づくりを進めるため、市民、ボランティア、事業者等と協働し、景観意識向上のための機会の創出や、景観形成や美化活動等身近なところから活動に取り組める体制の確立を図ります。

○景観づくりやボランティア活動を通じて、人々の仲間作りやつながりの場を拡大していきます。

○景観づくりを総合的に進めるための庁内体制の整備を推進します。

田深川のアユ放流（国東市内のこども園）

<方針 5.3> 地域の個性を活かした景観形成

○花植え、田植え・稲刈り等農業体験を通じて農地や集落景観を守る活動、地域の身近な環境保全や美化活動、市民や地域の自主的なルールづくりへの支援を図ります。

○自然的、歴史的に国東固有の特徴的な景観となっている地区、観光活性化や生活環境の向上を目指し景観に関わるまちづくりや取組みが行われている地区等は、重点的に景観形成に取り組む地区として設定し、地区特性に応じた細やかな景観形成を推進します。

○地域に埋もれた景観資源を発掘し、魅力を高め、地域活性化や国東ファンの増大、誇りや愛着の醸成に結びつくように、国東の地域情報として景観アーカイブの整備を進め、全国に向けた情報発信を行っていきます。

景観づくりワークショップ（地域の宝さがし）

3-3 ゾーン別景観づくり方針

本市の地形特性や土地利用特性を踏まえ、景観計画区域内を「森林景観ゾーン」「里山・田園・集落景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」の３つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに相応しい景観づくり方針を定めます。また、本市の景観の重要な軸となっている「海岸景観軸」及び「幹線道路景観軸」についても、それぞれ景観づくり方針を定めます。

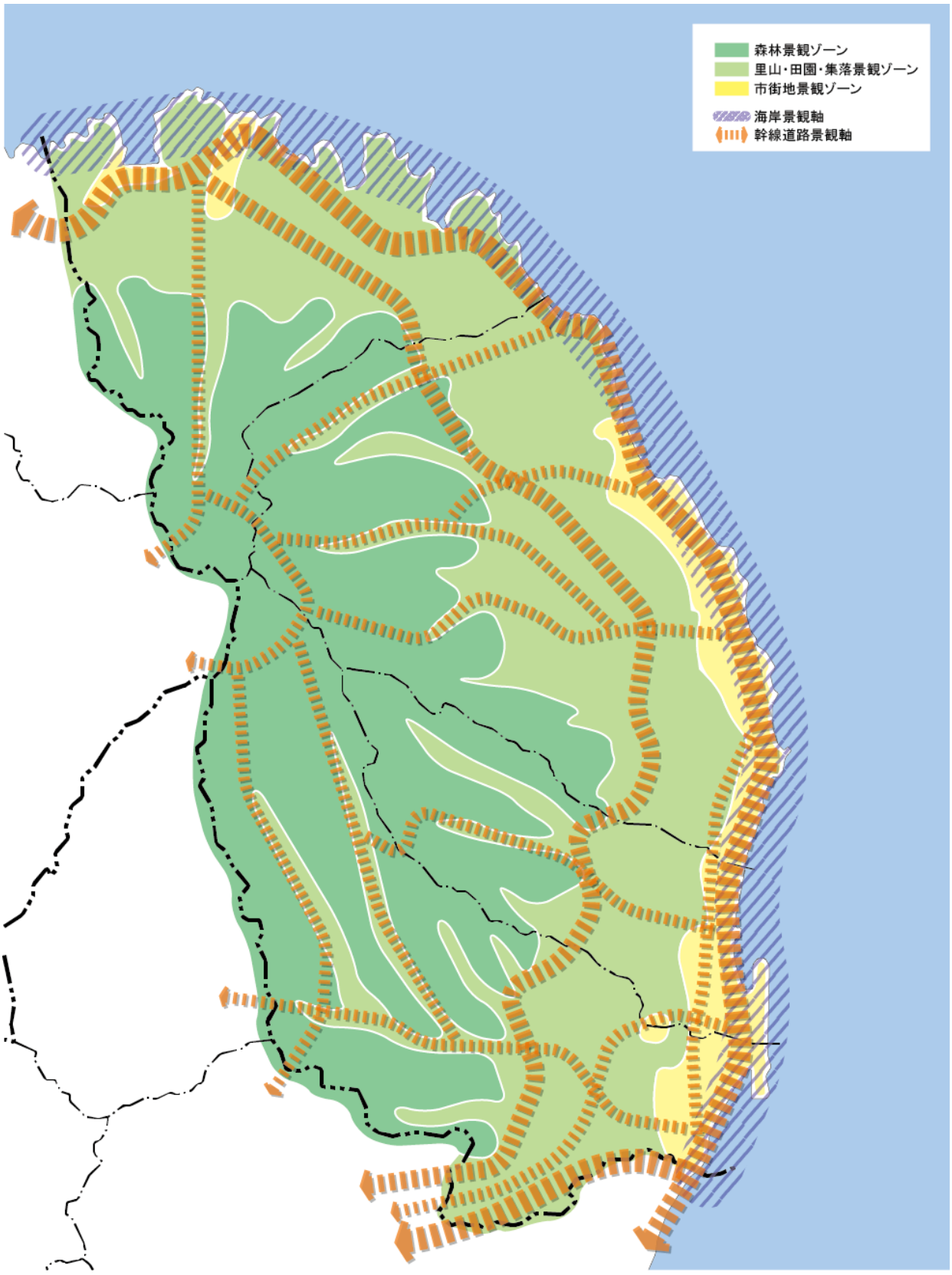

ゾーン区分図

「景観づくりの目標」に従い、各ゾーンに該当する目標毎の景観づくり方針を示します。

（１）森林景観ゾーン

『目標１．国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ』ために

- 歴史的な景観資源の適切な保全・維持管理を図るとともに、それらと一体となった社叢林（鎮守の森）や山麓の里山等の保全・活用及び継承を図ります。
- 歴史的な景観資源の周辺では、これらの景観資源に調和した建築物や工作物の誘導等により趣のある景観形成に努めます。

『目標２．ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る』ために

- 五辻不動尊、大不動岩屋等の山容や奇岩、樹林が織りなす特徴ある山岳景観を継承し、背景となる山並みや、緑の輪郭線となる山の稜線の維持保全を図るため、建築物や工作物、開発行為等の適切な誘導を図ります。
- 豊かな樹林地や奇岩等の貴重な自然環境を保全するとともに、トレイルコース等楽しみながら自然を回遊できる場としての積極的な活用を図ります。
- 公共事業の実施に際しては、安全性を確保したうえで、周辺の自然環境や地域の特色ある景観に配慮し、調和のとれた景観形成を図ります。
- 良好な眺望を楽しむことができる視点場の整備を図るため、電線・電柱類、屋外広告物等、眺望を妨げる要因の改善に努めるとともに、視点場からの見通し確保のため、地域と協働して、緑の適切な維持管理に努めます。

『目標３．自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する』ために

- 田畑と社叢林、集落部からの山々の中腹部にかけての斜面緑地、背後の里山までが一体となった、緑豊かで文化的な田園景観の保全を図ります。

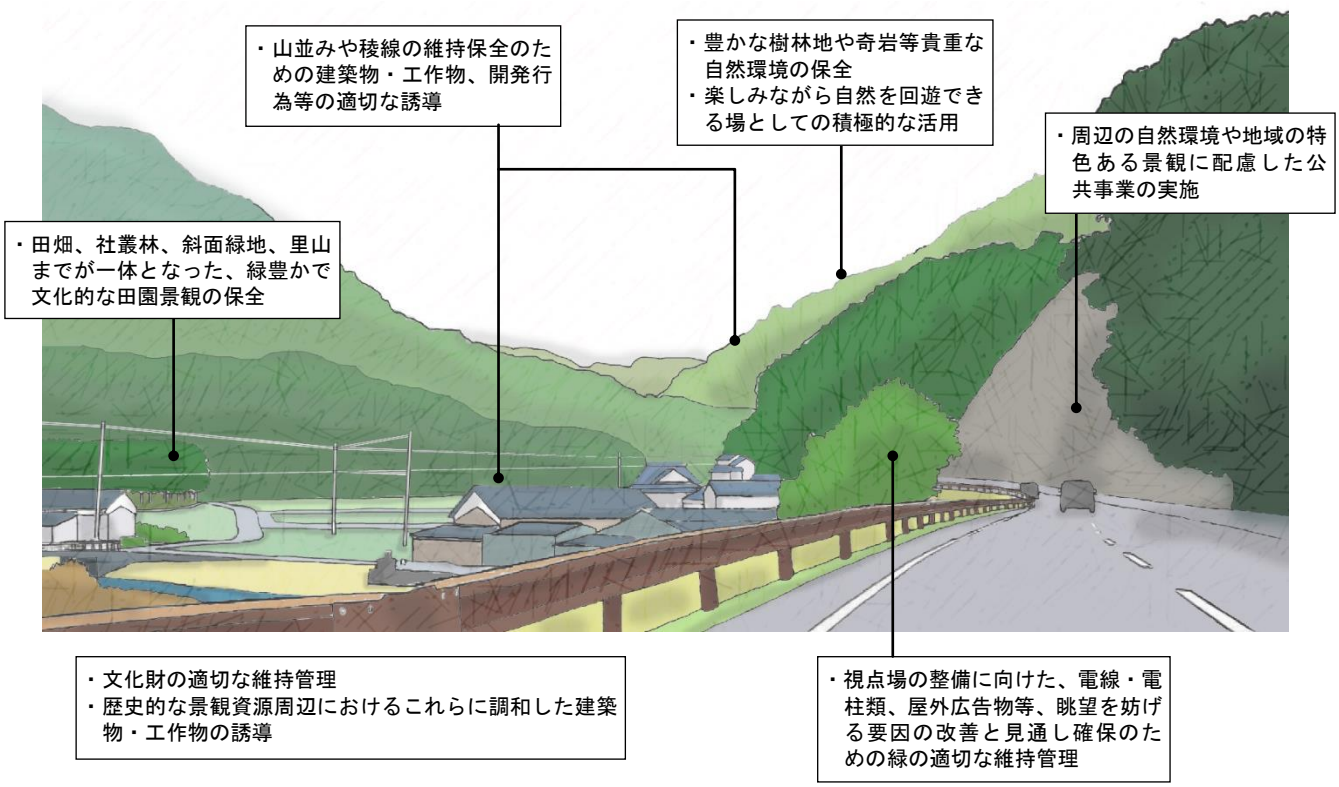

（２）里山・田園・集落景観ゾーン

『目標１．国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ』ために

- 修正鬼会や吉弘楽をはじめ、長い歴史を通じてそれぞれの集落に引き継がれてきた伝統的な文化行事や祭礼等は、地域の風物詩として、その継承を図ります。
- 歴史的な景観資源の周辺では、これらの景観資源に調和した建築物や工作物の誘導等により趣のある景観形成に努めます。
- 幹線道路や河川沿い、集落内道路から景観資源へのアプローチに相応しい散歩道やフットパス等の小径づくりや修景整備を進めます。

『目標２．ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る』ために

- 小河川に沿って分布する谷筋では、集落・里山・田園が一体となった、山岳への方向性（軸性）のある眺望景観を確保するため、稜線を阻害しないよう建築物や工作物等について適切な誘導を図ります。
- 多様な生物の生息環境となるよう、豊かな生態系に配慮した河川・ため池環境の保全を図ります。

『目標３．自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する』ために

- 良好な営農環境を保全するため、「農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の保全や農業基盤整備の推進を図ります。
- 世界農業遺産に登録された田園集落の優れた農林水産業システムの維持・保全を図るとともに、農林水産業を通じた多様な交流ふれあいの場の創出等活性化の視点を踏まえた景観形成を図ります。
- 棚田・茶畑等特徴的な農地は、農業施策と連携しながら、固有の景観の維持・保全を図ります。
- 増加する耕作放棄地では、農業の担い手育成や農業法人化等の農業施策に加え、観光農園や体験農園、滞在型農園等、多面的な活用による対策を促進します。
- 農用地周辺の屋敷林や庭木等の適正管理、空き家の適切な維持管理等、今ある景観資源の利活用を促進します。
- 特徴的な集落については、建築物や工作物、よう壁等細かなルールに則した景観の誘導を進め、その佇まいの維持・保全を図ります。
- 谷筋に点在する集落においては、周辺の田園環境と調和した建築物・工作物の誘導等により、河川沿いに広がる田園、文化財、背後の樹林が一体となった特有の田園集落景観を保全・継承します。
- 集落のシンボルとなっている歴史的な景観資源や地区のランドマークになっている樹木等身近な景観資源についても、地域の成り立ちや歴史を探る重要な景観要素としての保全を図ります。

『目標４．賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる』ために

- 新たな宅地開発等を行う際は、周辺の自然環境を大きく改変しないように配慮し、周辺の集落と調和した建築物の誘導や緑化等により、周辺環境と調和した開発を図ります。

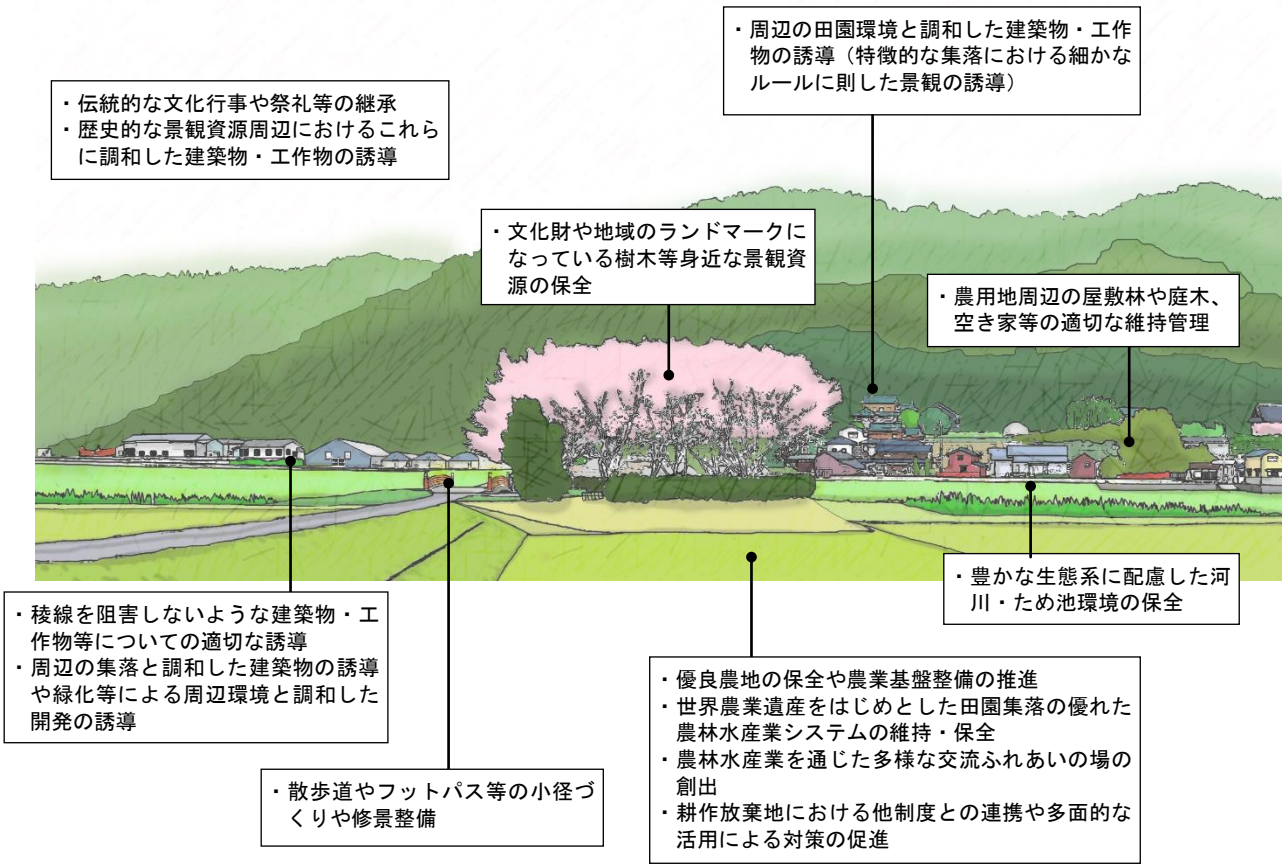

（３）市街地景観ゾーン

『目標１．国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ』ために

- 流鏑馬やケベス祭り等、長い歴史を通じてそれぞれの地区で引き継がれてきた伝統的な文化行事や祭礼等は、地域の風物詩として、その継承を図ります。
- 歴史的な景観資源の周辺では、これらの景観資源に調和した建築物や工作物の誘導等により趣のある景観形成に努めます。

『目標２．ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る』ために

- まちの背景として広がる、両子山、文珠山、伊美山等、国東独特の森林景観、遠景の山々への眺望を確保するため、建築物・工作物等の適切な誘導を図ります。

『目標３．自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する』ために

- ゆとりある建築物や緑化、周辺の環境に配慮した工作物等を誘導し、周辺の丘陵の緑、田園・集落と調和した市街地景観の形成を図ります。

『目標４．賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる』ために

- もてなしの場に相応しい場となるように、景観阻害要因を改善しながら、建築物・工作物について山並みの眺望への配慮や周辺の集落との調和等、国東らしいまちなみ景観の形成を図ります。
- 道路・歩行者空間の修景整備を図るとともに、季節感を感じる特色ある街なか緑化、屋外広告物の適切な誘導、空き店舗を活用した賑わいや交流のスポットづくり等、落ち着きと賑わいのバランスが取れた、暮らしぶりの感じられる市街地景観の形成を図ります。
- 国見、国東、武蔵、安岐の各市街地中心部では、「まちの顔」と呼ぶに相応しい、歩くのが楽しくなる快適で魅力ある景観の形成を図ります。
- 「ギャラリー通り」をはじめとした、アートや工芸等の新たな文化発信の拠点では、人々がアートを身近に感じることができ、交流・回遊ルートが一体となった特徴ある景観の形成を図ります。
- 住宅地では、既存樹木や樹林の保全、ガーデニングや生け垣等による緑化を促進し、ゆとりやうるおいの感じられる住宅地景観の形成を図ります。

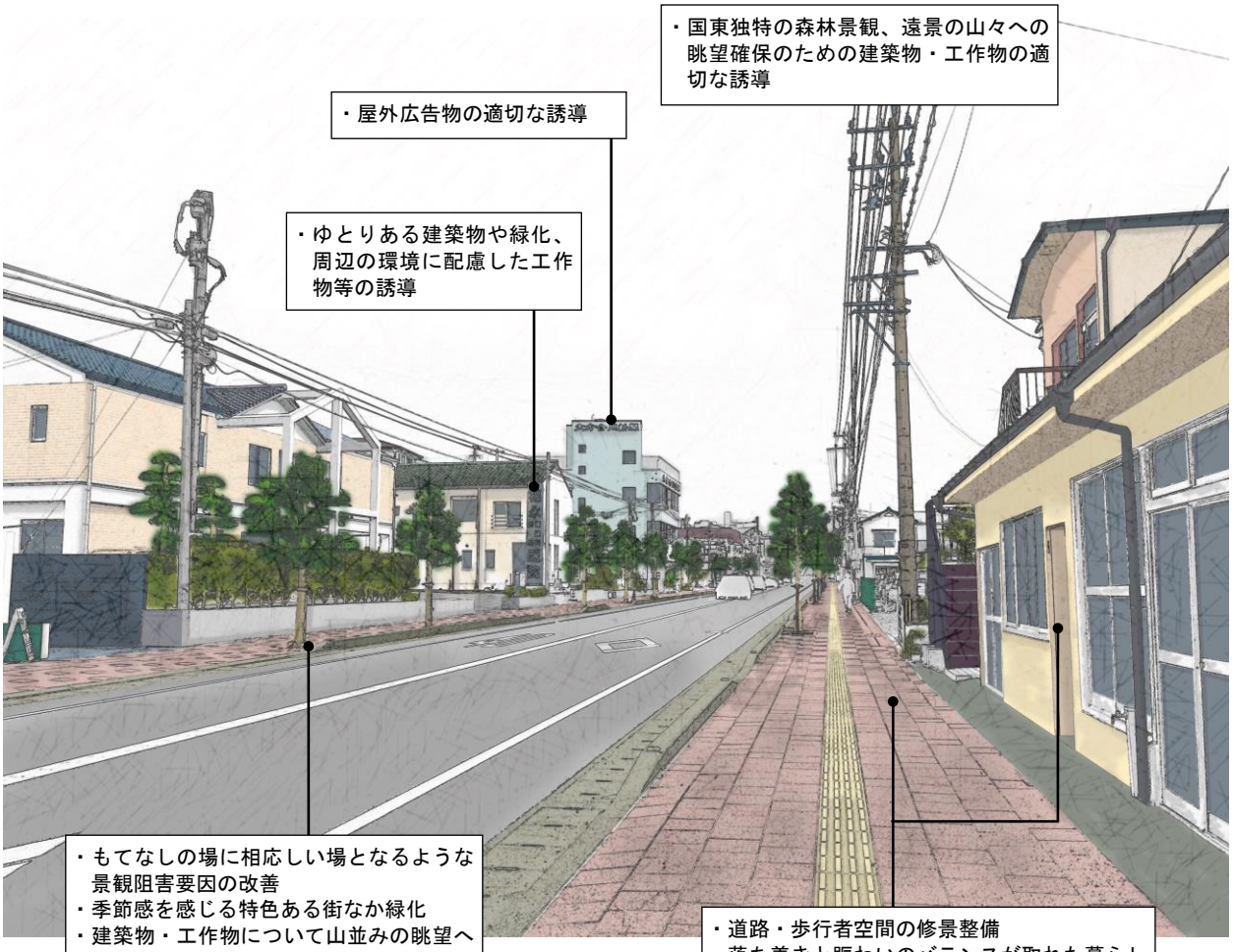

（４）海岸景観軸

『目標２．ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る』ために

・交互に入り込んだ岬と入り江、海食崖や岩礁、海・砂浜・防砂林が一体となった景観等、多様で美しい海辺の自然景観の保全を図るとともに、貴重な自然環境と調和した景観形成を図ります。

・観光や交流、また市民生活の憩いや癒し等、多くの人が親しめる場として活用していきます。

・連続したパノラマ景観を楽しめるよう、建築物や工作物、土石・廃棄物の堆積への配慮等により、海への眺望を保全します。

・魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な生物環境を保全しながら、自然と人間が共生する海浜景観の形成に努めます。

『目標３．自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する』ために

・漁具類や作業小屋等、漁労活動を補助する人工物と自然環境の調和した漁村独自の集落景観の保全を図るとともに、ツーリズムと連携した交流機会の拡大等、魅力ある漁村の維持・形成に努めます。

『目標４．賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる』ために

・本県で唯一の空の玄関口である大分空港や各港湾は、本市の玄関口に相応しい拠点施設として、風格のある景観の創出を図ります。

・海岸沿いに点在する良好な視点場を活かした休憩スポットの設置や、新たな視点場の発掘及びアクセスルートの確保等、景観を楽しむ場の整備を進めます。

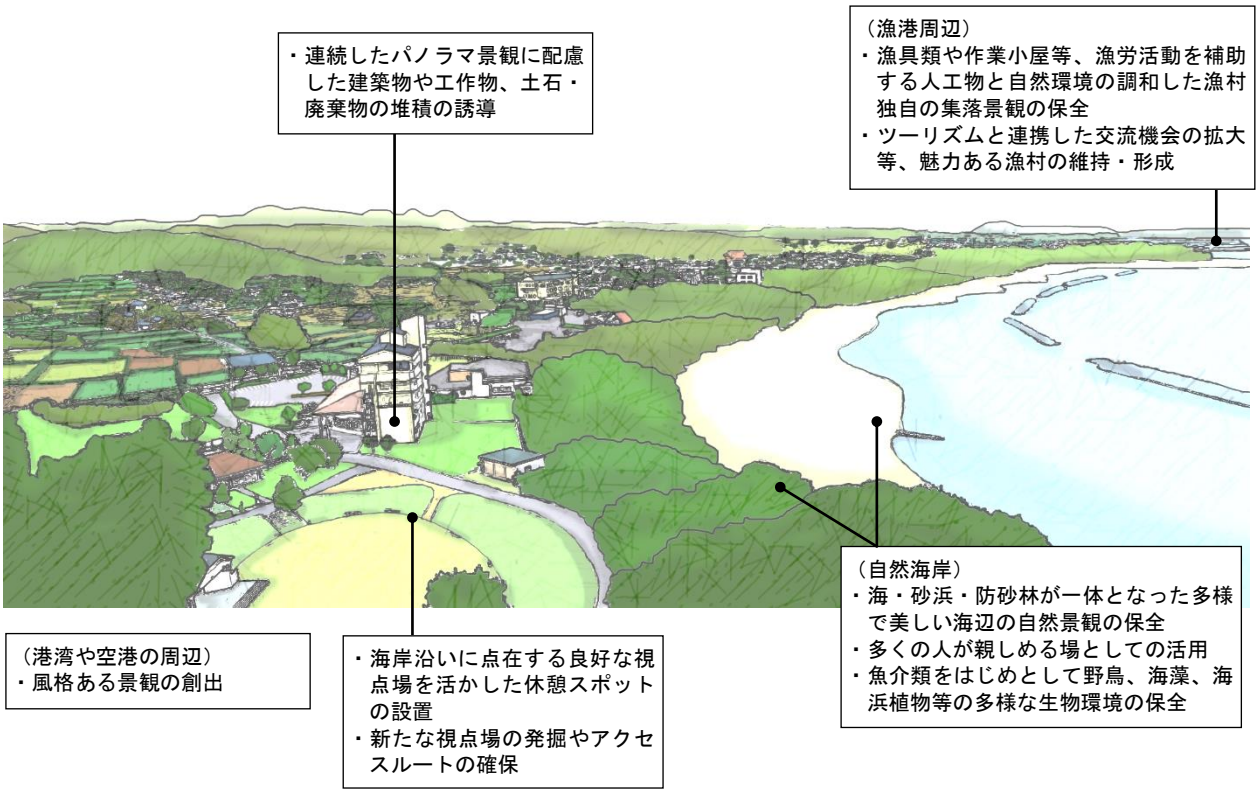

（５）幹線道路景観軸

『目標２．ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る』ために

- 都市の骨格となる国道 213 号や県道、市道オレンジロード等の幹線道路沿道においては、道路からの見え方に配慮した建築物・工作物、土石・廃棄物の適切な誘導を図るとともに、標識・看板や照明等、道路空間の修景整備により、周囲と調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。
- 道路、道路付帯施設の整備にあたっては、幹線道路や生活道路等、道路の種別に応じた整備のあり方を考慮しながら、快適に利用できるよう、沿道地域のイメージや景観の一貫性に配慮したデザインとします。
- 道路の付帯施設として、ベンチや植栽プランターの設置による休憩スポットの確保等、装飾過多にならないよう注意しながら、周辺と調和した質の高いデザインを心掛けることにより、快適で魅力ある空間の創出に努めます。

『目標３．自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する』ために

- 里山や集落、文化財と一体となった地域景観をより多くの人々に体感してもらうため、地域の発意や創意工夫に基づく、幹線道路と地域資源とを結ぶフットパスづくりを図ります。

『目標４．賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる』ために

- 日本風景街道「別府湾岸・国東半島海べの道」に相応しい、美しい海と歴史文化が感じられる道路景観の形成を図ります。
- 空港から西に伸びる県道 404 号、市道オレンジロードの桜並木等、四季折々の彩りを見せる街路樹の整備や、街路灯、誘導標識・看板のデザイン統一等により、幹線道路沿いの通りとしての連続性、一体性の創出を図ります。

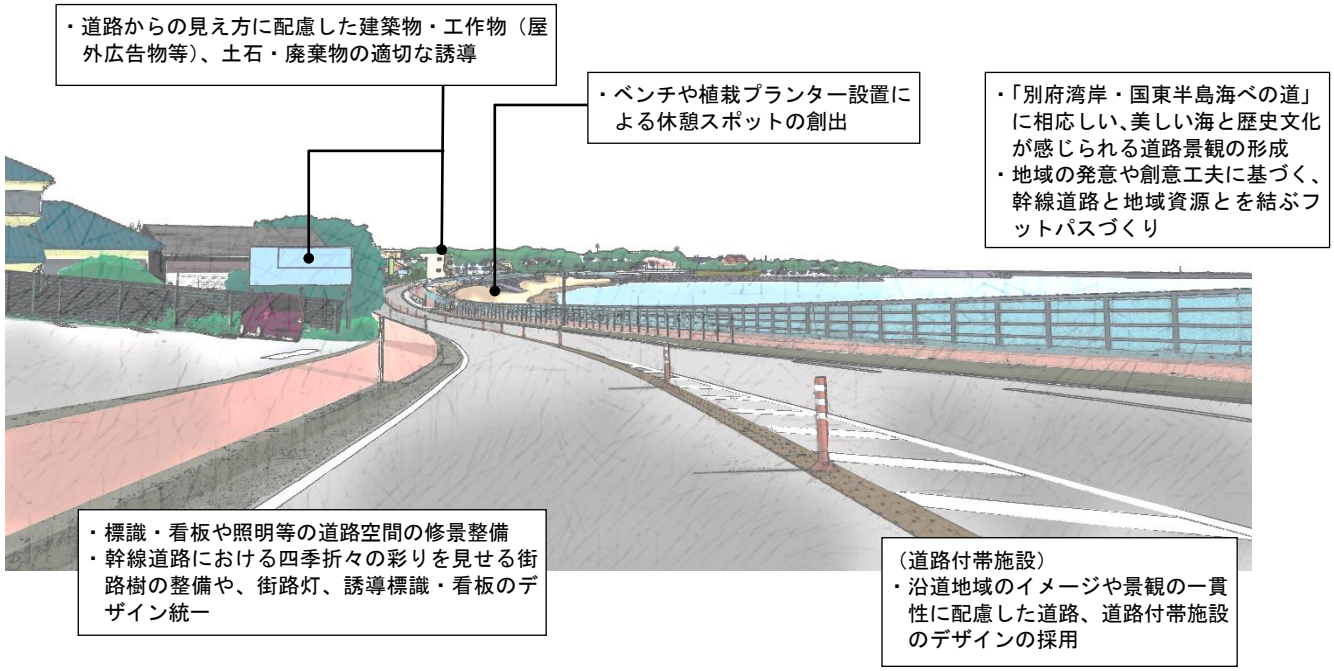

４．良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項

4-1 行為の制限に関する地域区分

（１）地域区分の考え方

本市においては、「一般地域」と「景観形成重点地区」に区分し、地域の特性に応じた景観誘導を図ります。

景観計画区域内である市全域（景観形成重点地区を除く）は「一般地域」とします。

一般地域は、大規模な建築行為や工作物の設置等の際に、最低限配慮すべきルール（景観形成基準）を定め、市に届け出ていただくことにより、緩やかな規制・誘導を図り、周辺の景観に与える影響を軽減し、全体として調和の取れた景観づくりを進めます。

一方、地区レベルにおいて、すでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後重要な役割を有すると認められる区域を、「景観形成重点地区」として位置づけ、きめ細やかな基準を定めることにより、地区の特性に応じた良好な景観づくりを進めます。

地域区分（一般地域・景観形成重点地区）の考え方

	一般地域	景観形成重点地区
対象地域	景観計画区域内で、景観形成重点地区を除く区域	地区レベルにおいて、すでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後重要な役割を有すると認められる区域
地域区分のねらい	国東市全体として景観形成を図る上で、最低限配慮すべき事項をルール化する	地区独自に景観形成に関するルールを設けることで、地区特性を活かした良好な景観の規制・誘導を図る
規制誘導の基準	市全域における**緩やかな規制・誘導**	地区特性に応じた**きめ細かな規制・誘導**

（２）景観形成重点地区の指定

国東市を特徴づけ、地域の顔になっている地区や、景観形成を進める上で、拠点や軸等景観の骨格として重要な地区、優れた眺望性を有する地区等、重点的に景観づくりを行う必要がある地区を、景観形成重点地区として位置づけ、市民・事業者･行政が一体となった取組みを推進します。

景観形成重点地区の指定の要件は、以下の通りです。

【景観形成重点地区　指定の要件】
①国東市（国東半島）を特徴づけ、地域の顔となる地区
②交流や観光等の拠点として良好な景観形成を推進する必要がある地区
③印象的な沿道・沿線景観を有する地区又は形成を推進する必要のある地区
④自然と人の営み（生業）が一体となった特徴ある景観が継承されている地区
⑤良好な眺望景観を有する地点及び眺望保全が必要な範囲

■景観形成重点地区・景観形成重点地区（候補地区）

本計画では、上記指定の要件に基づき、本市のまちづくり及び良好な景観形成において重要な位置づけである、「世界農業遺産モデル地区」、「山岳寺院文化地区」、「大分空港周辺地区」、「鶴川地区」について、景観形成重点地区に指定します。

これらの地区は、本市の象徴となり、良好な景観形成の核となることから、地区住民等との合意形成を図りながら、詳細な景観形成基準を設け、きめ細やかな景観形成を図っていきます。

また、現時点で、地区の景観特性から積極的な景観形成を推進していくべきと考えられる３地区について候補地区として位置づけ、地区内における景観形成の熟度や必要性等を踏まえながら、地区指定を検討していくこととします。

位置づけ	地区名
景観形成重点地区	・世界農業遺産モデル地区
	・山岳寺院文化地区
	・大分空港周辺地区
	・鶴川地区
景観形成重点地区（候補地区）	・国道 213 号沿道地区
	・小城観音展望公園周辺地区
	・ギャラリー通り周辺地区

※候補地区に位置づけられていない地区であっても、必要に応じて、随時検討を行うこととする。

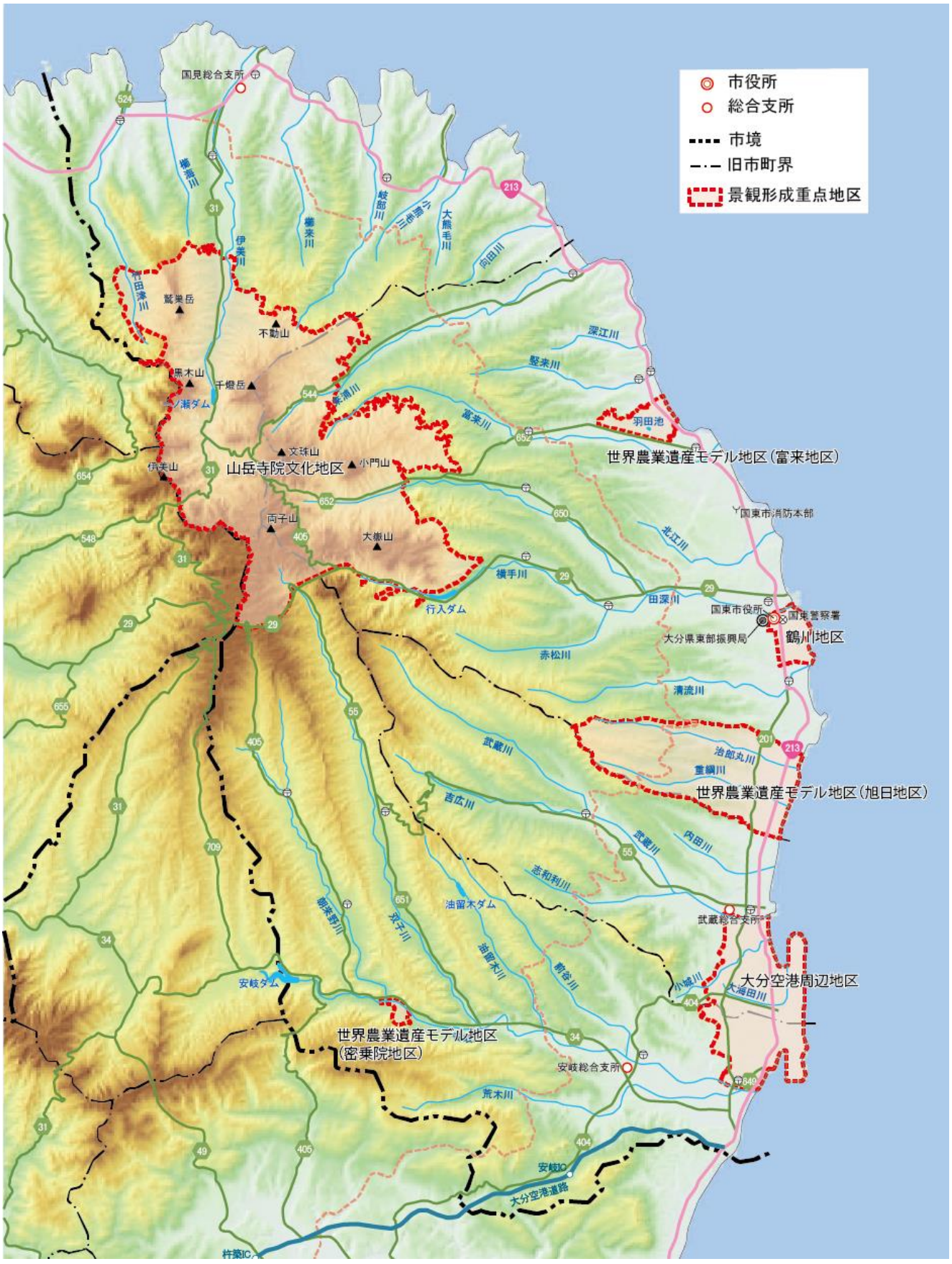

景観形成重点地区の位置

4-2 届出対象行為と規模（一般地域）

- 「建築物」、「工作物」、「開発行為」は、届出対象の必須項目であることから、届出の対象とします。
- 本市の自然景観や歴史的な景観資源等の保全・継承に向けては、土地の区画形質の変更、木竹の伐採又は植栽、屋外における物件の堆積は、景観形成上重要な行為となることから、これらについても届出の対象とします。
- 瀬戸内海国立公園の特別地域及び国東半島県立自然公園の特別地域に該当する区域は、自然公園法に基づく許可制度が適用されるため、届出対象区域から除外します。

行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの、または、延床面積 500㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 10mを超えるもの よう壁／高さ５mを超えるもの 太陽光発電施設／高さ 10mを超えるもの、または、パネル面合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
③開発行為	開発面積 3,000 ㎡を超えるもの
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のり面の高さ２mを超えるもの
⑤木竹の伐採又は植栽	延面積 1,000 ㎡を超えるもの（ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く）
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 2mを超え、かつ、面積 100 ㎡を超え、かつ、堆積等の期間が 90 日を超えるもの

4-3 景観形成基準（一般地域）

<table>
<tr><th colspan="2">項 目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td colspan="2">共通事項</td><td>○前章の「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。
○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物</td><td>配置</td><td>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。
○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態•意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用
（外構）</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項 目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物</td><td>配置</td><td>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。
○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態•意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用
（外構）</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発行為</td><td>○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。
○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の区画形質の変更</td><td>○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。
○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。
○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。</td></tr>
</table>

項 目	景観形成基準
木竹の伐採又は植栽	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。

4-4 届出の流れ

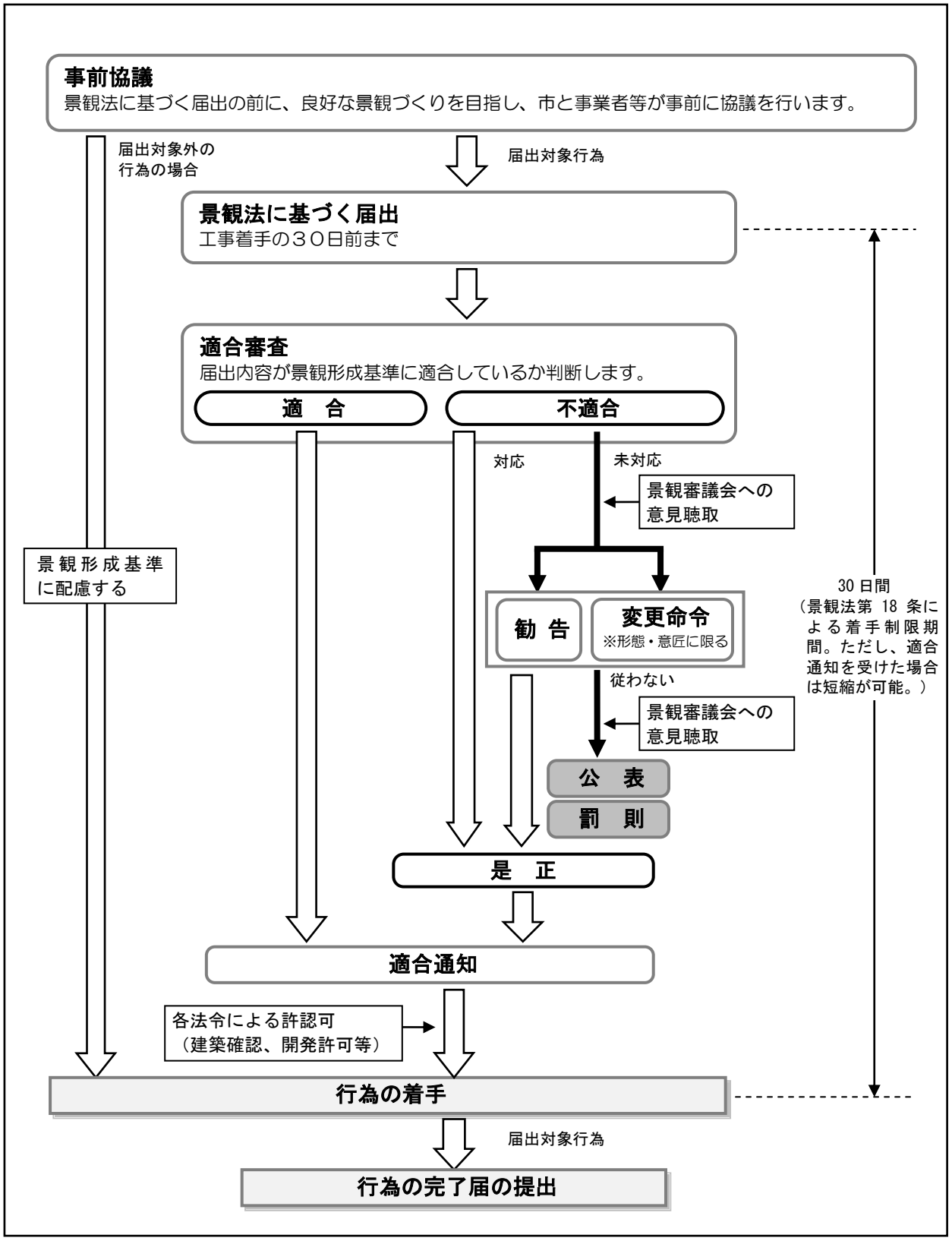

※届出対象行為以外の建築物・工作物・開発行為等は、届出の必要はないが、景観計画に定める景観形成基準に準拠し、景観に配慮することが望まれる。

図　届出の流れ

５．地域で進める景観づくり（景観形成重点地区）

5-1 世界農業遺産モデル地区

（１）景観形成重点地区の区域

①富来地区

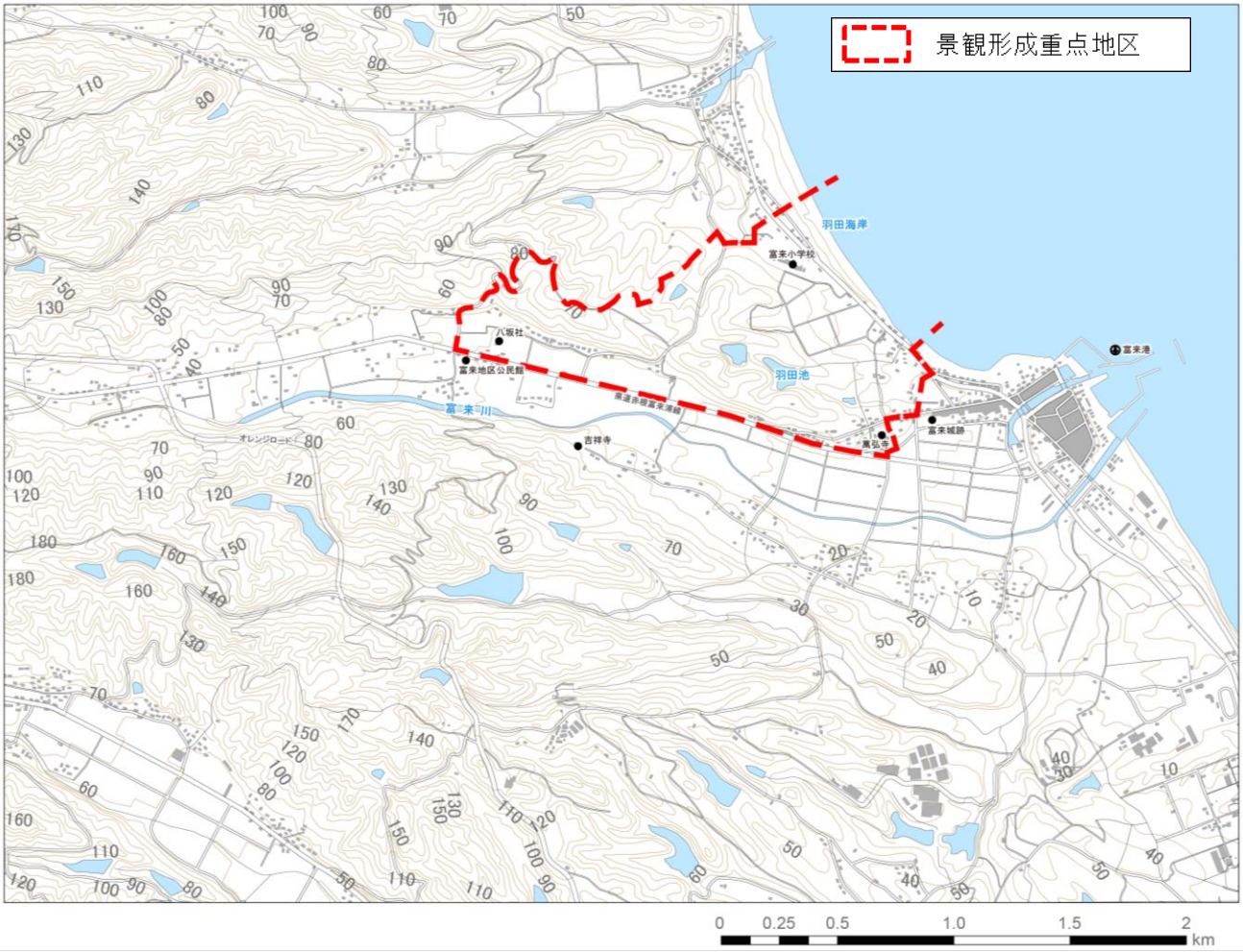

②旭日地区

景観形成重点地区
論地池
大池
後野池
新池
乙桜池
圧蔵谷池
小屋ケ谷池
ガラン池
治郎丸川
経蔵寺
繕迫池
功池
志保利池
高雄池
古池
紙園山
平尾池
美迫池
荒神池
旭日小学校
旭日地区公民館
迫池
中鼻池
重綱川
オレンジロード
普島酒造
国東重藤デジタルテレビ中継局
国道213号
国東安岐館
読川上池
読川下池
重藤団地
読川
0
0.375
0.75
1.5
2.25
3
km

③密乗院地区

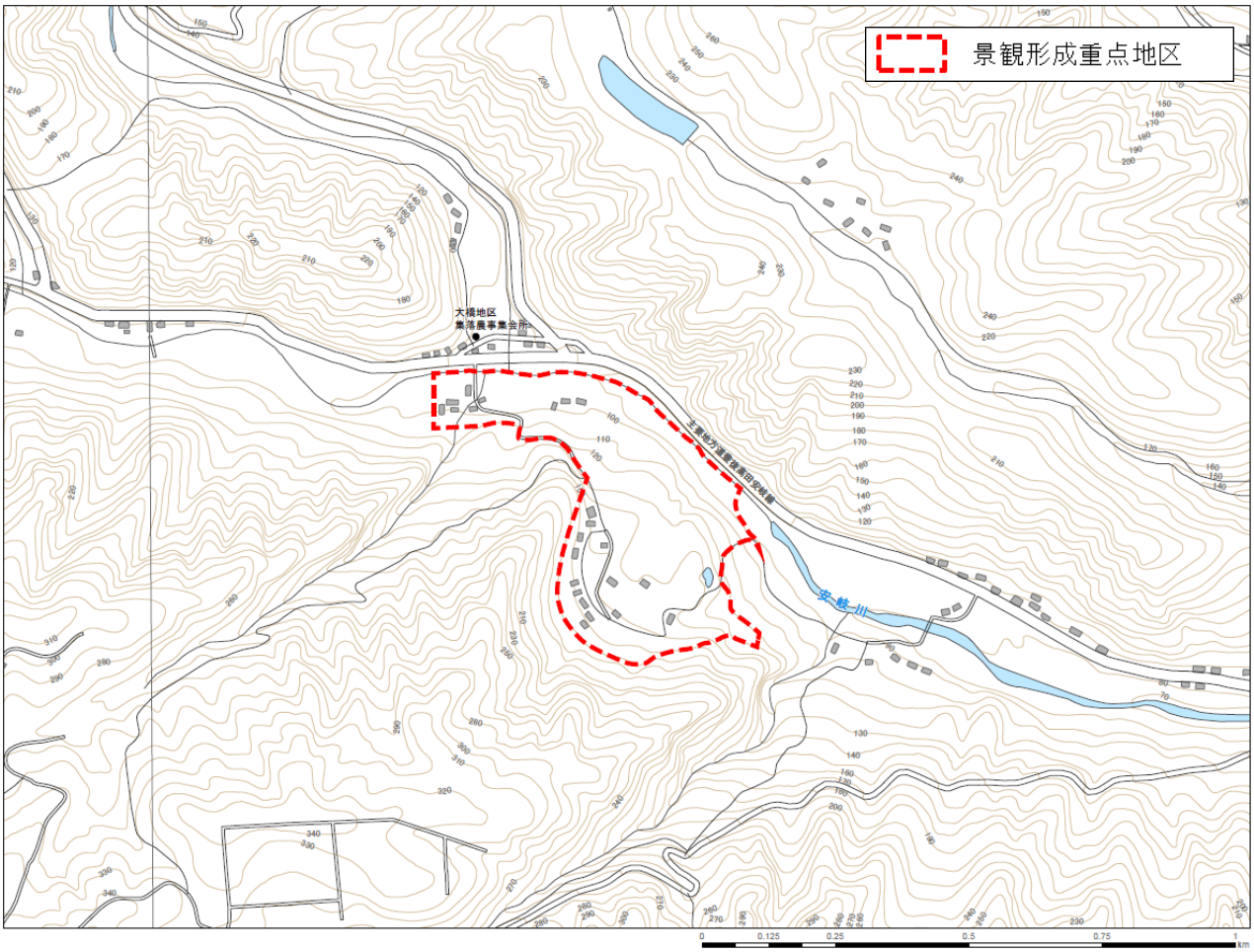

（２）景観づくり方針

①現況特性

○世界農業遺産モデル地区は、里山・田園・集落景観ゾーンに位置しており、世界農業遺産として登録された循環型農業システムを活用した農林水産業が行われており、富来地区や旭日地区では、連結式のため池群、クヌギ林等を見ることができます。また、伐採したクヌギによるしいたけ栽培が行われています。
○富来地区や旭日地区内では、ため池や周辺環境の保全、ウォーキングイベントやガイドの養成等が行われています。
○密乗院地区では、美しく特徴的な棚田風景が見られ、地区住民が景観の維持保全活動に取り組んでいます。
○民家の多くが伝統的形態の集落民家として残っており、豊かな生け垣を有しています。
○集落内や田園部において、地上設置型の太陽光発電施設が一部見受けられます。
○総合計画では、社会福祉政策、第一次産業政策、移住・定住政策と連携して自然豊かな国東の文化や景観を未来へつなぐ地域と位置づけられています。

■富来地区

羽田池とクヌギ林

しいたけ栽培

田園と海

■旭日地区

読川下池

県道 201 号沿道

集落

■密乗院地区

棚田

集落

集落内に設置された看板

②基本方針

＜方針１＞：暮らしに根付いた山あいの田園・集落景観の保全

・低層の民家から突出しない高さへの配慮や、敷地周りの生け垣等の緑化等、きめ細かなルールに則した景観誘導を進め、田園集落の佇まいの維持・保全を図ります。

・歴史文化資源周辺の建築物の色彩、形態・意匠への配慮や、地区のランドマークになっているため池や樹木の保全等、自然環境や歴史文化と調和した景観形成を図ります。

＜方針２＞：田園と一体となった山並み景観、水辺景観の保全

・山岳への眺望を妨げる工作物（屋外広告物）、地上設置型の太陽光発電施設の抑制等、建築物・工作物等について、田園集落景観との調和を図るため、適切な誘導を図ります。

・世界農業遺産に登録された田園集落の優れた循環型農業システム及び特徴的な棚田は、農業施策等と連携しながら、固有の景観の維持・保全を図ります。

＜方針３＞：広範囲に点在する景観資源を活用した地域活性化の推進

・地域の成り立ちや歴史、地域の魅力を紹介する案内看板の充実や、景観資源へのアプローチに相応しい小径づくり等、修景整備を進めます。

・農林水産業を通じた多様な交流ふれあいの場の創出等、地域活性化の視点を踏まえた景観形成を図ります。

・自然環境を大きく改変しない、周辺環境に配慮した建築物の誘導や緑化等により、自然景観や田園景観と調和した開発や基盤整備を行います。

（3）届出対象行為と規模

・本地区は、良好な田園・集落景観の保全・形成を積極的に図っていく必要があることから、比較的小規模な建築物・工作物等についても届出対象とします。

・瀬戸内海国立公園の特別地域及び国東半島県立自然公園の特別地域に該当する区域は、自然公園法に基づく許可制度が適用されるため、届出対象区域から除外します。

行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	延床面積 10 ㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 5mを超えるもの、または、築造面積 10 ㎡を超えるもの よう壁／高さ 1.5mを超えるもの 太陽光発電施設／パネル面合計面積が 10 ㎡を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
③開発行為	開発面積 3,000 ㎡を超えるもの
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のり面の高さ２mを超えるもの
⑤木竹の伐採又は植栽	高さ５m を超え、かつ伐採面積が 300 ㎡を超えるもの（ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く）
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 1.5mを超えるもの、または、面積 50 ㎡を超えるもの

（４）景観形成基準

・世界農業遺産モデル地区の基準は、必ず守ることにより目指すべき景観の形成を図る「基本ルール」と、積極的に守っていただくことにより良い景観の創出を図る「推奨ルール」に区分し、美しい景観の保全・形成・育成を図ります。

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th><th>基本</th><th>推奨</th></tr>
<tr><td rowspan="15">建築物</td><td rowspan="4">配置</td><td>●周囲の民家や優れた田園、背景となる里山と調和のとれた配置とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ</td><td>●２階建て以下を原則とし、高さ 13m を超えないものとすること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。（ただし、内部の居住環境の改善は自由）</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">色彩</td><td>●屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。
【色彩基準】
<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>４以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>２以下</td></tr></table></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。</td><td></td><td>□</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th><th>基本</th><th>推奨</th></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="2">設備</td><td>●空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、周囲の優れた田園集落景観を阻害しないようにすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●集落の石垣の保全に努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="13">工作物</td><td rowspan="4">配置</td><td>○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ</td><td>●やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">色彩</td><td>●色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。
【色彩基準】
<table>
<tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>2以下</td></tr>
</table></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。</td><td></td><td>□</td></tr>
</table>

項目		景観形成基準	基本	推奨
	設備	●付帯する設備類は、通りから見えないように設置すること。		□
		●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、周囲の優れた田園集落景観を阻害しないようにすること。	□	
	敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。		□
		●集落の石垣の保全に努めること。		□
		○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。		□
		○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	□	
開発行為		○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。	□	
		○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。	□	
		●新たなのり面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。	□	
		●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。	□	
土地の区画形質の変更		●ため池や棚田の形態を変更しないよう努めること。		□
		●石積の新設・修復にあたっては、工法・素材等を地域の伝統や歴史に配慮するよう努めること。		□
		○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。	□	
		○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。	□	
		○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。	□	
木竹の伐採又は植栽		●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。		□
		○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。		□
		●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。		□
屋外における土石、廃棄		●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。	□	

項目	景観形成基準	基本	推奨
物、再生資源その他の物件の堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。	□	

【景観形成のイメージ（世界農業遺産モデル地区）】

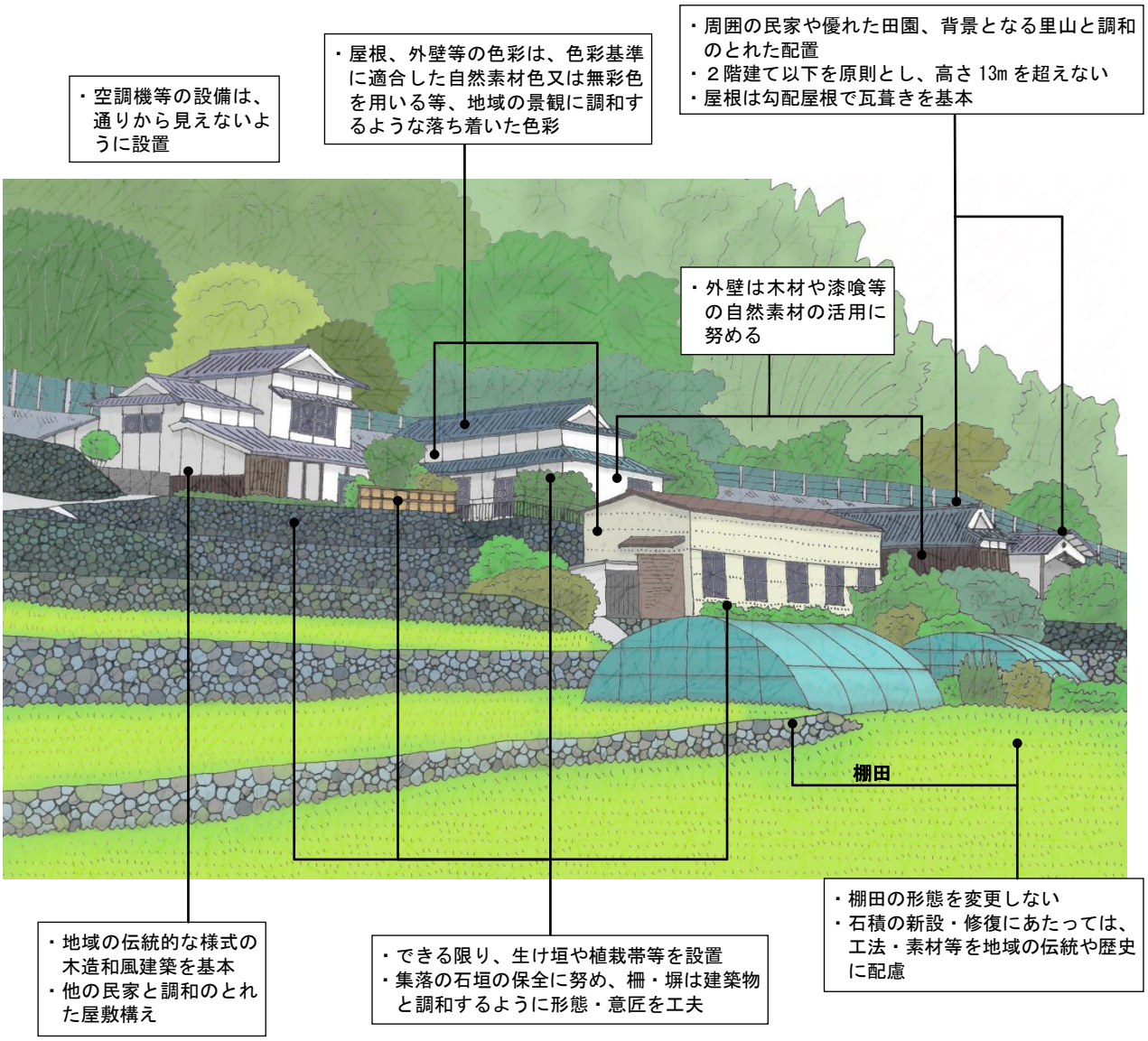

5-2 山岳寺院文化地区

（１）景観形成重点地区の区域

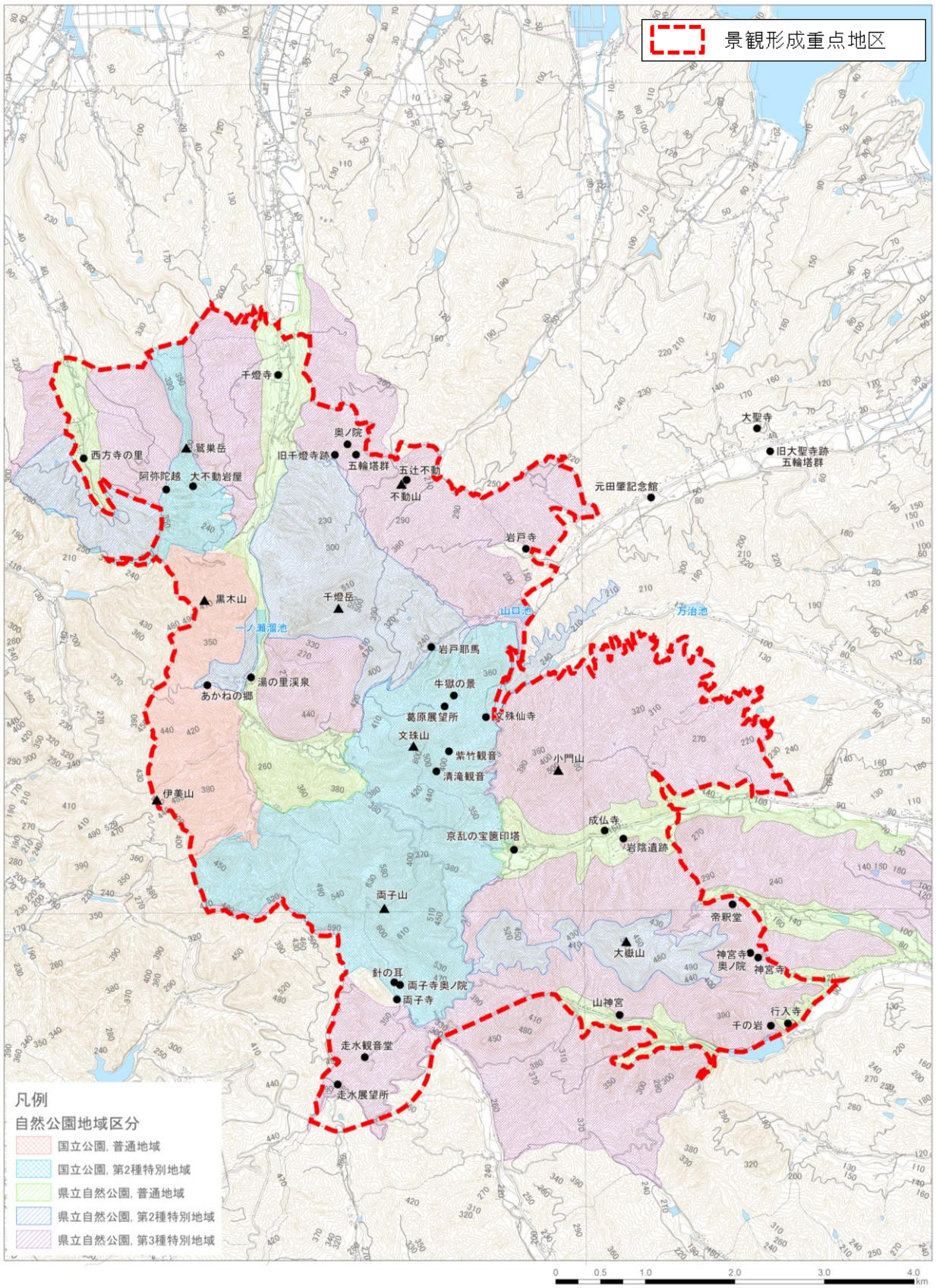

（２）景観づくり方針

①現況特性

〇山岳寺院文化地区は、森林景観ゾーンに位置し、国東特有の山岳信仰の場として両子寺、文殊仙寺、千燈寺等の六郷満山の寺院があり、奇岩秀峰に富む地形を有しています。これらの山々は国東半島のランドマーク的存在になっており、ふるさと景観の象徴となっています。
〇寺社の境内や付近の森林には奇岩や巨岩が多く、また樹齢の古いケヤキやスギをはじめとする巨木が立ち並んでいます。
〇携帯電波塔、屋外広告物等の設置はほとんど見られません。
〇総合計画では、社会福祉政策、第一次産業政策、移住・定住政策と連携して自然豊かな国東の文化や景観を未来へつなぐ地域と位置づけられています。

両子寺周辺

文殊仙寺

千燈寺

両子寺境内の樹林

岩戸寺

神宮寺奥ノ院

五辻不動尊から姫島方面の眺望

千燈岳

黒木山と一ノ瀬ため池

尻付岩屋

②基本方針

＜方針１＞：国東の原風景である山岳景観、森林景観の保全

・五辻不動尊等の山容や奇岩、樹林が織りなす特徴ある山岳景観を継承するとともに、背景となる山並みや、緑の輪郭線となる山の稜線の維持保全を図るため、建築物や工作物、開発行為等の適切な誘導を図ります。

・安全性を確保したうえで、周辺の自然環境や地域の特色ある景観に配慮し、自然景観や田園景観と調和した開発や基盤整備を行います。

＜方針２＞：良好な視点場の確保

・眺望を妨げる工作物（電線・電柱類、屋外広告物等）の抑制や改善、地域と協働した見通し確保のための緑の適切な維持管理により、良好な眺望を楽しむことができる視点場の整備、また休憩機能の充実を図ります。

＜方針３＞：歴史や文化を感じさせる景観の保全・修復・活用

・歴史的な景観資源の適切な保全・維持管理を図るとともに、それらと一体となった社叢林（鎮守の森）や山麓の里山等の保全・活用及び継承を図ります。

・歴史的な景観資源の周辺では、これらの資源と調和した建築物の色彩、形態・意匠、配置への配慮により、趣のある景観形成に努めます。

（3）届出対象行為と規模

・本地区は、固有の歴史的景観及び自然景観の保全・形成を積極的に図っていく必要があることから、比較的小規模な建築物・工作物等についても届出対象とします。

・瀬戸内海国立公園の特別地域及び国東半島県立自然公園の特別地域に該当する区域は、自然公園法に基づく許可制度が適用されるため、届出対象区域から除外します。

行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	延床面積 10 ㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 5mを超えるもの、または、築造面積 10 ㎡を超えるもの よう壁／高さ 1.5mを超えるもの 太陽光発電施設／パネル面合計面積が 10 ㎡を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
③開発行為	開発面積 3,000 ㎡を超えるもの
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のり面の高さ２mを超えるもの
⑤木竹の伐採又は植栽	高さ５m を超え、かつ伐採面積が 300 ㎡を超えるもの（ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く）
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 1.5mを超えるもの、または、面積 50 ㎡を超えるもの

（4）景観形成基準

・山岳寺院文化地区の基準は、必ず守ることにより目指すべき景観の形成を図る「基本ルール」と、積極的に守っていただくことにより良い景観の創出を図る「推奨ルール」に区分し、美しい景観の保全・形成・育成を図ります。

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th><th>基本</th><th>推奨</th></tr>
<tr><td rowspan="15">建築物</td><td rowspan="4">配置</td><td>●六郷満山の寺社や社叢林、周囲の森林に配慮し、山岳への眺望を阻害しない高さ・配置とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ</td><td>●２階建て以下を原則とし、高さ 13m を超えないものとすること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。（ただし、内部の居住環境の改善は自由）</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">色彩</td><td>●屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。
【色彩基準】
<table>
<tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>２以下</td></tr>
</table></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。</td><td></td><td>□</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th><th>基本</th><th>推奨</th></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="2">設備</td><td>●空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、六郷満山の寺社の風情や山岳への眺望を阻害しないようにすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●集落の石垣の保全に努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">工作物</td><td rowspan="4">配置</td><td>●塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。</td><td></td><td>□</td></tr>
<tr><td>●やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">高さ</td><td>●やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。</td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">色彩</td><td>●色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。
【色彩基準】
<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>2以下</td></tr></table></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。</td><td></td><td>□</td></tr>
</table>

項目		景観形成基準	基本	推奨
	設備	●付帯する設備類は、通りから見えないように設置すること。		□
		●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、六郷満山の寺社の風情や山岳への眺望を阻害しないようにすること。	□	
	敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。		□
		●集落の石垣の保全に努めること。		□
		○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。		□
		○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	□	
開発行為		○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。	□	
		○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。	□	
		●新たなのり面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。	□	
		●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。	□	
土地の区画形質の変更		○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。	□	
		○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。	□	
		○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。	□	
		●地域の歴史や信仰に係る施設（石造物、建造物等）を保存すること。		□
木竹の伐採又は植栽		●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。		□
		○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。		□
		●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。		□
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。	□	
		○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。	□	

【景観形成のイメージ（山岳寺院文化地区）】

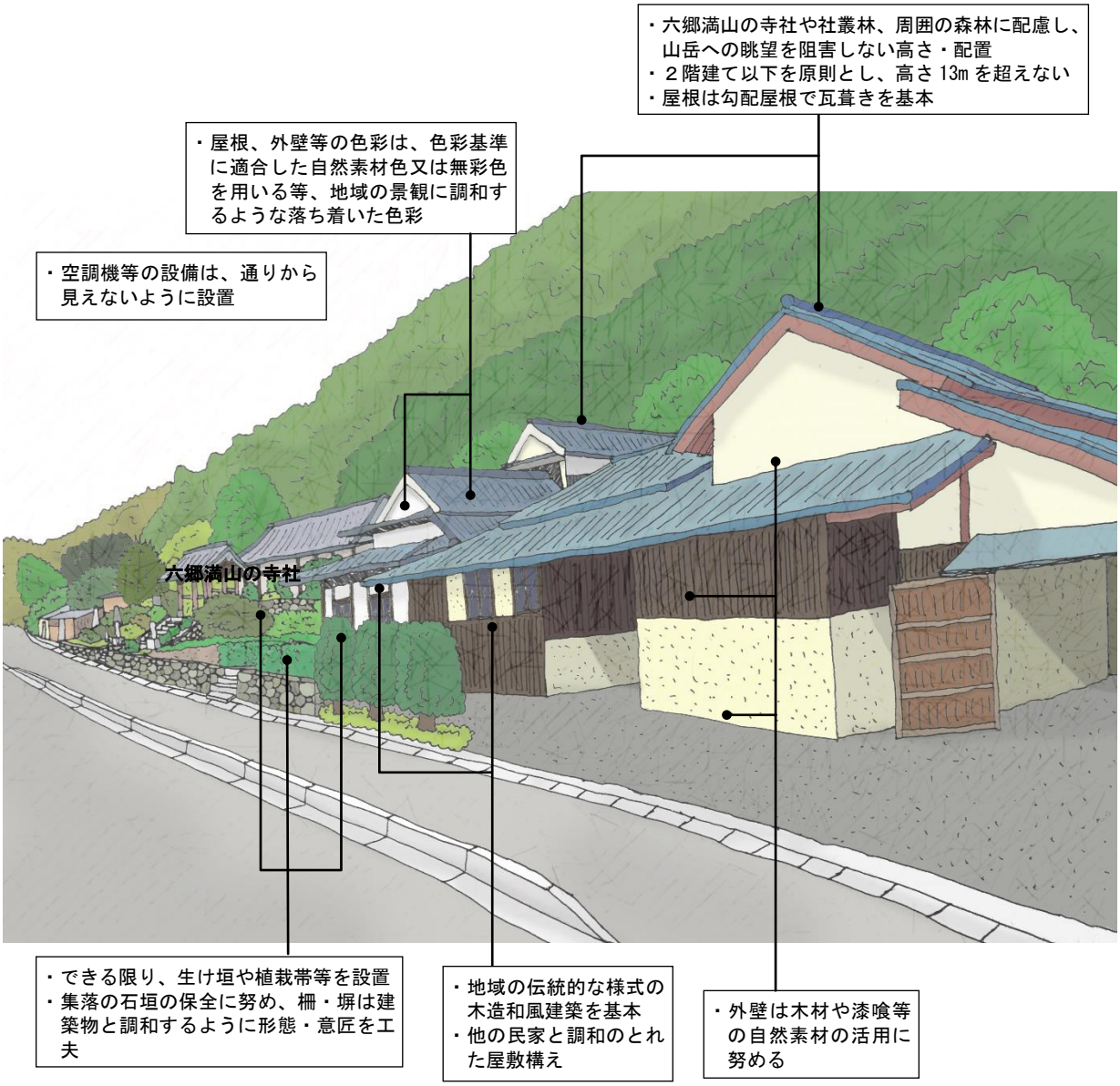

5-3 大分空港周辺地区

（１）景観形成重点地区の区域

（２）景観づくり方針

①現況特性

○大分空港周辺地区は、市街地景観ゾーン・海岸景観軸に位置づけられます。
○大分の空の玄関口である大分空港は、国際線、大都市圏からの国内線が就航し、イベントも開催される等、多くの人で賑わっています。
○幹線道路沿道で桜並木が整備され、豊かな植栽帯を有する事業所も見られます。
○駐車場や商業施設等では、派手な色相の屋外広告物が見られます。
○近年、耕作放棄地を活用して、太陽光発電施設の国道沿いや背後への設置が目立つようになってきました。
○総合計画では、都市的魅力を生み出す拠点（賑わいのシンボル）となる地域とともに、企業誘致や起業の場となる活力ある集積ゾーンに位置づけられています。

大分空港

県道 404 号

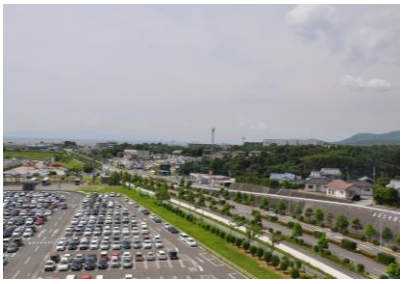
空港駐車場と国道 213 号

県道 404 号沿道の桜並木

国道 213 号沿道

県道 404 号沿道の太陽光発電施設

国道 213 号沿道の植栽帯

国道 213 号沿道の屋外広告物

大分空港への眺望

小城展望公園から見た大分空港周辺地区

②基本方針

＜方針１＞：玄関口としてのもてなしの場に相応しい景観の形成

・大分空港は、本市の玄関口に相応しい拠点施設としてのイメージづくり、周辺施設の広告物のバランスやまとまりへの配慮等により、風格のある景観の創出を図ります。

・周辺施設の道路へ面した側の緑化や、沿道の花の植栽等によるうるおいの創出により、訪れる人が大分らしさを実感できる、もてなしの景観を形成します。

＜方針２＞：海・山・空の眺望景観の保全

・展望デッキを有し、優れた視点場としても親しまれる大分空港からの「海」、「山」、「空」への眺望を楽しめるよう、建築物や幹線道路沿道の工作物の適切な誘導を図ります。

・小城展望公園や空港展望公園等の、空港への眺望が楽しむことができる良好な視点場の整備・保全を図るとともに、新たな視点場の発掘を進めます。

＜方針３＞：四季の彩りが感じられる景観の形成

・桜並木で有名な県道 404 号沿道をはじめとして、四季折々の彩りを見せる景観資源の保全を図ります。

・花木の景観の連続性に配慮した建築物・工作物の色彩の配慮により、景観の一貫性の創出を図ります。

（3）届出対象行為と規模

・一般地域の届出対象行為及び規模に準拠します。

行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの、または、延床面積 500㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 10mを超えるもの よう壁／高さ５mを超えるもの 太陽光発電施設／高さ 10mを超えるもの、または、パネル面合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
③開発行為	開発面積 3,000 ㎡を超えるもの
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のり面の高さ２mを超えるもの
⑤木竹の伐採又は植栽	延面積 1,000 ㎡を超えるもの（ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く）
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 2mを超え、かつ、面積 100 ㎡を超え、かつ、堆積等の期間が 90 日を超えるもの

（4）景観形成基準

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物</td><td>配置</td><td>●国道213号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。
○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。
○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
●国道213号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、大分の玄関口に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物</td><td>配置</td><td>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
●国道 213 号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避けること。
●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。
○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。
○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。
●広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において景観の調和を図るように努めるものとすること。
●同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。
【色彩基準】
<table>
<tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4 以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>3 以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
</table>

項目	景観形成基準
開発行為	○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。
木竹の伐採又は植栽	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。

5-4 鶴川地区

（１）景観形成重点地区の区域

・地区内の景観特性に応じて、「市役所・国道 213 号沿道」、「市街地（桜八幡神社・鶴川商店街周辺）」、「臨海地区」に区分します。

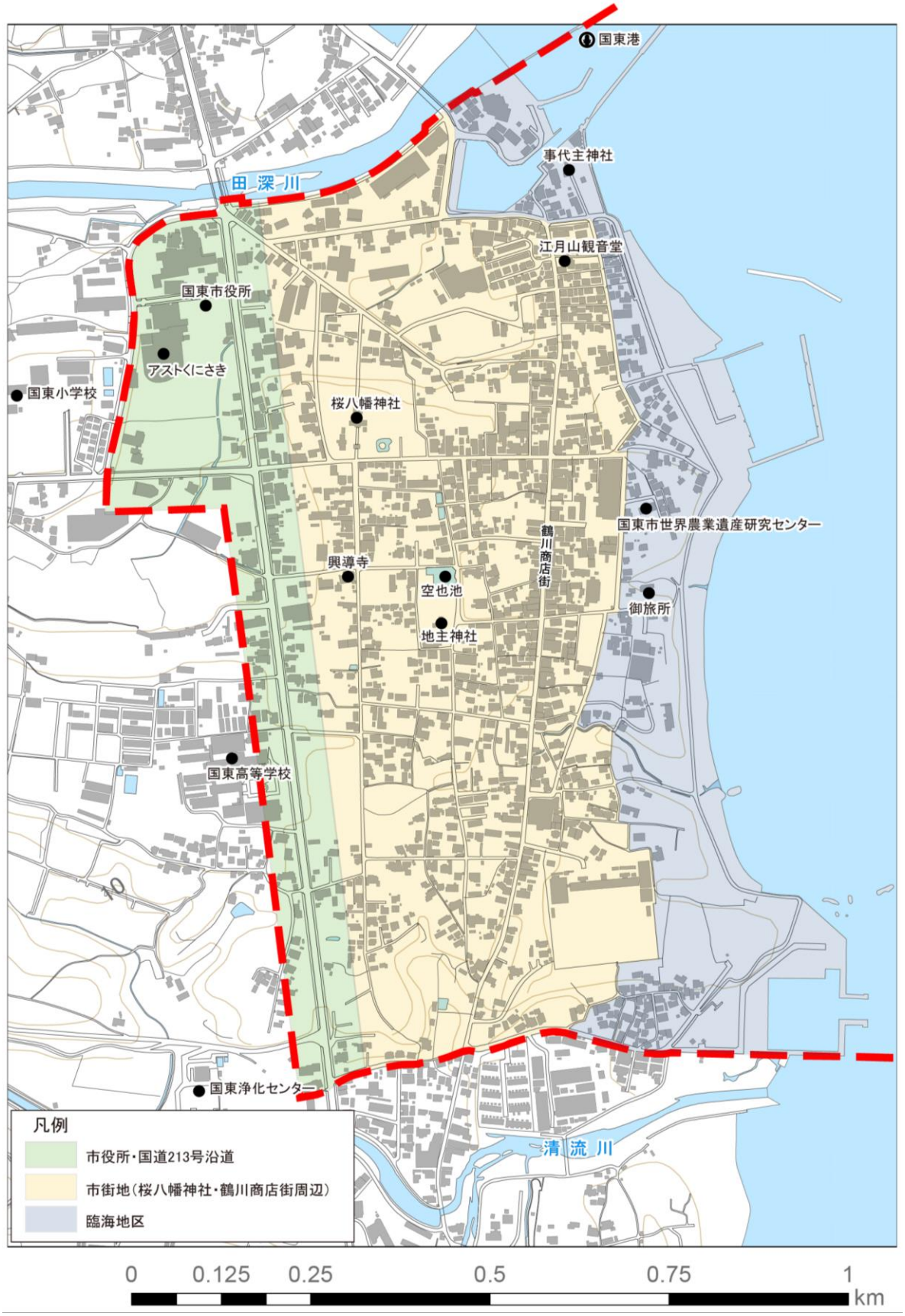

（２）景観づくり方針

①現況特性

○鶴川地区は、総合計画において都市的魅力を生み出す拠点（賑わいのシンボル）として位置づけられています。
○国道 213 号沿道には、市役所、アストくにさきを中心に、シンボル性の高い拠点施設が立地しています。
○市役所周辺の国道 213 号歩道は修景されていますが、沿道商業施設の壁面、屋外広告物に目立つ色彩のものが見られます。
○鶴川商店街周辺は、老朽化や空き地化・空き店舗化が進み、連続性のあるまちなみが失われつつある一方で、古民家を活かしたレストラン等の活用も見られます。
○桜八幡神社や空也池等、地区の歴史を感じられる資源が点在しています。
○臨海部では、海、港湾、集落等が一体となった、開放感のある景観が見られます。

国道 213 号沿道

アストくにさきと国東市役所

桜八幡神社

空也池

興導寺

御旅所

鶴川商店街

商店街の低未利用地

伝統的な形態の残る旅館、外構（柵・門扉等）

沿岸部の集落

港湾

②基本方針

＜方針１＞：国東市の顔に相応しい、賑わいと快適で魅力ある景観の形成

・街路樹等の修景整備や植栽・ベンチ等の設置による休憩スポットの確保等、周辺と調和した質の高いデザインにより、都市拠点として「国東市の顔」と呼ぶに相応しく、歩くのが楽しい、個性ある道路景観の創出を図ります。

・電柱広告、電飾塔、地上設置型太陽光発電施設の掲出抑制等により、景観阻害要因を改善しながら、建築物・工作物についての山並みの眺望への配慮や周辺の集落との調和等により、国東らしいまちなみ景観の形成を図ります。

＜方針２＞：海と緑を感じられるうるおいある景観の形成

・海への眺望を楽しむことができる視点場を整備する等、魅力ある眺望景観の保全・活用を図ります。

・敷地周りの緑化や建物配置の工夫等、低層住宅と調和した店舗の誘導により、ゆとりやうるおいの感じられる市街地景観の形成を図ります。

＜方針３＞：歴史的資源や既存ストックを活用した賑わい景観の創出

・桜八幡神社や興導寺、事代主神社、空也池等、身近で歴史的な景観資源の価値を再認識し、地域の成り立ちや歴史を探る重要な景観要素としての保全・活用を図ります。

・空き地や空き家を活用した賑わい交流スポットづくり等、落ち着きと賑わいのバランスが取れた、暮らしぶりの感じられる市街地景観の形成を図ります。

（3）届出対象行為と規模

- 一般地域の届出対象行為及び規模に準拠します。
- 瀬戸内海国立公園の特別地域及び国東半島県立自然公園の特別地域に該当する区域は、自然公園法に基づく許可制度が適用されるため、届出対象区域から除外します。

行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの、または、延床面積 500㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 10mを超えるもの よう壁／高さ５mを超えるもの 太陽光発電施設／高さ 10mを超えるもの、または、パネル面合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
③開発行為	開発面積 3,000 ㎡を超えるもの
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のり面の高さ２mを超えるもの
⑤木竹の伐採又は植栽	延面積 1,000 ㎡を超えるもの（ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く）
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 2mを超え、かつ、面積 100 ㎡を超え、かつ、堆積等の期間が 90 日を超えるもの

（４）景観形成基準

①市役所・国道 213 号沿道

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物</td><td>配置</td><td>●国道２13 号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。
○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>４以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>３以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
●国道２13 号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地の緑化に努め、 国東市の顔に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物</td><td>配置</td><td>●国道 213 号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避けること。
●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。
○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。
●広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るように努めるものとすること。
●同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3 以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発行為</td><td>○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。
○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。</td></tr>
</table>

項目	景観形成基準
土地の区画形質の変更	○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。
木竹の伐採又は植栽	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。

②市街地（桜八幡神社・鶴川商店街周辺）

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物</td><td>配置</td><td>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
●鶴川商店街等町家形式の民家が残る通りに面する部分については、できる限り建築物の高さや外壁・軒先の位置を隣接する建築物と揃えること。やむを得ず道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生け垣等を施す等、まちなみの連続性の確保に努めること。
○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>●桜八幡神社周辺では、桜八幡神社の本殿・社叢林より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、落ち着いたものとすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>●屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。
●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">工作物</td><td>配置</td><td>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。
○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>●桜八幡神社周辺では桜八幡神社の本殿・社叢林より高いものは極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>●色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。
●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table>
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発行為</td><td>○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。
○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。</td></tr>
</table>

項目	景観形成基準
土地の区画形質の変更	○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。
木竹の伐採又は植栽	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。

③臨海地区

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物</td><td>配置</td><td>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
●歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、海への眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。
○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、落ち着いたものとすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>●屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。
●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table>
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物</td><td>配置</td><td>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
●既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、海への眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>高さ</td><td>○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、落ち着いたものとすること。
○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>●色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。
●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。
【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table>○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。</td></tr>
<tr><td>敷地利用</td><td>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。
○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。
○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発行為</td><td>○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。
○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。
●新たなのり面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。
●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の区画形質の変更</td><td>●防砂林の形態を変更しないよう努め、やむを得ない場合は、その範囲を最小限に留めること。
○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。
○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。
○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。</td></tr>
</table>

項目	景観形成基準
木竹の伐採又は植栽	●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。 ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。 ●または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。 ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。

６．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

本市には、地域固有の歴史や文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物や樹木等が数多く存在しています。これら本市の景観形成において重要な役割を担う建築物や工作物を景観重要建造物として、また、良好な景観形成において重要な樹木を景観重要樹木として指定します。

6-1 景観重要建造物の指定の方針

本市の自然、歴史、文化等からみて、建造物（建築物及び工作物）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであり、下記の事項に該当する建造物を、景観重要建造物として指定します。

指定にあたっては、その評価について景観審議会の意見を聴くとともに、当該建造物の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要建造物に指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

【景観重要建造物　指定の要件】（案）

①地域の自然、歴史、文化、生活等が、景観上の特徴として外観に表れている建造物
②優れたデザインを有し、地域のランドマークやシンボルとして良好な景観形成に寄与する建造物
③文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録されている建造物
④大分県文化財保護条例に基づく大分県指定文化財に指定されている建造物
⑤国東市文化財保護条例に基づく国東市指定文化財に指定されている建造物
⑥景観形成重点地区内の特徴的な建造物
⑦市民アンケートにおいて「自慢に思うもの」として名前が挙げられている建造物等、市民から愛され、親しまれている建造物

※文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は、適用除外となります。

■景観重要建造物の候補　（※祭礼・伝統行事への回答）

		要件の主な該当項目							備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	旧有永邸主屋	●	●	●					
2	重光家住宅主屋	●	●	●				●	
3	萱島酒造	●	●	●			●	●	
4	五霊社	●	●			●			
5	文殊仙寺	●	●		●	●	●	●	
6	桜八幡神社	●	●			●	●	●	
7	興導寺	●	●				●		
8	岩戸寺	●	●				●	●	
9	五辻不動尊	●	●				●	●	
10	涛音寮	●	●					●	
11	櫛来社（岩倉八幡社）	●	●					●※	

		要件の主な該当項目							備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
12	楽庭八幡社	●	●					●※	
13	萬弘寺	●	●				●		
14	伊美別宮社	●	●			●		●※	
15	岐部神社	●	●						
16	椿八幡神社	●	●			●		●	
17	両子寺	●	●		●		●	●	国指定史跡
18	泉福寺	●	●		●	●		●	国指定重文
19	三浦梅園旧宅	●	●					●	国指定史跡

■景観重要建造物の候補

旧有永邸主屋

重光家住宅主屋

萱島酒造

五霊社

文殊仙寺

桜八幡神社

興導寺

岩戸寺

五辻不動尊

涛音寮

櫛来社（岩倉八幡社）

楽庭八幡社

萬弘寺 	伊美別宮社 	岐部神社
椿八幡神社 	両子寺（奥ノ院） 	泉福寺
三浦梅園旧宅 		

6-2 景観重要樹木の指定の方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであり、道路その他の公共の場所から誰でも容易に望見することができ、下記の事項に該当する樹木を、景観重要樹木として指定します。

指定にあたっては、その評価について景観審議会の意見を聴くとともに、当該樹木の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要樹木に指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

【景観重要樹木　指定の要件】（案）

①地域の自然、歴史、文化、生活等が、景観上の特徴として樹容に表れている樹木
②優れた樹容（規模、樹形等）を有し、ランドマークやシンボルとして良好な景観形成に寄与する樹木
③大分県環境緑化条例に基づく大分県指定保護樹木に指定されている樹木
④大分県文化財保護条例に基づく大分県指定天然記念物に指定されている樹木
⑤国東市文化財保護条例に基づく国東市指定天然記念物に指定されている樹木
⑥景観形成重点地区内の特徴的な樹木
⑦市民アンケートにおいて「自慢に思うもの」として名前が挙げられている樹木等、市民から愛され、親しまれている樹木

※文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木は、適用除外となります。

■景観重要樹木の候補

		要件の該当項目						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	大楠（椿八幡神社）	●	●	●		●		●
2	社叢（桜八幡神社）	●	●		●		●	●
3	大銀杏（小城観音）	●						●
4	御旅所の桜（小松神社）	●	●					
5	楠・楓（旧大聖寺跡）	●	●					
6	文殊仙寺の自然林	●		●	●		●	

■景観重要樹木の候補

大楠（椿八幡神社）

社叢（桜八幡神社）

大銀杏（小城観音）

御旅所の桜（小松神社）

楠・楓（旧大聖寺跡）

文殊仙寺の自然林

6-3 指定のフロー

指定の方針に基づいて、以下の手続きで指定を行います。

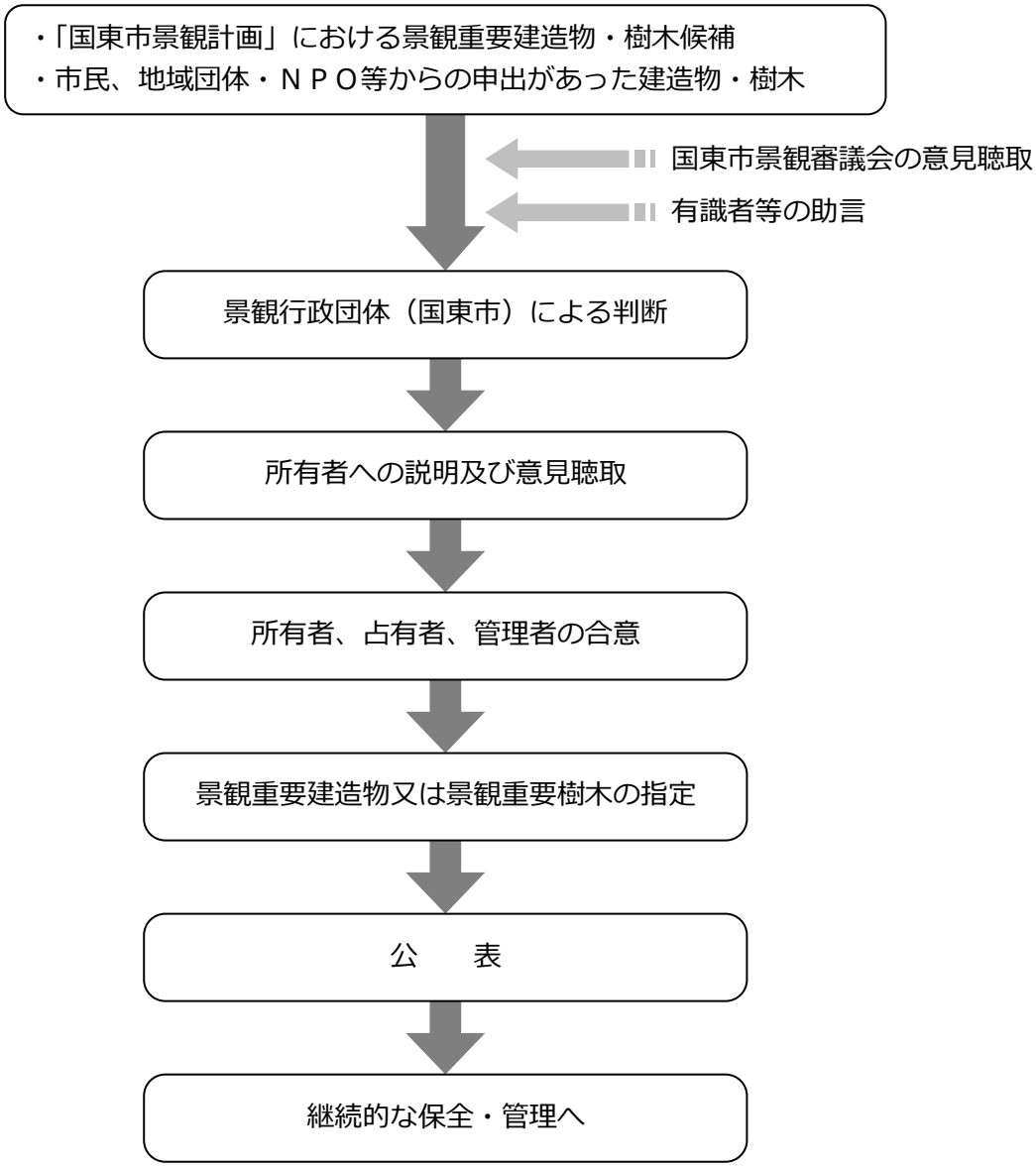

７．良好な景観づくりのための仕組み

7-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

（１）基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する要素の１つであり、経済活動への効果がある一方で、それらが無秩序に氾濫した場合、風致やまちなみを損なう等、その表示・掲出の方法により景観形成に与える影響は大きなものとなります。

本市では、屋外広告物がそのデザインや掲出方法によっては、郷土の景観を構成する重要な要素となることを踏まえ、屋外広告物の表示及び掲出について、配慮事項を示し、景観と調和のとれた経済活動を誘導するよう努めます。

（２）屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

六郷満山や山岳・丘陵、海岸線等、魅力ある景観を阻害せず、国東市のイメージに相応しい、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導するため、表示及び掲出にあたっては、以下の点について配慮を求めます。

【配慮事項】（案）

①周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とし、位置や形状、色彩等に配慮する
②複数の屋外広告物を掲出する場合には、数・設置位置を集約するとともに、大きさや色彩、方向等を揃え、一定の統一感が出るよう配慮する
③のぼり旗、張り紙、野立て看板等は最小限の数とする
④名勝等の優れた自然景観を有する地域では、眺望を阻害するところへの設置を避ける
⑤耐久性の優れた素材を用い、安全上、支障のないよう定期的な維持管理に努める
⑥建築物・工作物との一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する
⑦安全上の理由等を除き、奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避ける
⑧特色ある景観を有する地域では、地域イメージを阻害しないよう、素材・デザイン、設置位置等において配慮する
⑨広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける

※なお、屋外広告物の表示及び行為の制限に関する事項は、大分県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可基準が適用されます。

7-2 景観重要公共施設の整備等に関する事項

（１）基本的な考え方

道路や公園、河川、港湾等の公共施設は大規模なものが多く、その整備のあり方により、周囲に与える影響が大きくなる場合も見られます。地域の景観は、これらの公共施設と公共空間及び民間施設が融合することで形作られていることを踏まえ、良好な景観形成のために、行政が先導的な役割を担っていく必要があります。

特に、重要な骨格を形成している幹線道路や河川、景観形成重点地区の区域内の道路や公園等については、景観形成を図る上で重要な要素といえます。

本市では、これらの道路や河川、公園等について、国・県等の公共施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、魅力ある公共施設の整備とその周辺の景観形成の両面からの取組みを推進します。

【指定の対象】

①市内の骨格を担う主要な公共施設

②既存の公共施設で、ランドマークやシンボルとして、広く市民に親しまれているもの、または良好な景観や自然風景地に位置し、景観に与える影響が大きいもの

③新たに整備を行う公共施設で、本市のシンボルとなるもの、または良好な周辺景観との一体的な景観形成に配慮する必要のあるもの

④景観形成重点地区内にあり、地区レベルでの景観形成を推進する上で重要な公共施設

（２）景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設に指定した公共施設については、周辺景観との調和に配慮し、景観と環境の保全に向けて環境の改変を最小限とすることを原則とし、以下に示す整備に関する方針に基づき、良好な景観の形成に向けた取組みを進めます。

公共施設	整備方針（案）
道路･橋梁	○道路線形は、地形を極力踏襲したものとし、新たに発生するのり面や切土面、護岸が最小限となるようにする。 ○既存樹木は極力保存し、のり面や切土面には、緑化を行う等周囲の景観との調和に配慮する。 ○街路樹や植栽帯を整備する場合は、適切な維持・管理に努める。 ○交通安全施設や標識、案内板等の設置にあたっては、周囲の景観と調和し、かつ統一感のある形態・意匠、色彩、素材とする。 ○車窓からの山岳、田園、海岸の眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い連続して変化する景観（シークエンス景観）に配慮する。 ○橋梁の整備等にあたっては、周囲の景観との調和に配慮し、落ち着いた形態・意匠、色彩とする。 ○沈み橋等の地域の歴史・文化を感じさせる橋梁は、治水計画上支障のない範囲で保全に努める。 ○多くの人が利用し、よい眺めを望める区間には、休憩場所やポケットパークを設置する等、眺望を楽しむことができるように工夫する。
河川	○多自然型川づくりを基本とし、河川景観ガイドライン「河川景観の形成

公共施設	整備方針（案）
	と保全の考え方」（国土交通省）を踏まえた整備に努める。 ○河川護岸や堰等の整備にあたっては、治水上の安全性を適切に確保しながら、自然環境に馴染む自然素材を用いる等、周囲の景観との調和や生物・植物の生息環境の保全に配慮する。 ○水辺に近づける広場や水辺を眺めることができる散策路を整備する等、親水性が高い空間整備に努め、また背景に連なる山々の眺望を楽しむことができるよう工夫する。
公園	○公園施設を設ける場合は、形態・意匠、色彩、素材を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 ○既存の樹木等の適切な維持・管理に努める。 ○多くの人が集い、よい眺めを望める地点には、休憩場所やベンチを設置する等、眺望を楽しむことができるように工夫する。
海岸	○護岸等の整備にあたっては、自然環境の保全や周囲の景観との調和に配慮する。 ○既存の松並木等の適正な維持・管理に努める。 ○海や海岸を眺めることができる場を整備する等、眺望を楽しむことができるよう工夫する。

7-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

（１）基本的な考え方

効率的な土地・水利用が実践され、豊かな農村文化が形成されている国東半島宇佐地域は、豊かな農林水産物と生態系をもたらすクヌギ林とため池による循環型農林水産業が認められ、世界農業遺産に認定されました。

田園とため池、集落、里山が一体となった、のどかで美しい農村景観を後世に継承していくためには、農村景観との調和を図った良好な営農活動を実施していくことが必要不可欠です。

今後は、景観との調和のとれた良好な営農条件を確保するためにも、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」を策定することを検討します。

（２）魅力ある農村景観を保全・創出するための方針

〇循環型農林水産業システムの継承

- クヌギ林の伐採・再生を繰り返す原木しいたけ栽培やクヌギ林でかん養された水資源を活用した水田農業の維持・推進を図ります。
- 小規模なため池を複数連結させて必要な水量を確保する用水供給システムによる継続的な維持管理の仕組みの継承を図ります。

〇継続的な営農条件の確保

- 過疎化や高齢化が進んでいる地域では、農業の担い手育成をはじめ、営農組織や各種団体等による営農の継続方策を検討します。
- 現在、耕作放棄地になっているところについて、基盤整備が行われている農地を中心に、耕作条件の整備による農地の有効利用を推進します。

〇農村景観の魅力を発信する地域活動の推進

- 世界農業遺産の魅力を市内外に発信するため、案内看板の充実や視点場の整備、ため池等を巡って楽しめる小径づくり等の取組みを推進します。

【参考】景観農業振興地域整備計画に定める事項

〇景観農業振興整備計画の区域
〇景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
〇農業生産の基盤の整備や開発に関する事項
〇農用地の保全に関する事項
〇農業近代化のための施設整備に関する事項

7-4 自然公園法の許可の基準

本市の一部では、瀬戸内海国立公園（第 2 種特別地域、普通地域）が指定されており、景観計画区域と国立公園の地域が一部重複しています。

景観計画区域と国立公園の重複区域については、自然公園法の特例として、景観計画に定める基準を国立公園に関する自然公園法の許可の基準に追加できることとなっています。

今後、国立公園の特別地域において、自然公園法に基づく規制基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される場合には、関連機関と協議を行った上で、上乗せの許可基準を定めることを検討します。

8．景観づくりの推進に向けて

8-1 景観づくりの考え方

国東半島固有の地形や風土から培われてきた良好な景観は、市民共有の財産です。景観づくりは「地域づくり」でもあり、市民、事業者、行政のそれぞれが取組みの主体として、協働により進めていくことが重要です。そのためには、景観づくりの目標や方針を共有しながら、総合的かつ体系的に取組みを進めていくことが必要です。

■市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくため、地域ぐるみの環境美化活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方等、市民一人ひとりが自らできることから進めていくことが求められます。

景観づくりの主体であることを認識し、小さな取組みが少しずつ広がり、その活動の輪が地域に広がっていくように、身の回りから積極的に取り組むものとします。

■事業者の役割

建設業や商業、工業をはじめとする事業者は、事業活動等を通じて地域の活性化や経済活動の発展に貢献するとともに、事業所や店舗、屋外広告物等の形態や色彩は、周辺の景観に大きな影響を与えることを認識することが求められます。

事業所や店舗の緑化の促進や環境美化活動等、景観づくりに積極的に取り組むものとします。

■行政の役割

本景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し、景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、市民、事業者、行政の連携を積極的に推進します。

また、景観に関する啓発活動や情報提供等を通じて景観づくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。

8-2 景観づくりの推進に向けた施策と体制

（１）景観づくりに対する意識の向上

①景観資源の掘り起こし

景観計画の概要を広報に掲載するほか、定期的な写真コンテストの開催等により、国東市の良好な景観資源の選定やＰＲを図ります。

②景観資源のアーカイブ化と情報発信

本市の優れた景観資源を広く収集し、景観資源のアーカイブ化に向けた検討を進めます。四季の移ろいや経年変化も踏まえ、内容の充実を図ります。

アーカイブ化された景観資源については、インターネット等により市内外へ広く周知し、地域への愛着の醸成や観光振興に役立てていきます。

③景観教育の推進

小中学校、児童施設等において、教育機関や地域活動団体等と連携し、地域の景観を材料

に、歴史や文化、自然環境について学ぶことができる学習の機会づくりを推進します。

④景観に関する表彰制度の創設

景観づくりに対する関心を高め、積極的な参加を促進するため、景観に配慮した建築物や工作物、敷地内での植栽、景観づくりに関する活動等に対して、市民や事業者等を表彰していくことを検討します。

⑤景観向上の取組みへの支援（景観まちづくり団体の認定）

本市では、地域ぐるみでの環境美化活動をはじめ、市民、事業者による身近な緑化の促進、森林やため池の保全・整備、ウォーキングコースやトレッキングコースの整備・活用等、多様な取組みが進められています。

そこで、一定の区域における良好な景観の形成を推進することを目的に活動する団体を「景観まちづくり団体」として認定し、景観まちづくり活動への技術的支援や情報提供、広報、必要に応じた活動費用の助成等を検討し、市民が主体となった景観向上への取組みを支援します。

（２）景観法・制度の運用

①景観計画の充実

本景観計画の市民・事業者等への周知を図るとともに、本市の景観に影響を及ぼす大規模行為については、届出制度の運用、景観形成基準に基づく審査を行い、本市の景観の保全・誘導を図ります。

社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直し等を行い、柔軟かつ継続的な景観づくりに取り組みます。

②景観形成重点地区における景観形成

景観形成重点地区は、それぞれの景観形成基準に基づき、地区に相応しい良好な景観の誘導を図るとともに、市民、事業者及び行政との協働による継続的な景観形成を進めます。今後、地域住民活動の高まり等により、良好な景観形成の更なる推進が求められる地区については、新たに景観形成重点地区として追加し、指定することを検討します。

③景観ガイドラインの策定

良好な景観形成に向けて市民・事業者に対する理解を高めるため、景観ガイドラインの策定を進めます。

④景観重要建造物と景観重要樹木の指定と維持管理

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を進め、周辺の良好な景観づくりの推進及び適切な維持管理を図るとともに、その管理に要する費用の助成等を検討します。

⑤景観重要公共施設の指定と景観形成

河川や主要幹線道路等の景観上重要な公共施設は、国、県等の施設管理者との協議を踏まえ、景観重要公共施設としての指定を進め、質の高い公共施設の景観形成を図ります。

（３）景観づくりに関連する事業・計画等の推進

①優れた景観を眺めることのできる視点場の整備

優れた景観を眺めることのできる視点場の整備を進め、その周辺の樹木や雑草の維持管理や視点場を紹介するパンフレット等の作成を通じて、多くの人に本市の美しいふるさと景観を紹介していく取組みを進めます。

②他の計画や制度等との連携

景観法に基づく制度のみならず、地域地区、建築協定や地区計画等の既存の諸制度を活用して、建物の用途や形態の規制・誘導、緑地の確保等を図っていくことを検討します。

（４）景観づくり推進体制の構築

①庁内体制の確立

良好な景観づくりを推進するためには、都市計画・建築・土木等に関する部局のみならず、農林水産部局や商工・観光等の産業振興に関する部局、文化財担当部局等の様々な分野における部局の連携、協力、調整が不可欠であるため、関係各課で構成される横断的な協議の場の開催、定期的な運営を図り、景観施策の相互連携を図ります。

②国東市景観審議会の設置

景観計画の変更や、届出に関する勧告や変更命令等に向けた審議、景観形成重点地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等について、協議及び審査を行う機関として「国東市景観審議会」を設置します。

景観審議会は、本市の景観形成に関し専門的な知識を有する学識経験者や専門家、関係団体を代表する者、公募市民により構成され、それぞれの専門的な立場からの助言を踏まえ、審議を行います。

③国東市景観相談員制度の導入

景観計画の実行性を高め、より質の高い建築物等のデザインを誘導するためには、専門家等による助言等が不可欠です。このため、市民、事業者、行政に対して専門的立場からアドバイスを行う「景観相談員」制度を導入します。

景観相談員は、景観計画及び景観条例に基づく届出の事前協議や各種景観まちづくり、公共施設の整備等に対するアドバイスを行います。

④国・県・他市町村との連携

国や大分県のみならず、「国東半島宇佐地域」等の広域的なまとまりやつながりをもった関係市町村との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や適切な管理や各種事業の実施、景観形成に関する情報収集等に取り組みます。

また、地域の良好な景観・まちづくりに取り組む市町村や民間団体等に対し、景観づくり等についての指導・助言を行う「大分県景観アドバイザー」派遣制度の周知を図るとともに、制度の活用を促進します。

さらに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、本市の景観形成に効果的な施策の推進を図るとともに、県内及び全国の市町村の景観に関する先進的な取組みに関する情報収集に努めます。

（５）多様な主体の参画機会の提供

①景観協議会の設置検討

景観形成の推進に向けては、景観形成に関わる多様な主体や機関、地域住民や企業等、関係者間における相互理解と協力・連携の体制が不可欠です。景観法では、良好な景観形成に向け必要な協議を行う場として、「景観協議会」（景観法第 15 条）が位置づけられており、この組織（体制）の積極的な活用が期待されます。

地域住民、地域団体・ＮＰＯ等、自治会、事業者、国・県・市の行政機関、学識経験者・有識者等、学校・ＰＴＡ・子ども会及び教育委員会等、多様な主体が参画する体制により、官民が一体となって景観形成に取り組むことを目指します。

②景観整備機構の活用

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を促進するため、「景観整備機構」（景観法第 92・93 条）を活用し、良好な景観の形成を推進します。景観整備機構については、地域住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う公益法人又はＮＰＯ法人を、景観行政団体の長が指定します。

8-3 施策展開のスケジュール

景観づくりを進めていくための短期・中長期ごとの施策展開スケジュールを掲げます。

「癒やされ、やすらぐ　心のふるさとの景観づくり」の実現に向けて、景観法を積極的に活用するとともに、景観法では担保することができないハード整備やソフト施策等については、関連する法制度や施策等と連携しながら、総合的に推進していきます。

取組み ＼ 時期		短　期（概ね 5 年）	中長期（5～10 年）
景観づくりに対する意識の向上	景観資源の掘り起こし	掘り起こし	
	景観資源のアーカイブ化と情報発信	アーカイブ化検討・運用・情報発信	
	景観教育の推進	検討・実施	継続
	景観に関する表彰制度の創設	検討・創設	継続
	景観向上の取組みへの支援（景観まちづくり団体の認定）	検討・実施	継続
景観法・制度の運用	景観計画の充実	条例制定・運用	必要に応じ見直し
	景観形成重点地区における景観形成	状況・必要に応じ指定	熟度に応じ追加・拡大
	景観ガイドラインの策定	策定・運用	検討・見直し
	景観重要建造物と景観重要樹木の指定と維持管理	抽出・所有者の同意が整い次第、指定・維持管理	
	景観重要公共施設の指定と景観形成	協議・指定	条件が整い次第、実施
景観づくりに関連する事業・計画等の推進	優れた景観を眺めることのできる視点場の整備	整備・実施　検討　整備拡充	
	他の計画や制度等との連携	制度の周知	条件が整い次第、実施
景観づくり推進体制の構築	庁内体制の確立	窓口設置・体制整備	
	国東市景観審議会の設置	設置	開催
	国東市景観相談員制度の導入	検討・実施	継続
	国・県・他市町村との連携	取組みの継続	
多様な主体の参画機会の提供	景観協議会の設置検討	設置検討	継続
	景観整備機構の活用	制度の周知	条件が整い次第、実施

平成31年3月

発行　国東市　編集・事務局　政策企画課

〒873-0503
大分県国東市国東町鶴川 149 番地
TEL：0978-72-1111
FAX：0978-72-5022
URL：http://www.city.kunisaki.oita.jp/